

コロナ禍における特定非営利活動法人に  
関する実態調査報告書

---

2022(令和4)年3月

神奈川県政策研究センター

---

# コロナ禍における 特定非営利活動法人に 関する実態調査

## 3 はじめに

## 4 PART.1 神奈川県内における非営利活動の変遷

1. 本調査の対象団体を中心とした神奈川県内における非営利活動の変遷
2. 神奈川県内の特定非営利活動法人数の年次推移(1999～2020年)
3. 神奈川県内の活動分野別法人数の比率～全国、地域別比較から

## 10 PART.2 本調査の概要

1. 調査目的
2. 調査対象
3. 調査手法

## 13 PART.3 アンケート調査の概要

1. 回答結果
2. 調査結果
  - ① コロナ禍における活動状況
  - ② 関係機関との連携
  - ③ 人的資源の状況
  - ④ 財政の状況
3. 小括
  - ① 調査結果の概要
  - ② 政策的なインプリケーション

## 40 PART.4 ヒアリング調査の概要

1. 回答結果

2. 調査結果
  - ① コロナ禍における活動状況
  - ② 関係機関との連携
  - ③ 人的資源の状況
  - ④ 財政の状況
  - ⑤ 今後の非営利活動への支援
3. 小括
  - ① 調査結果の概要
  - ② 政策的なインプリケーション

## 51 PART.5

### コロナ禍で顕在化した社会的課題と非営利活動の展開

1. コロナ禍での非営利活動における概観
2. コロナ禍による生活困窮者の顕在化と非営利活動
3. 既存の支援制度の枠外にある女性、子ども、外国籍県民等の問題の顕在化
4. 地域における行政と非営利活動の連携・協働
5. 今後の非営利活動の展望
  - ① 横断的な連携による地域社会における「面的な」展開
  - ② 地域共生社会のビジョンと非営利活動

## 67 PART.6 今後の施策にむけて

1. 「活動」面からみえた政策的含意
  - ① コロナ禍において、地域で「機能」している非営利活動におけるイノベーティブな活動への注目と実態把握
2. 「連携」面からみえた政策的含意
  - ① 行政と非営利活動の横断的つながりの強化
  - ② 多様な主体で構成されるプラットフォームづくりの推進
  - ③ 行政と非営利活動団体の「協働」の再認識の上での実践
3. 「人的資源」面からみえた政策的含意
  - ① 職員の研修・教育の機会拡大
  - ② 場づくりのコーディネーター・専門スタッフ等の育成支援
  - ③ 大学生を中心とした若者のボランティアやインターンシップの機会拡充
4. 「財政」面からみえた政策的含意
  - ① 多様な財源の確保のための意識醸成

## 72 おわりに

## 75 付録(質問票)

# はじめに

神奈川県政策研究センターでは、調査研究事業の一環として、地方自治体の政策課題をテーマに設け、当センター内で研究チームを組み、毎年度調査を実施してきた。令和3年度のテーマ別調査では、コロナ禍でこそ積極的に展開すべき政策に生かせること及び部局事業での活用に資する調査をテーマとし、「コロナ禍における特定非営利活動法人の実態に関する調査」を実施した。本報告書は、その調査研究の成果をまとめたものである。

1998年の特定非営利活動推進法（NPO法）成立から、約四半世紀が立ち、NPOをはじめとした非営利活動をめぐる社会環境もだいぶ様変わりしてきたといえる。2000年代の介護保険制度導入等による社会福祉法人などの増加、2008年の公益法人改革による一般法人制度の実現、2020年の労働者協同組合法成立など法人形態の多様化が進み、今後、多様な組織形態のなかでそれぞれの目的に準じた非営利活動が展開されることが予想される。神奈川県は、NPO法成立以前より、ボランティア活動の総合的支援のために公設公営としては全国に先駆けて「かながわ県民活動サポートセンター」を開設し（1996年）、また、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、ボランティア団体と県が「協働」して事業を進めたり、活動を促進するための支援を行う「かながわボランティア活動推進基金21」を設置するなど（2001年）、県内の非営利活動の推進に積極的に取り組んできた。そして、その時代ごとに、県内の非営利活動は活動スタイルを変えながらも、時代が要請する社会課題と向き合いながら展開してきたといえるだろう。

2019年末から続く新型コロナウイルスの流行は、世界規模でのロックダウン、外出規制など過去前例を見ない事態をもたらし、それは日本も例外ではない。そうした状況下で、多くの社会・経済活動が制限されるなか、県内における非営利活動がどのように展開されているのか、その実態について把握することが本調査の目的である。また、本調査では、貧困や社会的孤立に苦しむ既存の福祉や支援制度では捕捉しえない生活困窮者や女性、子ども、外国籍県民などへの支援に際して、NPO団体をはじめとした非営利団体が積極的に活動を展開していることを明るみにしている。さらに、コロナ禍における非営利活動の実態把握の結果から、今後のアフターコロナ社会を見据えた非営利活動の展望についても考察を進めた。現在の非営利活動における課題、また今後必要とされるであろう政策的方向性も含めて検討している。

本報告書が今後のNPOをはじめとした非営利活動に資するのみならず、非営利活動の関連する保健・医療・福祉、または子どもや女性、人権、外国人問題など、多様な政策分野での施策を考える上で参考となることを願ってやまない。最後に、今回の調査に際してご協力をいただいた関係者の皆様に対して心より感謝の意を表したい。

令和4年3月

神奈川県政策研究センター

---

本報告書では、加藤壮一郎（特任研究員）、平田実、大塚有紀、大内彩衣が本稿にかかる調査・執筆を担当した。

# PART. 1

# 神奈川県内における非営利活動の変遷

## 1. 本調査の対象団体を中心とした神奈川県内における非営利活動の変遷

本節では、紙面の制約上、多様な活動分野を要する非営利活動全般を網羅するには限界があることから、本調査報告書におけるアンケート結果やヒアリング結果を解釈するにあたって関連する事象に注目して要約した。なお、本調査でのヒアリング対象団体は文脈に沿って、本文中または（ ）で紹介している。

### 1980～90年代

1980年代までの神奈川県内における市民活動の多くは、環境保全活動や、障がい者差別や民族差別に声を上げる当事者団体、米軍基地に反対した平和運動や非核自治体運動など、国や自治体に改善を迫る異議申し立ての運動で、多くは反対運動のかたちをとっていた。一方で、1980年代後半より、地域や社会の問題を上げて意思表示をする活動が増え、市民活動が異議申し立てから実践型提案のスタイルに変化し始めた。1988年5月には神奈川県内で本格的な市民活動の情報交流や市民活動に共感する市民・研究者・行政職員などの協力関係を構築することを目的とした中間支援団体「まちづくり情報センターかながわ（アリスセンター）」が発足している。

1980～90年代にかけて、地方自治体における文化行政が本格化して、各地で公立文化施設の建設が増加した。1990年には、芸術文化振興基金と（社）企業メセナ協議会が創設され、官民ともに芸術文化に対する支援体制ができあがった（特定非営利活動法人STスポットよこはま）。

また、この時期には全国的に子どもの「不登校」の問題が顕在化して、こうした子どもたちの居場所を作る親の会などが多く発足している（特定非営利活動法人子どもと生活文化協会）。

1995年の阪神・淡路大震災を契機に被災地における市民活動団体やボランティアの活躍が目ざされ、社会貢献活動の重要性が全国的に再認識される中で、市民活動を法人化できる制度への関心も高まった。国会の議論にも乗り、1998年のNPO法成立へとつながった。

本県でも、こうした気運のなかで、1996年4月にボランティア活動の総合的支援のために公設公営としては全国で初めての「かながわ県民活動サポートセンター」が開設された。

### 2000年代

NPO法成立後、法が定める「特定非営利活動」の活動分野は、2003年には12分野から17分野と多様化して、多くのNPO団体が設立された。

本県では、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、公益を目的とする事業に取り組むボランティア団体等の活動の促進を目的として、2001年にかながわボランティア活動推進基金21（基金21）を設置し、公益を目的として、県と協働して取り組む事業へ応分の負担をする「協働事業負担金」、公益を目的として取り組む事業へ補助する「ボランティア活動補助金」等の事業を実施している。

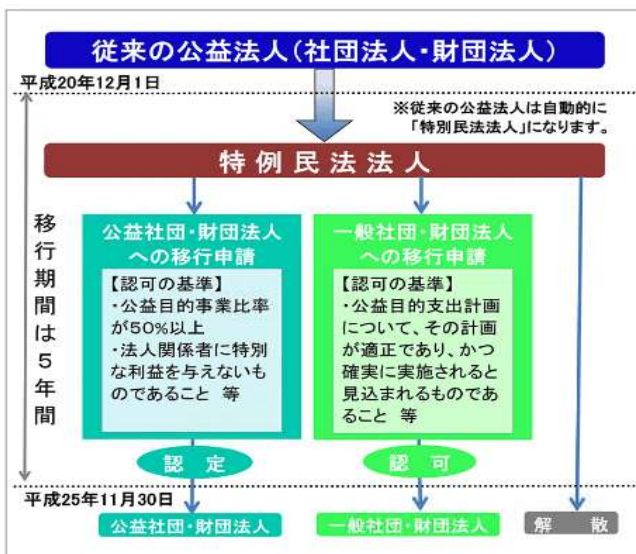
同時期に横浜市にも市民活動支援センターが設置されるなど、市民活動醸成への機運は市町村の間でも見られるようになった。

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正、その後の外国人実習技能制度の導入等により、外国籍県民が増加するにつれて、地域生活におけるトラブルや労働問題等が生じてきた。本県では、1990年代後半から、外国籍県民かながわ会議、NGOかながわ国際協力会議等を設置して、外国籍県民の課題解決に取り組んでいる。2001年には、これらの取り組みのネットワークから、外国籍県民の居住支援、生活相談を実施する特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンターが発足している。

また、子どもをめぐる課題は、社会環境の変化とともに多様化していった。特に2001年には附属池田小学校事件の発生や、同年に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）など、家庭内暴力または子どもへの暴力に対する社会的な意識も高まったといえる。県内でも、基金21との協働事業等で恋人間の暴力（デートDV）防止等の先進的な取り組みが展開された（特定非営利活動法人エンパワメントかながわ）。

2008年には公益法人改革によって、登録によって簡易に設立できる一般法人制度が実現することで、非営利活動の領域において、法人形態の多様化が進むこととなる（図1-1）※。

図1-1 公益法人改革の経緯



※平成25年「公益法人に関する概況」(移行期間の総括)を参照。図1-1は、公益社団法人新居浜法人会ホームページより引用。  
<http://niihama-hojinkai.jp/publics/index/76/> (2022年3月29日閲覧)

## 2010年代以降

非営利セクターの成熟に伴い、さらに豊かで自立した地域社会づくりのため、NPO支援活動に携わる市民・NPO・企業・行政機関など、さまざまな人や組織、社会資源をつなぐ中間支援活動も台頭してきた（一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ）。

また、行政からの委託事業に頼るだけでなく、地域課題を地域資源などの活用からビジネスの手法によって解決するコミュニティビジネスが普及しはじめた。あわせて、地域に限定せずにビジネス手法を用いて、社会的課題の解決や社会変革を目的としたソーシャル・ビジネス（社会的起業）も普及しはじめている。これらのビジネスを志す団体に対して支援を実施する中間支援組織も出現した（関内イノベーションイニシアティブ株式会社）。

これらコミュニティビジネスの普及、助成支援の一定程度の多様な展開などを背景として、自分たちの活動目標に合わせて、行政、企業、財団、自治会、商店会、学術関係者などの幅広い主体とのネットワークから、子育て世代の親の社会的孤立を防ぐための支援等を実施する団体などで参加者が主体となりうるような活動も出現している（特定非営利活動法人こまちぷらす）。

非営利活動に対する財政的援助に対しては、公的支援のみならず、企業や民間財団による助成も多様となった。地域活動へのきめ細かい継続的な助成を実現しているコミュニティ財団の存在も草の根レベルからの地域活動を支援している（公益財団法人かながわ生き生き市民基金）。

2010年代に入ると、非正規労働者の増加や社会的格差の広がりによって、既存の福祉や支援制度では捕捉しえない生活困窮者が急激に増加した。こうした生活困窮者を対象として、2013年の生活困窮者自立支援法制定に基づき、2015年から生活困窮者自立支援制度が開始され、基礎自治体では自立相談支援事業が開始された。

県内の多くの自治体では、直営または社会福祉協議会により、自立相談支援事業が運営されているが、任意事業についてはNPO団体等が受託し多様な支援を展開しているケースがある（座間市、特定非営利活動法人ワンエイド）。鎌倉市では一般社団法人インクルージョンネットかながわが受託している。

同様に「子どもの貧困」問題も顕在化し、子ども食堂や無料学習支援の活動などが全国で展開された。本県でも、教師や保育士等の実務経験のある人がこうした活動を立ち上げている事例があり、地域の小中学校や地域コミュニティとの連携が見られる（須賀の寺子屋、相模原市）。

県内の子ども食堂等への食品支援に際しては、2018年3月に設立された県内最大のフードバンク組織である公益社団法人フードバンクかながわは、2020年より続くコロナ禍における貧困対応に際しても大きな存在感を見せている。当団体は貧困対策を主目的として設立され、構成団体も多彩な非営利組織で構成され、生活協同組合の輸送網などを利用して、県内外で子ども食堂や貧困家庭などの支援を展開している。

こうした生活支援と並行して、住まいの支援に対するニーズも近年ますます高まってきた。2007年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の施行を受け、住宅確保要配慮者への居住支援をするため、地方公共団体、不動産関連団体、居住支援団体を構成員として2010年に神奈川県居住支援協議会が設立された。以降、川崎市、横浜市、鎌倉市、座間市で設立されている。また団地住民の高齢化等に対応した地域コミュニティの維持・再生のため、コミュニティカフェなどを運営して住民交流などをすすめる非営利団体が存在感を發揮している（特定非営利活動法人ふらっとステーションドリーム）。

こうした展開の中で、2016年以降は、NPO法人認証数は全国的に5万1千台のまま伸びが見られず、一般法人数は種別あわせて11万を超えている。2020年には労働者協同組合法が成立するなど、それぞれの法目的を活かした形での非営利活動が今後展開されるであろう。

#### 主要参考文献

- (1) 神奈川県自治総合研究センター（2008）『NPOとの協働の新たな展開（平成19年度部局共同研究チーム報告書）』
- (2) 川崎あや（2020）『NPOは何を変えてきたか』有信堂

#### 参考サイト

神奈川県ホームページ 「NPO・ボランティア」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/menu/1/16/85/index.html>  
(2022年3月29日閲覧)

表 1 - 1 本調査の対象団体を中心とした神奈川県内における非営利活動の変遷

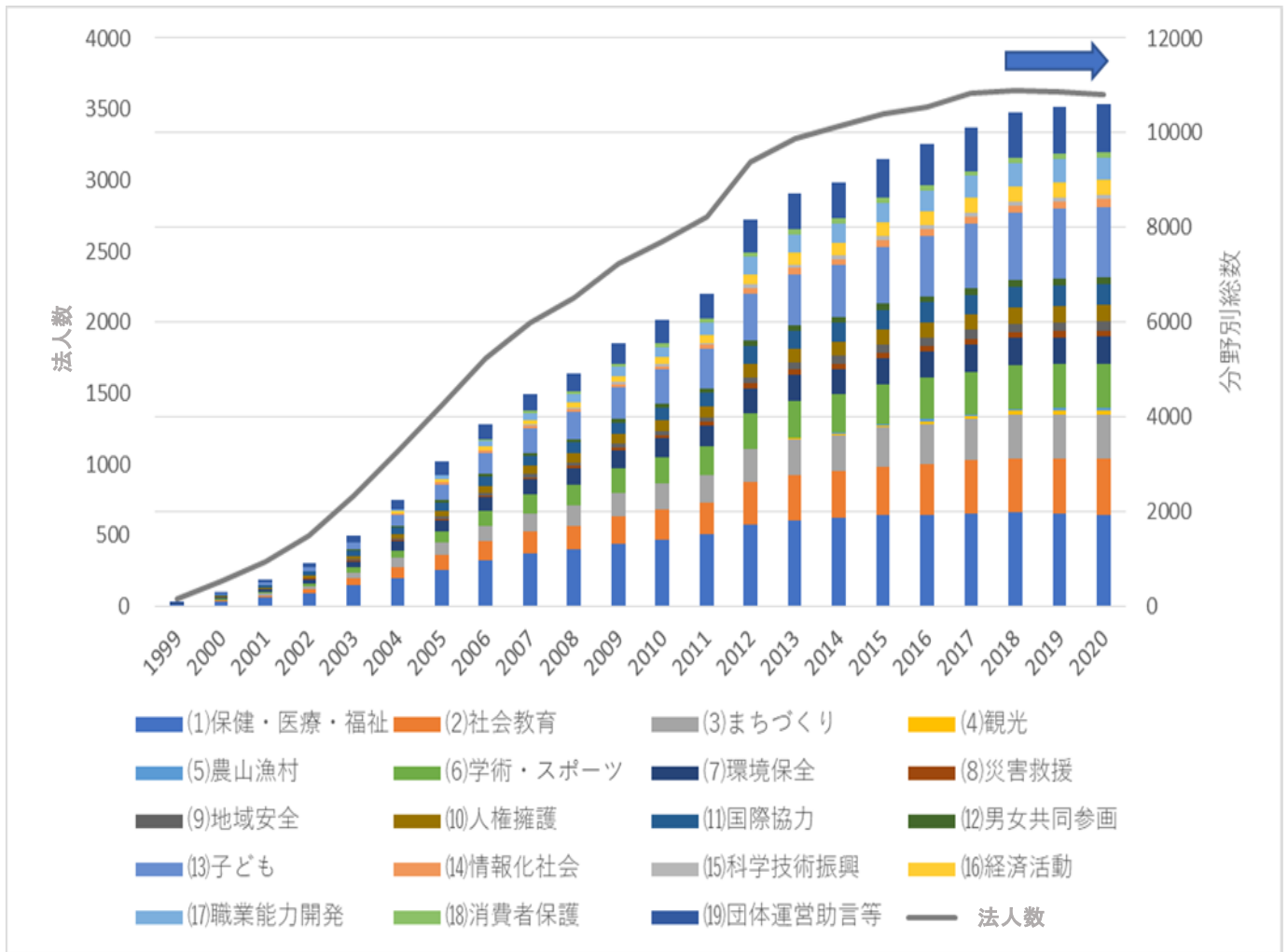
西暦	和歴	社会的事象	国	県	県内自治体(※1)	団体設立(※2)
1985	昭和60	プラザ合意	男女雇用機会均等法改正			
1986	昭和61		労働者派遣法施行			
1987	昭和62	バブル景気				STスポットよこはま
1988	昭和63					まちづくり情報センターかながわ
1989	平成 1					
1990	平成 2		出入国管理及び難民認定法改正			
1991	平成 3	バブル崩壊				
1992	平成 4		学校週休二日制の導入			子どもと生活文化協会
1993	平成 5		外国人実習・技能制度			
1994	平成 6					
1995	平成 7	阪神・淡路大震災				
1996	平成 8			かながわ県民活動サポートセンター設置		
1997	平成 9	山一証券破綻	介護保険法成立			
1998	平成10		特定非営利活動法人法成立	外国籍県民かながわ会議		
1999	平成11					
2000	平成12		介護保険制度開始		横浜市市民活動支援センター設置	
2001	平成13	附属池田小事件	配偶者暴力防止法成立	かながわボランティア活動推進基金21条例施行		かながわ外国人サポートセンター
2002	平成14					
2003	平成15		労働者派遣法改正(派遣労働者増加)			
2004	平成16					エンパワメントかながわ
2005	平成17		障害者自立支援法成立			ふらっとステーションドリーム
2006	平成18		地域若者サポートステーション事業開始			
2007	平成19		住宅セーフティネット法成立			
2008	平成20	リーマンショック	公益法人制度改革			ソーシャルコーディネートかながわ
2009	平成21	年越し派遣村		かながわコミュニティカレッジ開設		
2010	平成22		外国人技能実習制度導入	ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例施行 神奈川県居住支援協議会設立		インクルージョンネットワークかながわ 関内イノベーションイニシアティブ
2011	平成23	東日本大震災				
2012	平成24		障害者総合支援法成立			
2013	平成25		子どもの貧困対策推進法成立			生き活き市民基金 こまちぶらす
2014	平成26					
2015	平成27		生活困窮者自立支援法施行 女性活躍推進法施行		生活困窮者支援事業開始(県内基礎自治体)	
2016	平成28				相模原市子どもの居場所支援開始	須賀の寺子屋
2017	平成29		住宅セーフティネット法改正	基金21協働事業による「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」設立		
2018	平成30				横浜市居住支援協議会設立	フードバンクかながわ
2019	令和 1		出入国管理及び難民認定法改正			
2020	令和 2	新型コロナウイルス感染症の拡大	労働者協同組合法成立		横浜市市民活動推進センター開設	
2021	令和 3				座間市居住支援協議会設立	

※ 1・2 本調査にご協力いただいた自治体・団体等について記載しています。



## 2. 神奈川県内の特定非営利活動法人数の年次推移 (1999～2020年)

図1-2 神奈川県内の特定非営利活動法人数と分野別総数



### 特定非営利活動法人数と分野別総数

1998年のNPO法施行後、法人数は増加している(図1-2)※。

2003年のNPO法改正に際して、活動分野が12種類から17種類に引き上げられ、2000年代から2010年代前半にかけて法人数は増加している。2012年のNPO法改正に伴って、所轄庁が都道府県、政令指定都市に変更され、活動分野は更に20種類に拡張した。(2012年に法人数が急増しているのは内閣府からの移管が224法人あったため。)

2010年代の後半になると法人数の増加は鈍化している。構成員の高齢化や、2008年には公益法人制度改革の一環で一般法人制度が創設され、一般法人等が普及したことによる影響も考えられる。

※ 内閣府の特定非営利活動法人名簿による資料から作成。一団体の活動分野は重複している。例えば、環境保全団体であれば、環境保全そのものだけでなく、地域行事の主催や調査研究等が活動に含まれていれば、社会教育、学術・スポーツなどが分野として含まれている点に留意。

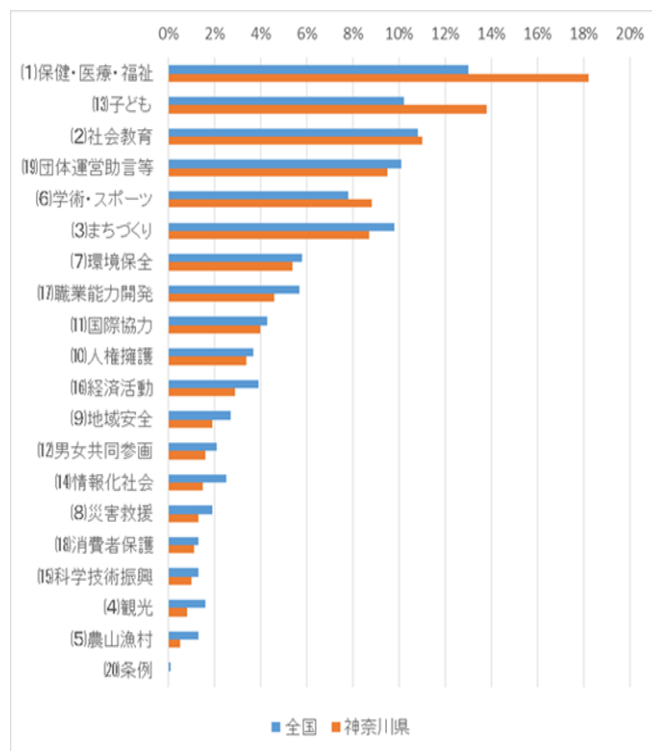
### 3. 神奈川県内の活動分野別法人数の比率 ～全国、地域別比較から

#### 全国と神奈川県の活動分野別法人数の比率

全国との活動分野別法人数の比率を比較すると、神奈川県では、「保健、医療・福祉」（第1号）、「子どもの健全育成」（第13号）、「社会教育」（第2号）、「団体運営助言等」（第19号）と続き、「保健、医療・福祉」、「子どもの健全育成」「学術、文化、芸術・スポーツ」（第6号）の比率が全国に比して高い。

上記の3分野に「社会教育」を加えた分野以外では、全国比率に比して若干低い傾向がみられた。

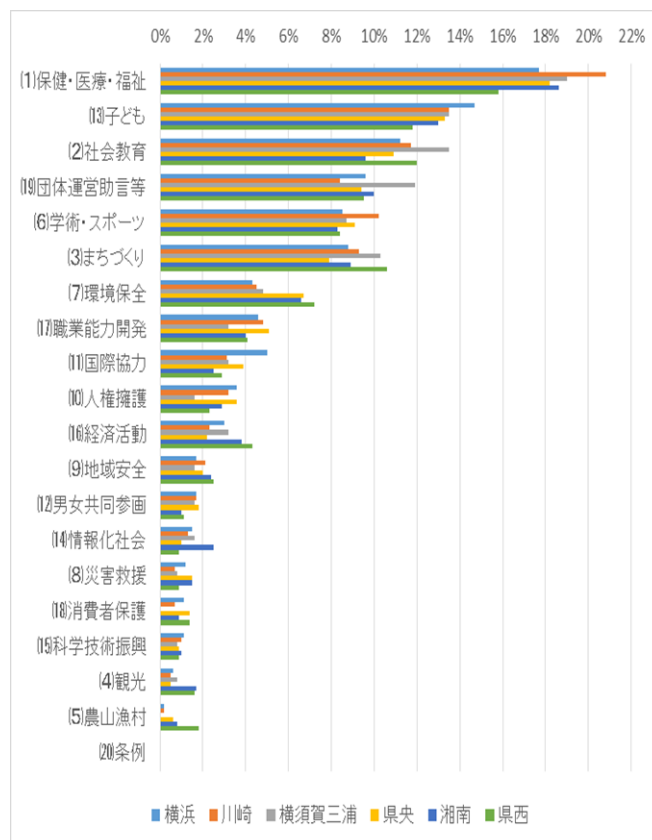
図1-3  
全国と神奈川県の活動分野別の法人数比率



#### 神奈川県内の地域別による活動分野別法人数の比率

神奈川県内の地域別による活動分野別法人数の比率を比較すると、川崎市では「保健、医療・福祉」、「学術、文化、芸術・スポーツ」、横浜市では「子どもの健全育成」、横須賀三浦地域では「社会教育」、「団体運営助言等」、「まちづくり」、県央地域では「職業開発能力」、「人権擁護」、湘南地域では「国際協力」、「情報化社会」、県西地域では「まちづくり」、「環境保全」、「経済活動」「農山漁村」がそれぞれ、他の地域に比して比率が高い傾向がみられた。

図1-4  
神奈川県内の地域別による活動分野別の法人数比率



## 1. 調査目的

コロナ禍において、オンライン化などに対応してコロナ禍で顕在化している貧困や社会的孤立など様々な地域課題の解決に向けた活動を積極的に展開する特定非営利活動団体がある一方で、感染拡大等の防止のために活動を縮小または停止している団体もある。本調査では、これらのNPO活動の「二極化」に注目し、その実態を把握し、コロナ以後これらの団体の活動の持続可能性についても把握することを目的とする。

## 2. 調査対象

神奈川県全域における特定非営利活動団体や一般社団法人等も含む非営利活動団体とする。

## 3. 調査手法

### ① アンケート調査

神奈川県全域の特定非営利活動法人を対象に1500法人を無作為抽出で選定し、調査依頼書を郵送後、回答者は、依頼書の二次元コードまたはアンケートホームページのURLから、神奈川県電子申請システム（e-kanagawa）にアクセスしてアンケート様式に回答する。回答期間は2021年9月15日から10月18日であった。

### ② 事前ヒアリング調査

ヒアリング対象団体を選定するにあたって、県内で活動する主要な中間支援団体3団体へ事前ヒアリングを実施した。県内の非営利活動の活動状況を確認しながら、各団体から推薦をいただいた団体を中心にヒアリング対象団体を選定した。

表2-1 事前ヒアリング団体の活動内容とヒアリング実施日

	ヒアリング団体	活動内容	主な活動地域	実施日
1	横浜市市民協働推進センター	横浜市内の地域団体・NPO・企業・大学・市民等への情報提供活動支援	横浜市	2021/4/27
2	特定非営利活動法人 まちづくり情報センター(アリスセンター)	県内の様々な社会課題に取り組む市民、専門家、行政等の協働、政策提言	神奈川県	2021/5/10
3	一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ	地域活動やNPO活動に対する相談、研修等を実施	神奈川県(主に県央部)	2021/5/26

### ③ ヒアリング調査

県内の特定非営利活動法人、特定非営利活動法人ではない非営利団体・自治体担当部署（16か所）のヒアリングを実施した（詳細は40～50頁）。

### ④ 調査項目

アンケート調査、ヒアリング調査では共通して以下の主要な調査目標を4つ設定して、そこから13の指標を設定している。

第一は、コロナ禍における活動状況に関するもので、指標①「活動量」、②「活動場所」、③「オンライン活動」、④「今後の展望」とする。

第二は、関係機関との連携に関するもので、指標⑤「要支援者への支援」、⑥「中間支援」、⑦「行政・関係機関との連携」とする。

第三は、人的資源の状況に関するもので、指標⑧「代表者の属性・活動」、⑨「職員の属性・活動」、⑩「ボランティアの属性・活動」とする。

第四は、財政の状況に関するもので、指標⑪「コロナ禍での支援制度の活用」、⑫「収益の状況」、⑬「支出の状況」とする。

第五は、「その他」として、非営利団体への支援制度や環境整備に関わる意見等とする。なお、表2-2では、アンケート調査にかかる調査項目を提示した。

表2-2 アンケート調査項目

調査目標	指標	問	枝番	質問項目
1. コロナ禍における活動状況	1. 活動量	1	1・2	活動量の増減(主観)
			3・4	活動日数
	2. 活動場所	2	1	活動場所
			2	事務所
			3	活動場所の確保状況
			4	事務所の確保状況
	3. オンライン活動	3	1	オンラインの導入状況
			2	オンライン活用の学習状況
	4. 今後の展望	5	4	- 活動実施にあたっての課題
			1・2	今後の継続意欲
2. 関係機関との連携	5. 要支援者への支援	6	3	新たな活動や支援対象者の発見
			1a	個別の支援対象
			1b	支援形態
	6. 中間支援	6	1c	支援内容
			2a	中間支援の支援対象
			2b	中間支援の支援形態
	7. 行政・関係機関との連携	7	2c	中間支援の支援内容
			1	連携状況の増減
			2a	連携先
	3. 人的資源の状況	8. 代表者の属性・活動	8	2b
1				性別
2				年齢
3				活動年数
4				専門能力(職業経験・職業資格等)
9. 職員の属性・活動		9	5	コロナ対応に際しての苦労点
			1	人数と構成
			2	年齢
			3	勤続年数
			4	専門能力(職業資格・検定等)
10. ボランティアの属性・活動		10	5	コロナ対応に際しての苦労点
			1	コロナ期での稼働状況
			2	人数と構成
			3	年齢
			4	勤続年数
	5		専門能力(職業資格・検定等)	
4. 財政の状況	11. コロナ禍での支援制度の活用	11	6	コロナ対応に際しての苦労点
			1a	支援制度の利用状況
			1b	活用した支援制度
			1c	支援制度の認知方法
			1d	満足度
			1e	支援制度を利用しなかった理由
	12. 収益の状況	12	2	支援制度への要望
			1a	2019年度収益
	13. 支出の状況	13	1b	2020年度収益
			2	満足度
1a			2019年度支出	
1b			2020年度支出	
5.その他		-	2	満足度
			-	支援制度や環境整備に関わる希望

ヒアリング調査では、アンケート調査のヒアリング項目に準拠した形で質問項目を構成したが、個々の団体・個人の経歴の特性から、回答者によっては、ヒアリング内容にもばらつきが予想されることから、以下の調査項目を設け半構造化インタビューによる調査を実施した（表2-3）。

項目立てについては、設立の目的・経緯（1-1・1-2）、コロナ禍の活動（2-1）、連携（1-3、2-2）、人材（1-4、1-3）、財政（1-5、2-4）、今後の支援の方向性（3）とした。

表2-3 ヒアリング調査項目

	項目	枝番	内容	ヒアリングの要点
1	設立の目的・経緯	1	設立動機	(代表者による)設立動機について
		2	活動	どのような社会課題・地域課題に向けて活動を実施しているか。
		3	連携	どのような団体等と連携・協働してきたか
		4	人材	代表者・職員・ボランティアの属性等
		5	財政	主に収支構造(事業モデル)
2	ウィズ・アフターコロナにおける活動	1	コロナ禍の活動	個別支援 中間支援
		2	連携	どのような団体等と連携・協働してきたか
		3	人材	人材の確保、育成、雇用など
		4	財政	支援制度の利活用
3	今後の支援		今後、必要とされる支援、支援制度等の希望	

## 1. 回答結果

### ① 回答形式

統計法に基づく統計調査として、特定非営利活動法人に関する実態調査を、e-kanagawaによる電子アンケート形式で実施した。

### ② 対象法人

神奈川県知事、横浜市長、川崎市長又は相模原市長が所轄する特定非営利活動法人から単無作為で抽出した1,500法人に電子アンケート実施の案内状を郵送し、二次元コード、e-kanagawaのURLへのアクセス方法を示し、回答の協力を依頼した。

### ③ 回答期間・方法

2021年9月15日から2021年10月18日まで実施した。当初は9月15日から10月6日までの期限を設定していたが、送付法人から役員会等での承認が必要などの理由から、提出期日の延期を求める複数の要望を受けて10月18日に提出期限を延長した。また、電子アンケートに対応できない団体については、別途、電子アンケートの内容と同様の回答用紙を電子メールまたは紙で郵送し、回収した。

### ④ 回答率

発送数は1,500法人、不達数は119法人、有効回答数は260法人で、回答率は17.33%となった。

### ⑤ 回答法人の主たる属性

#### i 回答法人の主たる事務所の所在地

回答法人の主たる事務所の所在地の分布を示した。横浜市が半数近くを占めており、川崎市、相模原市と政令市が続いた。(N=260)

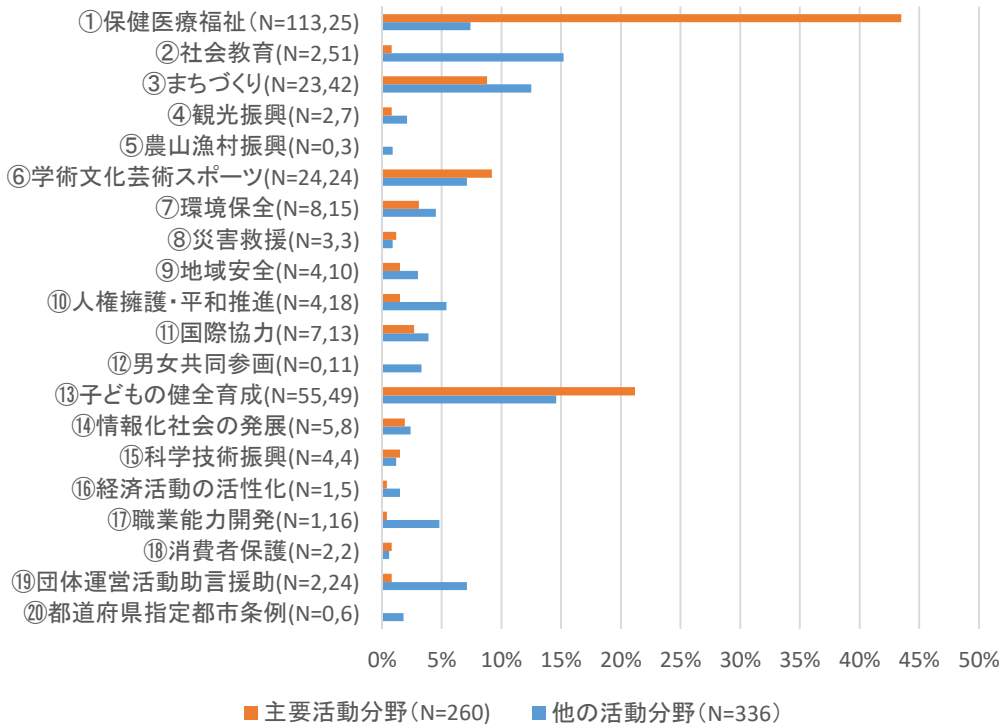
所在地	法人数	比率
横浜市	115	44.2%
川崎市	25	9.6%
相模原市	22	8.5%
横須賀市	11	4.2%
平塚市	11	4.2%
藤沢市	9	3.5%
小田原市	7	2.7%
厚木市	7	2.7%
鎌倉市	5	1.9%
秦野市	5	1.9%
海老名市	4	1.5%
茅ヶ崎市	3	1.2%
逗子市	3	1.2%
大和市	3	1.2%
伊勢原市	3	1.2%
座間市	3	1.2%
綾瀬市	3	1.2%
寒川町	3	1.2%
大磯町	3	1.2%
三浦市	2	0.8%
南足柄市	2	0.8%
葉山町	2	0.8%
二宮町	1	0.4%
松田町	1	0.4%
湯河原町	1	0.4%

#### ii 回答法人の認証・認定状況

回答法人の認証・認定状況を示した。(N=260)

認証・認定状況	法人数	比率
特定非営利活動法人	241	92.7%
認定・特例認定非営利活動法人	19	7.3%

### iii 回答法人の活動分野



※グラフの項目は、活動分野（N=前者が主要活動分野法人数、後者は他の活動分野法人数）

左図では、回答団体の活動分野の分布を表した。主要活動分野では、第1号の保健医療福祉分野、第13号の子どもの健全育成分野が突出している。これらの分野は県内の活動分野においても比率が高い分野であるものの本調査における回答率はこれらの比率に対しても相対的に高くなってきている。コロナ禍における活動実態等のテーマから、これらの活動分野の法人の関心が高かったことがうかがえる。

## 2. 調査結果

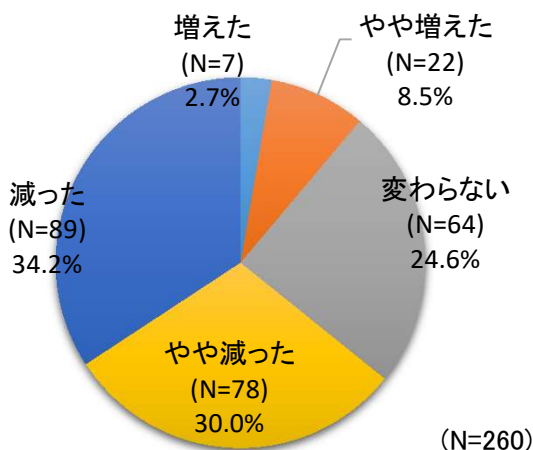
以下の7点に則して調査結果を表示する。①質問票は巻末に付録として添付した。②文中または図表中の（N=〇）の表示を有効回答数とする。③自由回答を中心に説明が必要と思われる間については記述を捕捉した。④調査結果は、37頁以下の「3. 小括」で整理した。⑤平均値等の数値は、四捨五入の上小数点第2位まで表示する。⑥自由回答は原文を尊重しているが一部文体を整えた。⑦問8-4a、9-4a、10-5a、また問8-5、9-5、10-6は比較可能な設問である為まとめて集計した（30頁）。

### ① コロナ禍における活動状況

#### 指標1:活動量

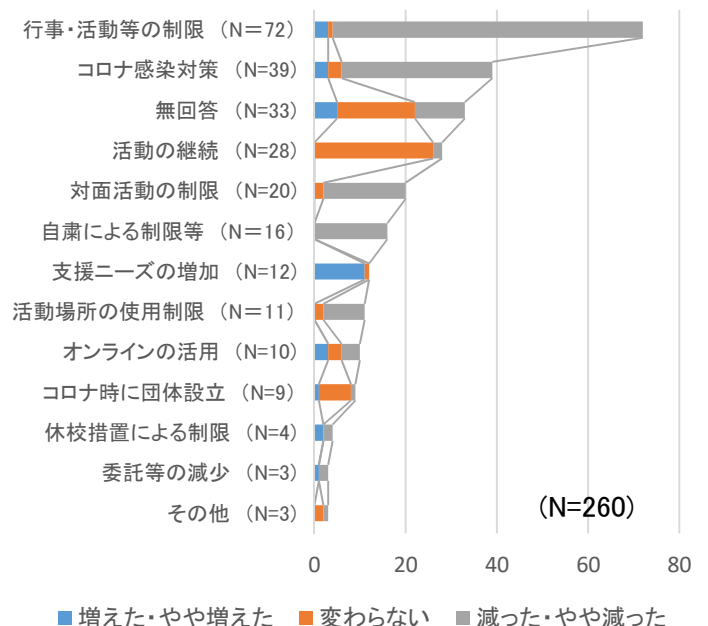
問1-1（選択・択一）

コロナ禍の活動量について、コロナ禍以前と比べてどのように変化したと感じていますか。



問1-2（自由回答・コーディング※1）

問1-1で回答された理由についてご記述ください。



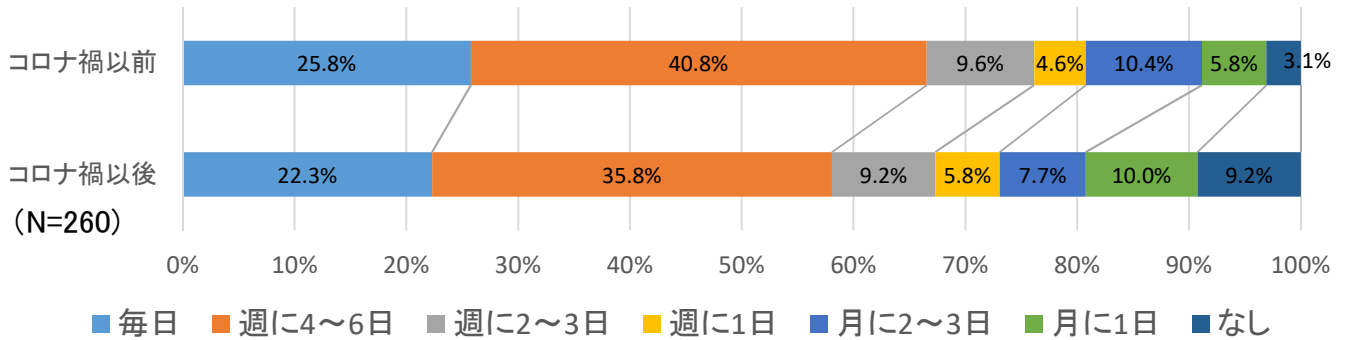
※1 自由回答で意味が似ている内容をカテゴリーごとに分類して分類した。

問 1-3 (選択・択一)

コロナ禍以前はどのくらいの頻度で活動されていきましたか。

問 1-4 (選択・択一)

現在はどのくらいの頻度で活動されていますか。

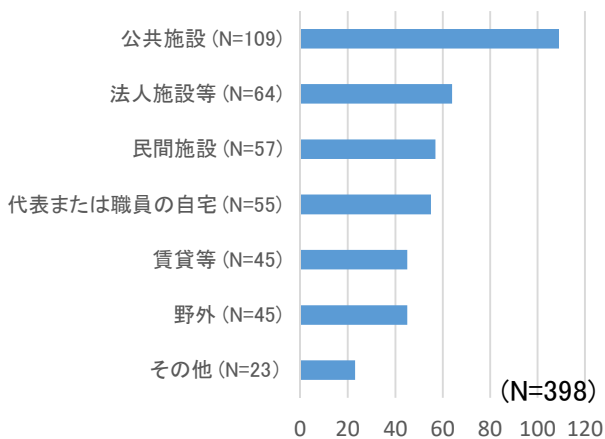


指標2: 活動場所

問 2-1 (選択・複数・コーディング)

貴団体の通常の活動場所についてすべて選択ください。差し支えなければ、公共施設、民間施設、野外、その他の場合は具体的な施設名をご記述ください。

※2

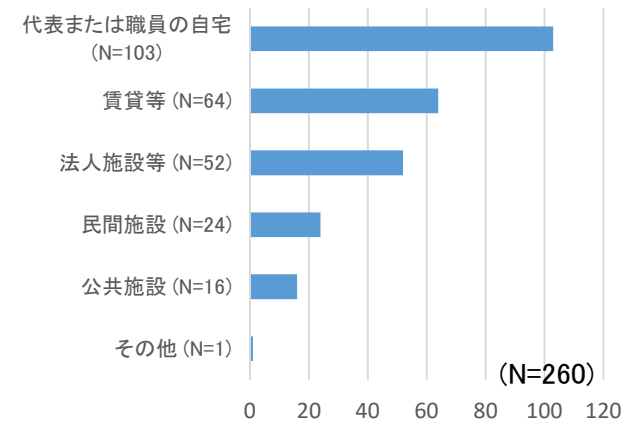


※2 アンケートの回答では、その他が132であったが、回答数の多さから、法人施設等 (64)、賃貸等 (45)、その他 (23) にコーディングをした。

問 2-2 (選択・複数・コーディング)

貴団体の事務所の場所について選択ください。差し支えなければ、公共施設、民間施設、その他の場合は具体的な施設名をご記述ください。※3

※3



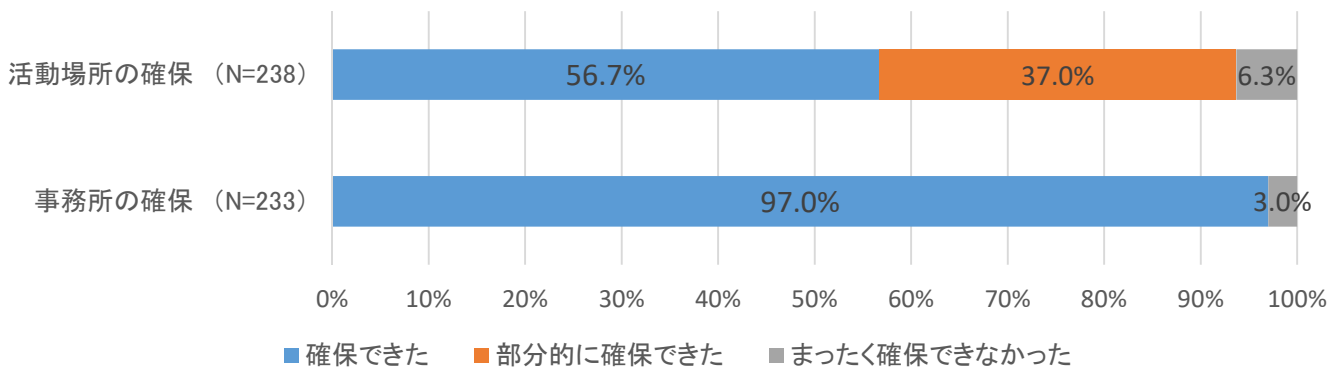
※3 アンケートの回答では、その他が117であったが、回答数の多さから、法人施設等 (52)、賃貸等 (64)、その他 (1) にコーディングをした。

問 2-3 (選択・択一)

コロナ禍において、活動場所の確保ができましたか。差し支えなければ、理由もご記述ください。

問 2-4 (選択・択一)

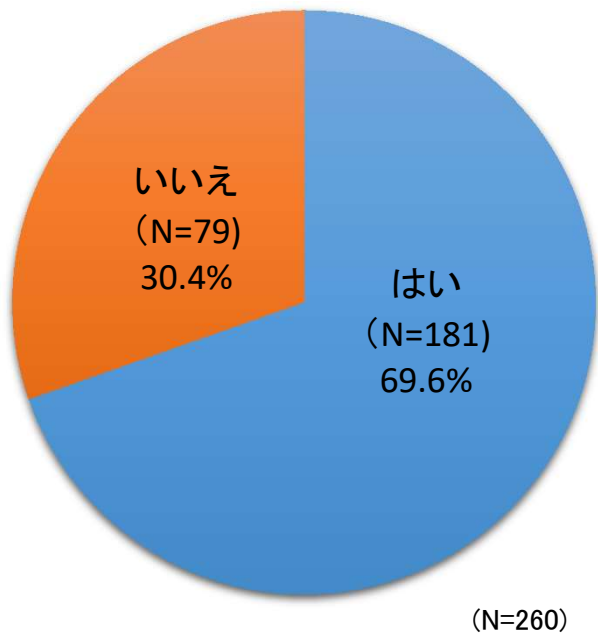
コロナ禍において、事務所の確保ができましたか。差し支えなければ、理由もご記述ください。



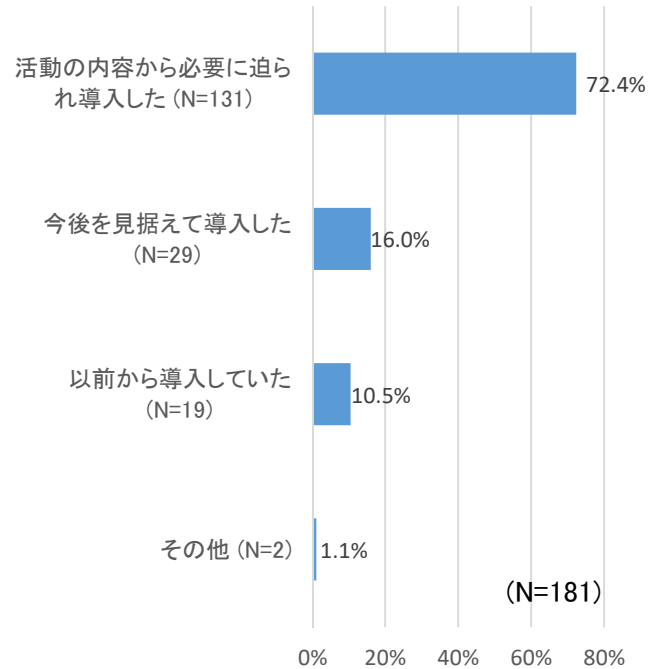


### 指標3:オンライン活動

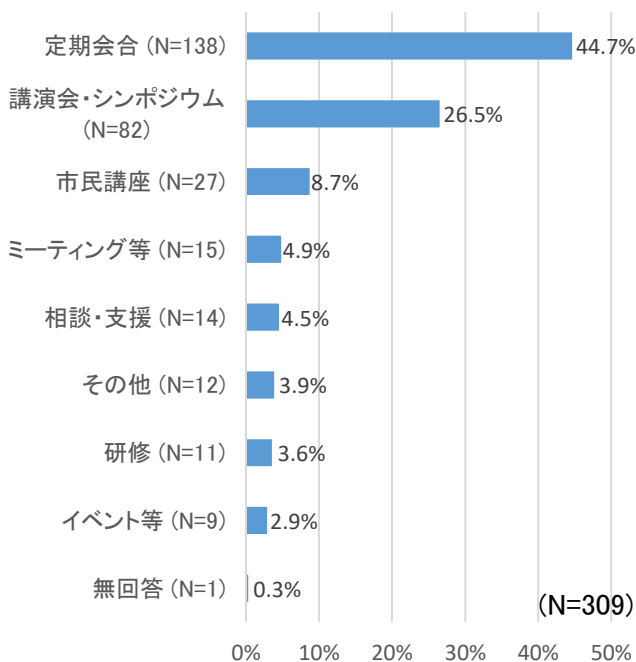
問3-1a (選択 択一)  
ZOOM等を使用してのオンライン活動を導入されていますか。



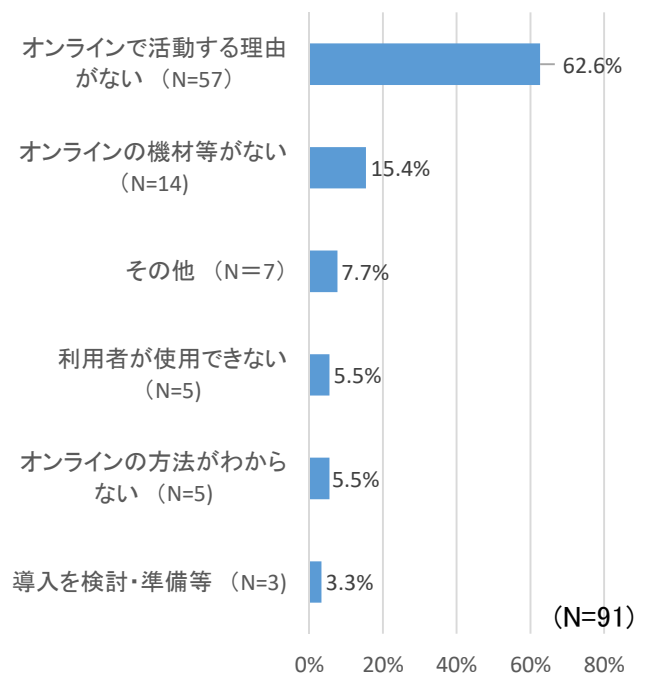
問3-1c (選択 複数)  
(問3-1aで「はい」と回答した団体へ)  
どのような理由で導入されていますか。



問3-1b (選択 複数 コーディング)  
(問3-1aで「はい」と回答した団体へ)  
どのような活動で導入されていますか。※4



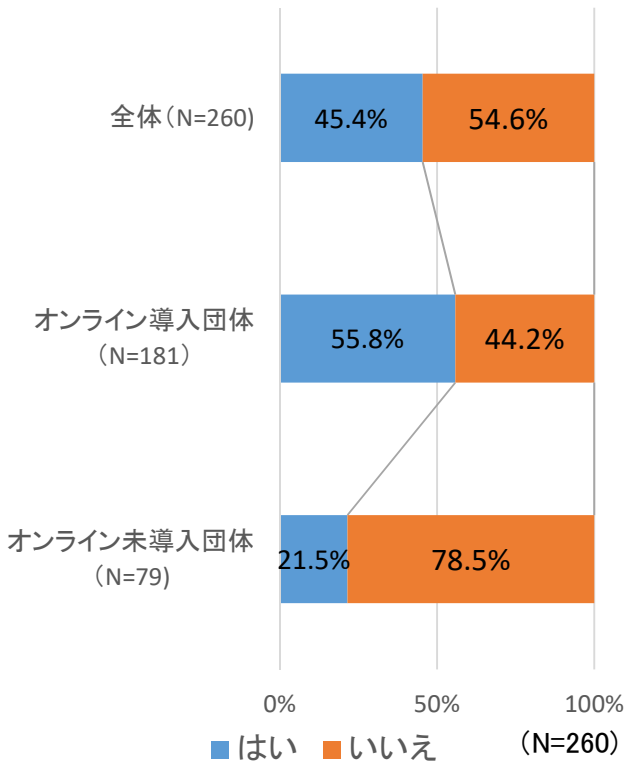
問3-1d (選択 複数)  
(問3-1aで「いいえ」と回答した団体へ)  
どのような理由で導入をしていませんか。※5



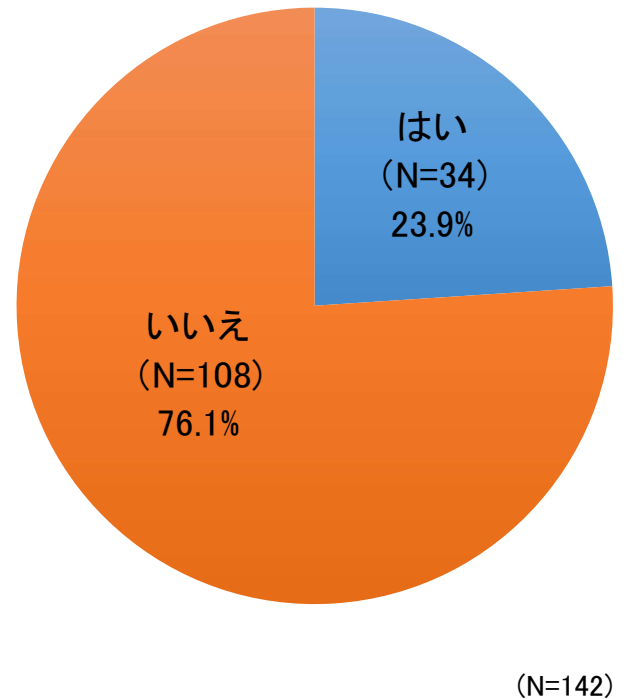
※4 アンケートの回答では、その他が62であったが、回答数の多さから、ミーティング等(15)、相談・支援(14)、研修(11)、イベント等(9)、無回答(1)、その他(12)にコーディングをした。

※5 アンケートの回答では、その他が15であったが、内容の相違から、利用者が使用できない(5)、導入を検討・準備等(3)、その他(7)にコーディングをした。

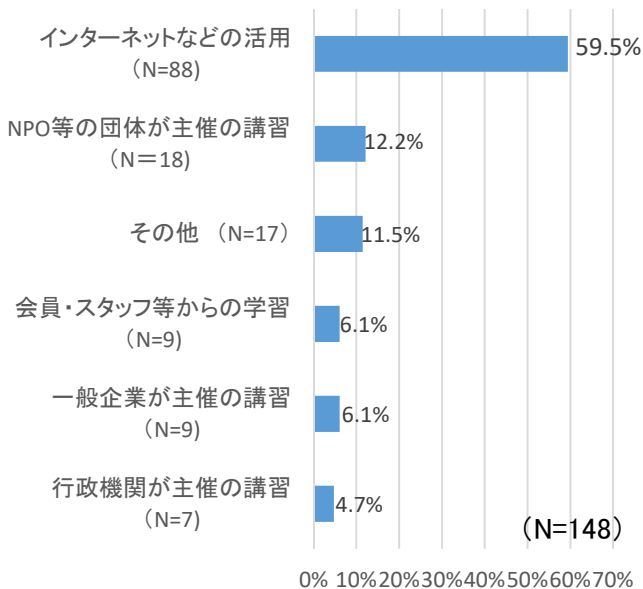
問3-2a (選択 択一)  
オンライン活用のための学習をしましたか。



問3-2c (選択 択一)  
(問3-2aで「いいえ」と回答した団体へ)  
オンライン活用のための講習や指導等を受けたいと思いますか。



問3-2b (選択 複数 コーディング)  
(問3-2aで「はい」と回答した団体へ)  
どのような手段で学ばれましたか。※6



問4 (自由回答 コーディング)  
現在、活動実施に際して最も大きな課題と思われることをご記述ください。(N=289)

表では、複数の課題、多様な意見が寄せられたため、調査目標項目に沿って主要な課題項目に分類して下の表に示した(回答法人は260)。活動1の「活動制限」では、施設の利用制限や活動の自主規制も含む。また、「人材の不足・確保」では、若い世代の職員確保や資質向上も含み広義的にとらえている。

調査目標	主要な課題項目	回答数
活動	1 活動制限	80
	2 感染対策	57
	3 オンライン対応	26
	4 行事・イベントの制限	20
人的資源	1 人材不足・確保	33
	2 人材の高齢化	9
財政	1 資金不足・確保	41
	1 その他	17
その他	2 特になし	6

※6 アンケートの回答では、その他が26であったが、内容の相違から、会員・スタッフ等からの学習(9)、その他(17)にコーディングをした。

## 活動1 活動制限(N=80)

- ・活動制限のため、障がい者の心身の安定が保たれないこと。
- ・コロナ禍で高齢者の方々が外出もできずすごいストレスを感じている方がたくさんいる。デイサービスや買い物の外出など規制がかかりやることが限られてしまい認知症になる方が増加するのではないかと懸念している。
- ・公共の施設を使用するには、利用の制限がある。自前の施設を確保したい。
- ・文化芸術分野での活動を行っているため、その必要性や緊急性を問われ続けているように感じる。
- ・カウンセリングは本来対面で行うものであり、Zoomやスカイプで行うと、相手の表情や音声の微妙さが読み取れないなど、効果が限定的になる。
- ・コロナ禍において、どのように安心して対人サービスを再開していけるかの模索。
- ・農園活動は野外なので差障りがないが、収穫した物を調理し食べることができなかったことで、コミュニケーションの機会が失われたこと。
- ・コロナの影響で行政、学校等のイベントがほぼ全て中止となって、事業所に通っている利用者の販売活動場所がない。
- ・海外協力で現地派遣に支障がある。
- ・子どもたちとその家族が安心して過ごすことができる場所を探し、利用するための経費の捻出と、ボランティアを申し込む学生が減少。
- ・入所施設等は、面会不可のため定期訪問やモニタリング調査訪問が出来ない。本人の生活状況が十分把握できないため、計画や方針の見通しが立たない。
- ・サロンなどでは、飲食を休止している。参加者にとって、飲食の楽しみ、魅力は大きいので、実施できないことは残念である。
- ・法人後見事業を実施しているが、直接被後見人と会うことができず状況把握が困難な場合がある。 ほか

## 活動2 感染対策(N=57)

- ・感染対策を踏まえた安全な活動の継続。利用者が障がい者であるため、社会生活上必要な活動と、感染対策上の安全の両立。
- ・感染予防対策を取りながら、親子が家庭内で孤立せず、外に出る機会と場所を提供すること。
- ・主な活動として訪問介護と車による送迎業務を行っているため、利用者と接する機会が多い中で感染症対策に注意を払い活動を続けること。
- ・緊急事態宣言が解除されてもコロナ禍においては感染防止に努めなくてはならず、保育事業所として安全確保しながら屋外での地域交流などができるように努力していきたい。
- ・対面での活動の場合、感染予防対策のため募集人数を減らさなくてはならない。
- ・感染対策を優先することによる会議、大人数での清掃イベントが難しい。
- ・活動の継続を要請され、職員の感染予防の徹底と啓もう活動に終始すること、しなければいけないこと。 ほか

## 活動3 オンライン対応(N=26)

- ・子どもたちが集まれないため、オンラインも増え、疲れていると感じる。
- ・オンラインの活動はまだハードルが高い。今年11月に会場とオンライン配信を同時に行う講演会を予定しているが、うまくいくか戦々恐々。
- ・この機会を利用してICT化を計り、小さな団体にレクチャーなどを行いたいが、そういった団体には資金がなく、なかなか講座を有料にできないジレンマがある。
- ・オンラインによる個別学習支援の実施にあたり、Zoomによる講師・生徒をつなぐミーティングを活用しているが、端末と通信料が課題となっている。
- ・リモート利用のイベント参加は高齢者などには難しい面がある。
- ・個人の所有のスマホ等に、70%以上頼っている。今後も活用したいが、個人の負担が大きい点が難がある。 ほか

#### 活動4 行事・イベントの制限(N=20)

- ・大人数を集めるのが難しい状況のため、講座自体を開催、受講生の募集をおこなえない。
- ・広報展示機会の減少。
- ・イベント等やる施設、店舗、ライブハウスが通常の営業に戻らないと厳しい。
- ・公共イベント会場の閉鎖や利用制限など。
- ・スポーツイベントの開催ができない、または規模の制限がある。 ほか

#### 人的資源1 人材不足・確保(N=33)

- ・業務量増加に伴うリソース不足。
- ・コロナの影響により会員数が激減した。
- ・学習支援ボランティアの大学生が自分の生活のために出席が確定しない。
- ・福祉有資格者の確保。
- ・ヘルパーの資格要件が厳しくなり、それに伴い新しいヘルパーが全く入ってこない。
- ・利用者に対する支援職員の資質向上。 ほか

#### 人的資源2 人材の高齢化(N=9)

- ・ボランティアの高齢化。
- ・会員の高齢化。
- ・従事者の高齢化
- ・訪問介護を担う介護福祉士、又はホームヘルパーの構成年齢が高齢化してきているが、次の担い手となる人を確保できていない。 ほか

#### 財政1 資金不足・確保(N=41)

- ・居宅介護事業所において、コロナ禍で利用を控えている利用児者が少なからずいるので、減収が見込まれる。
- ・活動費が賄えない。理事の寄附によりなんとか維持しているが、長期的には難しくなる。
- ・障がい者就労支援、和菓子の製造販売、食堂の委託運営などで、コロナ感染拡大により利用者の稼働率低下による支援費収入の減少、販売及び食堂の閉鎖及び来店客減少による就労支援事業の収支の悪化で、職員人件費や家賃等の固定費及び、工賃の捻出が厳しい状況にある。

- ・事業収入が激減する状況で家賃の支払いができないこと。オーナーさんの善意のお蔭で活動は継続しているがコロナの長期化で限度がある。
- ・コロナ禍による経済的不安定さが、企業や学校からの協賛金を得にくくさせていることが一番影響がある。 ほか

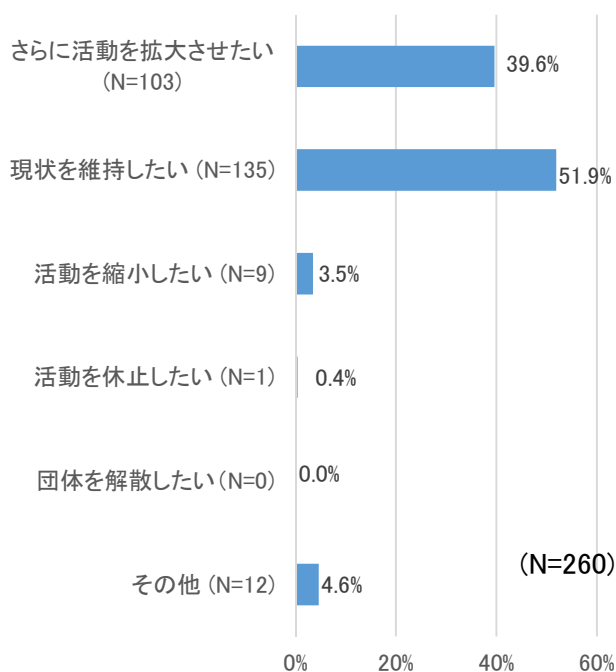
#### その他(N=17)

- ・コロナ陽性者が発生した際に休園をせざるを得なくなった場合の保護者への負担。
- ・コロナに対しての正確な情報。
- ・日本全国より、住まいの相談やフードバンクの相談がある。相談件数は増える一方だが、なかなか住宅要配慮者に貸していただける物件は少ない。
- ・窓口や電話相談を実施するために、相談員が窓口に出勤しなければならない。メール相談では、高齢の相談者にきめ細かく対応が出来ない。
- ・行政と連携したいが、うまくいかない。
- ・コロナ感染を恐れて会員の参加が減少する。
- ・利用者のコロナに対する不安。 ほか

#### 指標4: 今後の展望

##### 問5-1 (選択 択一)

コロナ禍を経験して、今後活動をどのように展開したいと考えていますか。



## 問5-2 (自由回答)

差し支えなければ、問5-1で答えた理由についてご記述ください。(N=181)

### さらに活動を拡大させたい(N=103)

- ・事業展開をすることで、より多くのニーズに対応することができるから。
- ・海外や他団体の方ともオンラインでつながる経験をしたことにより、横のつながりができたから。
- ・ちょうど団体の活動が全国に向けて展開され始めた時期だったので、オンラインでの事業展開はむしろ好機ととらえている。
- ・学童保育、児童発達支援事業を開始したこと、産前産後のサポート事業の需要が増えたことから、地域での子育てを取り巻く新たな課題を認識するようになった。
- ・さまざまな新しいツールを導入して行きたい(例VR等)
- ・コロナ禍の中で生活環境や健康状態などに大幅な変化があり、困っている方に対して今後も継続してサービスを提供していきたい。
- ・コロナ禍でも利用者は増加している。

### 現状を維持したい(N=135)

- ・会員の高齢化もありさらに活動を増やすことは無理と思われる。
- ・コロナ禍において、より必要性を認識しているため。
- ・拡大する必要も感じているが、スタッフの負担と財源を考えると現状維持が精いっぱい。
- ・生活の場なので、現状を維持しなければ、利用者の行き場がない。
- ・必要性があるのでNPO活動をしてきたことであり、休止や解散”したい”わけではない。
- ・現在の活動レベルで問題解決に向かっての実績が積みあがっているから。
- ・困難になった活動に代わって、安全に活動できることを取り入れたい。
- ・コロナ後の活動再開に向けてとにかく会員数維持と確保が第一と認識している。 ほか

### 活動を縮小したい(N=9)

- ・コロナ禍が現在の活動を見直すきっかけとなった。より活動を選択し、少ない分野に資源を集中させていった方が継続性の観点からも合理的と判断した。
- ・今までは活発に活動してきたが、コロナウィルス感染拡大が収束しないと危険だから。
- ・財政的支援が無いこと。協力する人材や地域団体がなくなった。
- ・収支マイナス幅が多少増えるため ほか

### 活動を休止したい(N=1)

- ・感染防止等の方策が取れないため

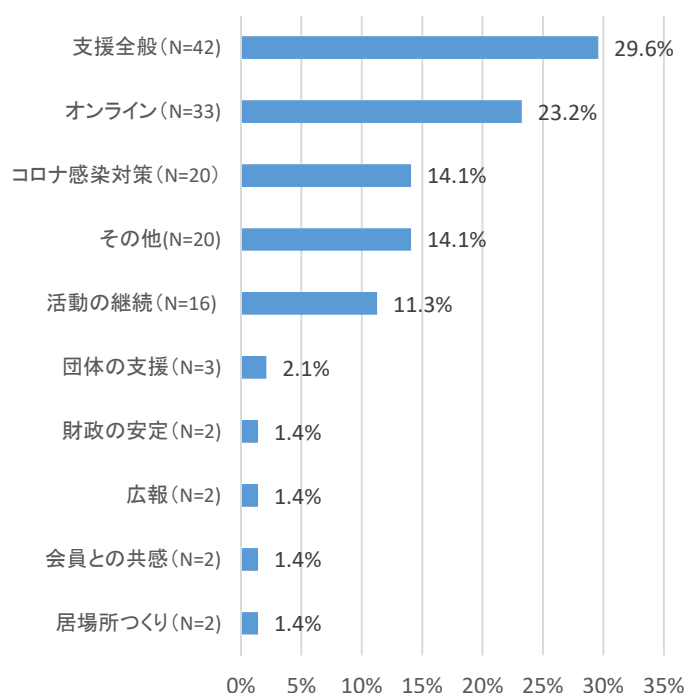
### その他(N=12)

- ・(問5-1回答：元の状態に戻したい) コロナ禍以前であっても、現在であっても、活動の必要性・重要性はかわらないため。
- ・(同上：コロナ禍以前の活動レベルに戻したい) 本来のカウンセリング効果が得られないため。 ほか

## 問5-3 (自由回答 コーディング)

コロナ禍において新たに取り組むべき活動や支援対象者について気づいた点をご記述ください。

### a 新たにに取り組むべき活動



「オンライン」活動や「コロナ感染対策」よりも「支援全般」への関心が高かった。アフターコロナも見据えた展望が語られていた。以下、「支援全般」における主要だと思われる点を紹介する。

#### 支援全般(N=42)

- ・コロナ感染後の後遺症で日常の生活に支障が出ている方が多いので、その支援をする活動をするべきだと思う。
- ・ひとり親家庭と外国人労働者の困窮が際立つ。
- ・困窮者だけではなく、一般の家庭がコロナ禍により生活が苦しくなっている。
- ・自宅に籠っている母子への支援や、コロナ禍での出産環境（十分な母乳指導がない、立ち合いができない、産前産後のケアがない、入院期間短縮など）へのケアが急務だ。
- ・会えなくても悩みを聞ける環境を作ることができたらと思います。解決はできなくても関係機関につないであげたい。
- ・家庭内虐待や性暴力の被害者へのアプローチと啓発。
- ・コロナの影響で生活が苦しくなり、本国への帰国を検討する外国人も増えている。 ほか

#### オンライン(N=33)

- ・行政手続きや医療などでますますオンライン利用が増える傾向にあり、デジタル機器の配布・普及活動の重要性が増している。
- ・諸外国の関連諸団体とのZoomなどによる連携活動が今後必要。
- ・既存会員にオンラインを案内したところ、通信難民が多くて驚いた。子供たちが、両親共働きでも誰かと繋がれる環境が必要だと思う。

#### コロナ感染対策(N=20)

- ・消毒やマスク等のサポート。
- ・コロナ禍が収まったとしても、今後は常時感染対策を実施しながら新たに取り組める活動内容を再構築したり、支援対象者に感染対策教育の確実な実施が必須と考える。 ほか

#### 活動の継続(N=16)

- ・コロナ禍でも活動をゼロにしないで、できることをやってきた。今後もそれらを継続したい。
- ・国内外ともに、コロナ禍により格差が拡大している。コロナによる貧困問題に取り組みたい。
- ・オンラインだけでなく、対人的なやり取りのある活動の必要性を改めて実感した。 ほか

#### 団体の支援(N=3)

- ・生活困窮者が増えていることを考慮し、市内の身近な団体等への支援が必要であること。
- ・子どもを対象としたこのような団体への支援策があまりにも少なすぎる。 ほか

#### 財政の安定(N=2)

- ・収益減の分散。
- ・活動費、助成金の確保。

#### 広報(N=2)

- ・地域の方に活動を知ってもらう。
- ・日本の活動を充実させて、広報に力を入れ、現地の様子を知っていただく機会を増やし、支援者を増やす。

#### 会員との共感(N=2)

- ・外へ出て仲間と話をするだけで救われる方が沢山いる。 ほか

#### 居場所づくり(N=2)

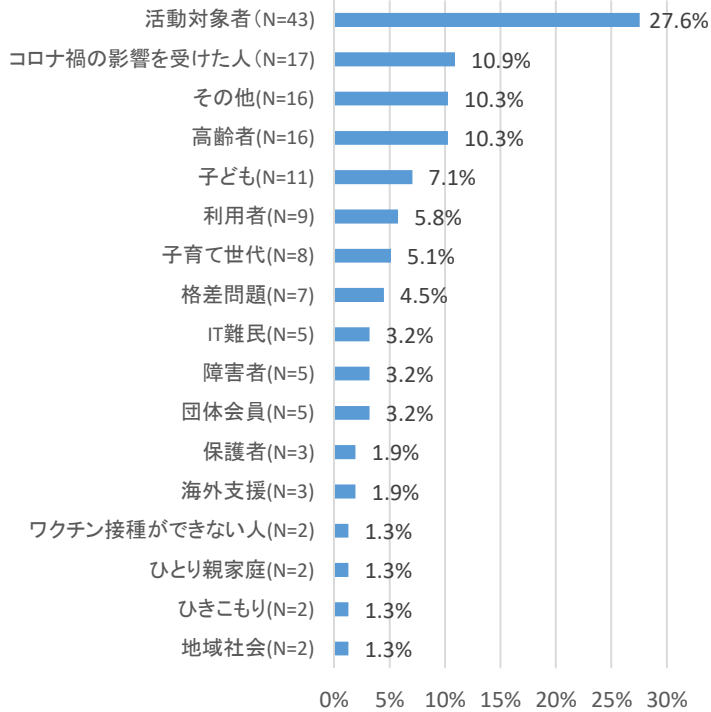
- ・多世代の居場所も行っているが高齢者の健康のため居場所の活動は継続したい。 ほか

#### その他(N=20)

- ・これまでの活動蓄積がさらに必要とされる社会状況になってきていると感じている。
- ・家庭において、これまで以上に経済格差が広がって来ているように感じられる。今後このような状況についても検討していく必要があると思う。 ほか

## b 支援の対象者

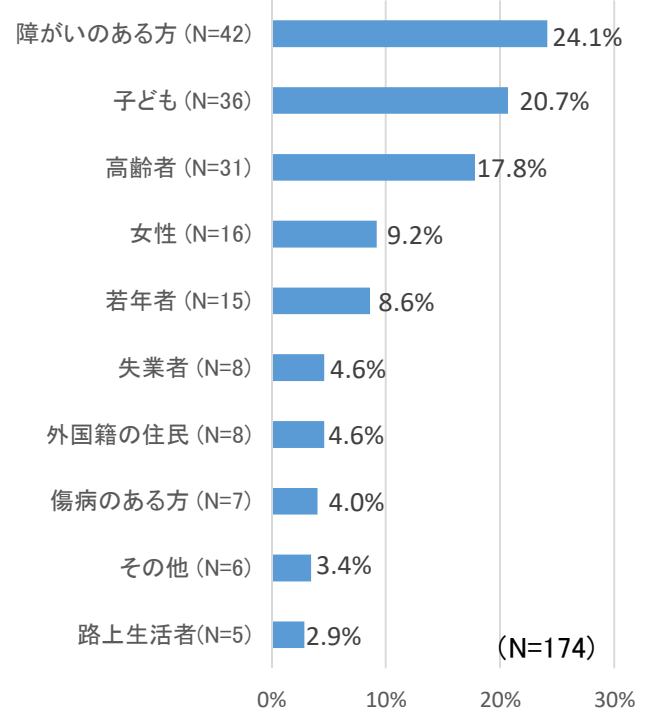
活動全般に参画する人への関心が高いなか、コロナ禍で影響を受けた人や高齢者、子どもの問題から社会的孤立といった影響への言及も少なからず見られた。



## 問6-1b (選択 複数)

(問6-1aで「はい」と回答した団体へ)

支援の主たる対象であてはまるものをすべて選択してください。

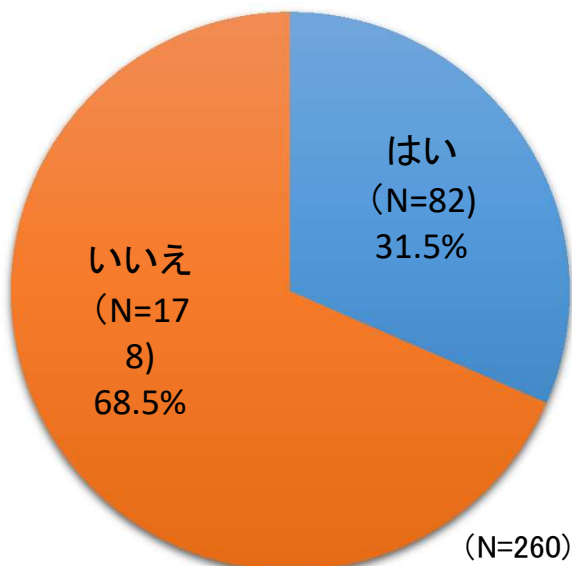


## ② 関係機関との連携

### 指標5: 要支援者への支援

#### 問6-1a (選択 択一)

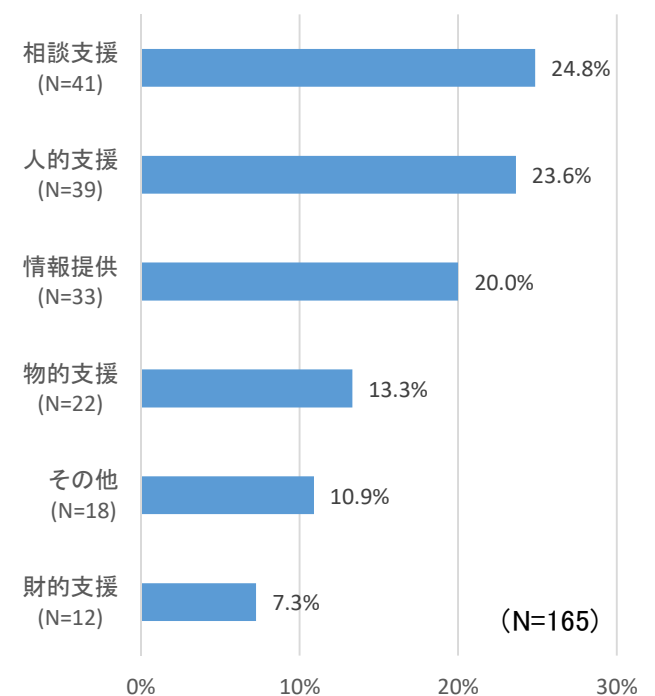
コロナ禍において生活困難などに直面した県民(要支援者)の支援を実施しましたか。



#### 問6-1c (選択 複数)

(問6-1aで「はい」と回答した団体へ)

支援形態についてあてはまるものをすべて選択してください。



### 問6-1d (選択 自由回答)

(問6-1aで「はい」と回答した団体へ)  
差し支えなければ、具体的な支援内容についてご記述ください。(N=82※7)

#### 相談支援

- ・ワクチン接種の相談支援。
- ・介護離職した60代男性への仕事提供、相談・情報提供。
- ・施設利用の障がい当事者や家族からの相談。
- ・神奈川県居住支援法人としての住まい相談。
- ・外国人相談窓口の運営。ほか

#### 人的支援

- ・病院への送迎、草刈り、ゴミ出し、整理できない室内ゴミの分別。
- ・出掛けられない方の買い物支援。
- ・訪問介護と通院や外出などの送迎サービスによるサービス提供。
- ・ワクチン接種予約の代行。
- ・各種窓口への同行支援。
- ・生活保護や障害年金の申請。ほか

#### 情報提供

- ・ワクチン接種会場のニュースの提供や実施時期の情報提供。
- ・医療従事者、介護関係者、生活支援者等との情報共有、必要な支援、援助につないだ。
- ・感染予防の情報提供。ほか

#### 物的支援

- ・フードバンクとの連携による食べ物の支援。
- ・生理用品などの支援。
- ・お弁当の自宅配達。ほか

#### 財的支援

- ・クラウドファンディング。
- ・利用料の減免。
- ・公的な減免制度の活用。ほか

#### その他

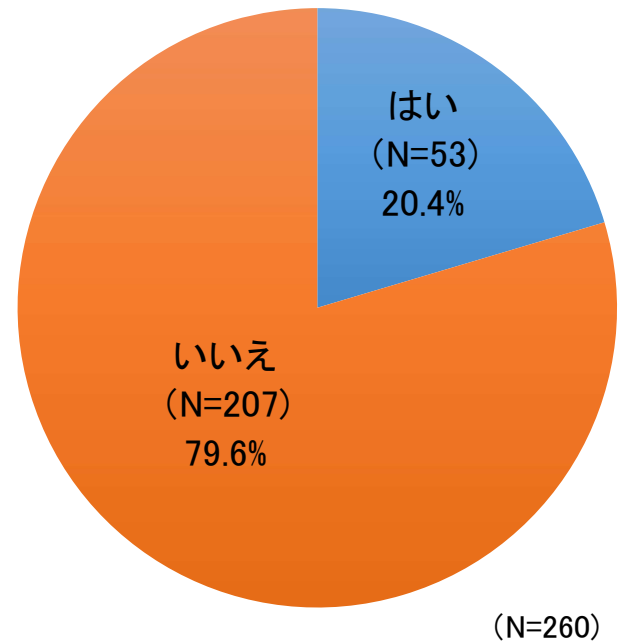
- ・家庭や学校・職場以外に、社会の中で安心して自由に過ごすことのできる居場所をフリースペースとして提供。ほか

※7 問6-1cの回答で、1団体における複数回答があり、その上で自由回答でその内容を示しているが、6-1cの回答とは相違する内容の回答が散見された。ここでは、自由回答項目別の数値は示さず、該当する内容を表示した。

## 指標6: 中間支援

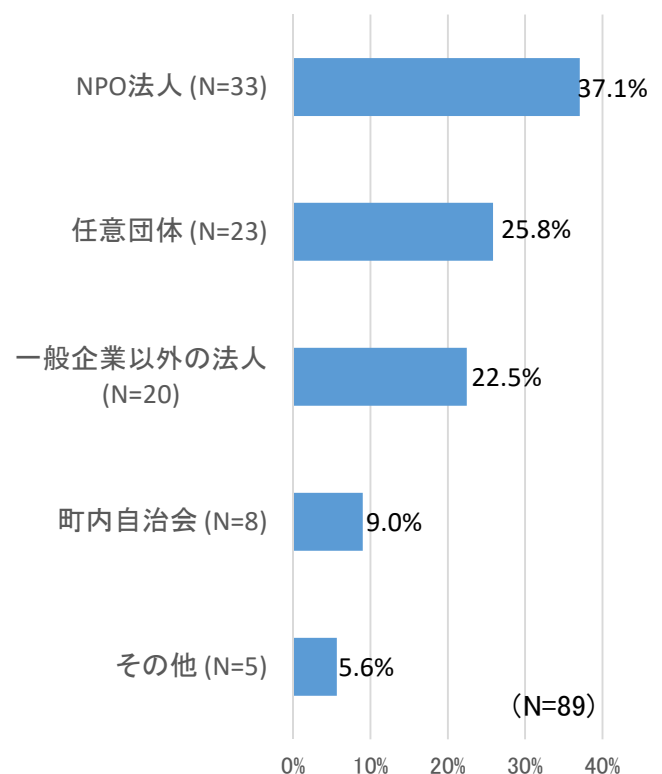
### 問6-2a (選択 択一)

コロナ禍においてNPO団体など関係機関・団体等への支援を実施しましたか。



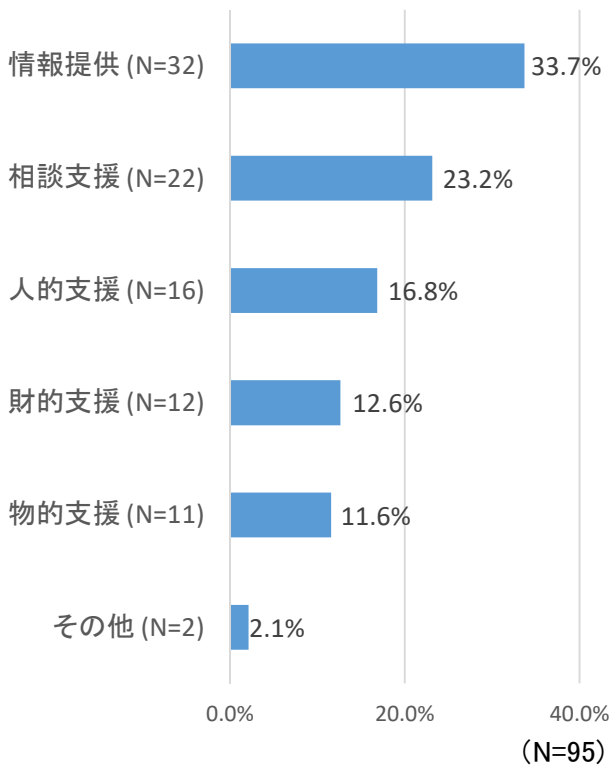
### 問6-2b (選択 複数)

(Q6-2aで「はい」と回答した団体へ)  
支援先ではまるものをすべて選択してください。





問6-2c (選択 複数)  
 (問6-1aで「はい」と回答した団体へ)  
 支援形態についてあてはまるものをすべて選択してください。

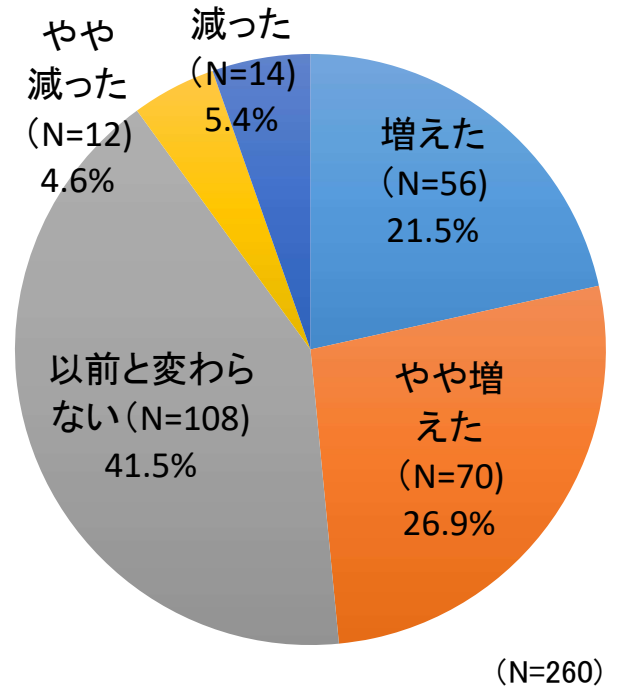


問6-2d (自由回答)  
 (問6-1aで「はい」と回答した団体へ)  
 差し支えなければ、具体的な支援内容についてご記述ください。(N=53)

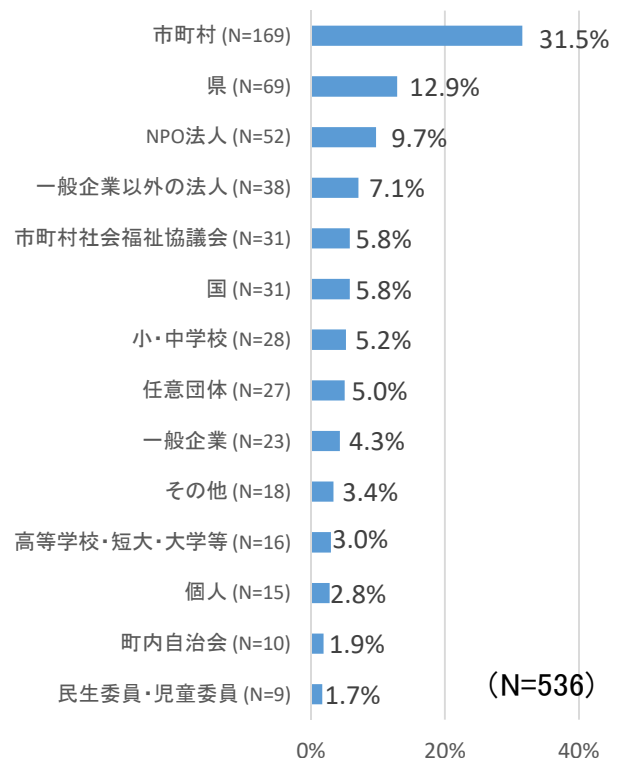
- ・路上生活者、シングルマザーへ食料支援。
- ・コロナ対策ワークショップの動画提供。
- ・Zoomの使い方などのIT支援。
- ・未就学児の一時預かり業務。
- ・若者の自立支援や、フードパントリーの活動をしている団体を支援している。
- ・カンボジア、ネパール、ミャンマーの人たちへの支援、東日本大震災復興支援(気仙沼他)。
- ・社会福祉協議会に緊急小口融資申請に来られる方で食品を必要とされる方への食品提供。
- ・外出自粛によるストレスから利用者本人・家族の負担が増え、家庭内トラブル等があり、相談支援事業所や地域との連携場面が増えた。
- ・訪問業務が行えない間、地域包括支援センター、ケアマネジャー等への情報提供と対象者への相談支援。 ほか

## 指標7: 行政・関係機関との連携

問7-1 (選択 択一)  
 コロナ禍において、行政や関係機関等からの受援や情報共有などの連携は増えましたか。

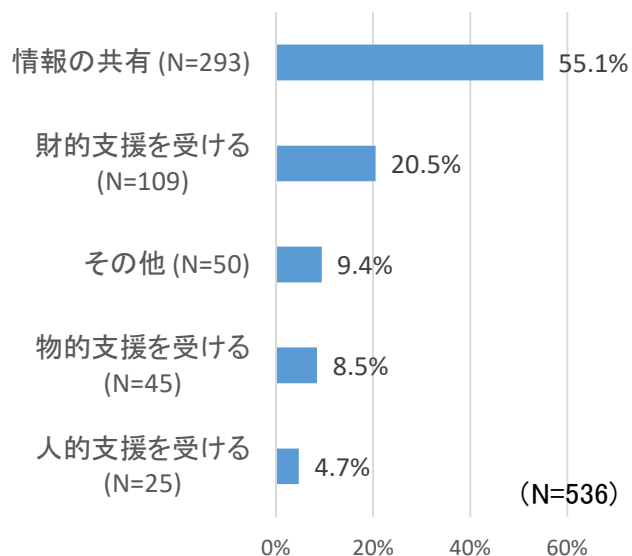


問7-2a (選択 複数)  
 連携先の関係機関・団体等であてはまるものと連携内容について主要な3つ(の選択肢)を選択してください。



問7-2b (選択 複数)

連携先の関係機関・団体等であてはまるものと連携内容について(選択肢から)主要な3つを選択してください。



問7-3 (自由回答)

差し支えなければ、連携内容について具体的内容についてご記述ください。複数選択された場合は、それぞれについて箇条書きでご記述ください。(N=150)

- ・医療機関、薬剤師会、地域包括、ケアマネジャー等の専門職と毎月一回の地域ネットワーク会議を開き、情報共有を行っている。
- ・コロナ対策支援金を受けてICT化を実施した。
- ・文化庁の支援事業に参加。視覚障がい者のための音声ガイド、聴覚障がい者のための字幕を制作した。
- ・相談内容により弁護士の助言をいただいたり、情報共有している。
- ・同種のNPO法人とは、感染予防対策全般についての情報共有をした。
- ・NPOの中間支援団体からは、助成金情報などの共有があった。
- ・基金21協働事業負担金対象事業にて、神奈川県政策局・産業労働局と協働事業を行っている。
- ・県や市町村から、外国人のすまいや生活に関する相談事業や同行支援事業などを受託している。
- ・市と協力し合い見回り活動。特に生活保護者と母子家庭には、新聞販売店に依頼して新聞を入れてもらい見回りをしている。ほか

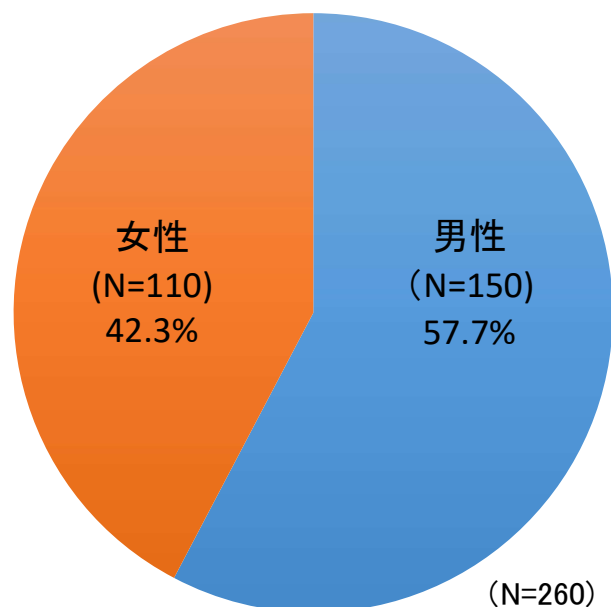
③ 人的資源の状況

問8-4、問8-5、問9-4a、問9-5、問10-5a、問10-6は、比較別でまとめて集計している(30頁参照)。

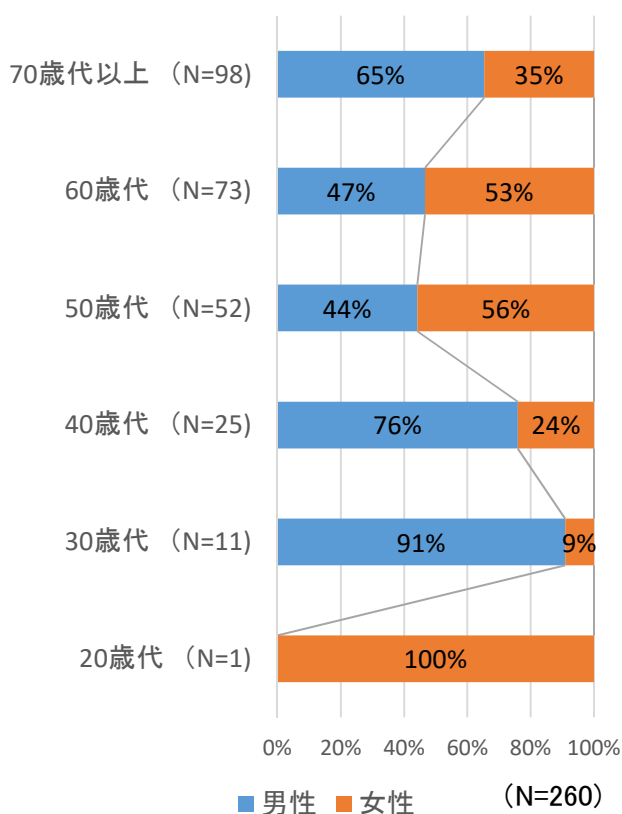
指標8: 代表者の属性・活動

問8-1 (選択 択一)

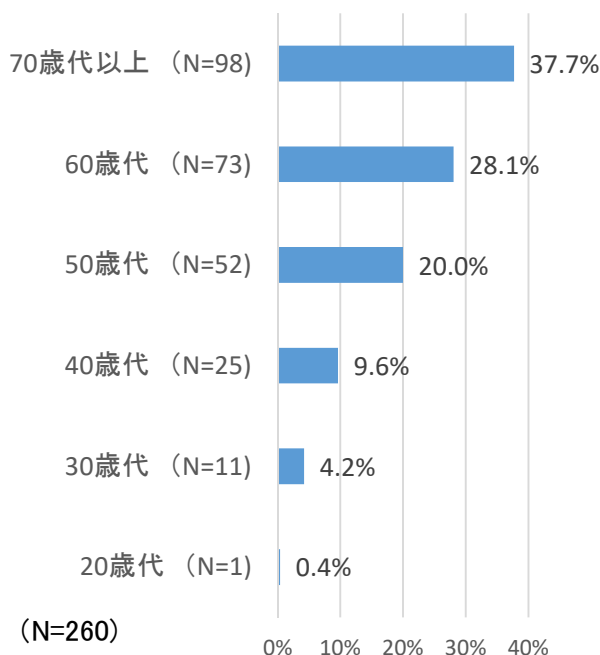
代表者の性別を選択してください。



代表者の年代による性別比率

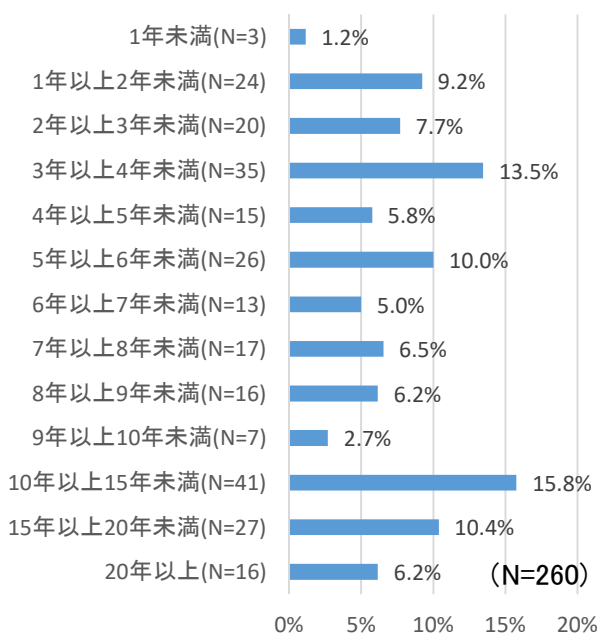


問8-2 (選択 択一)  
代表者の年代を選択してください。



問8-3 (自由回答)  
代表者に就任してからの活動年数をご記述ください。

図では、代表者の活動年数の分布を示した。最大値は30.00年、最小値は0.50年、平均値は7.65年、中央値は6.00年となっている。一方で、分布をみると「3年以上4年未満」と「10年以上15年未満」の割合が高い年代で2つ見て取れる。大きくは、4年未満、5年以上10年未満、10年以上の継続年数でそれぞれほぼ3分の1を占めている。



問8-4 a → 30頁

問8-4 b (自由回答)  
活動・業務内容にかかわる職業経験、職業資格等がありましたらご記述ください。(N=107)

表では、代表者の職業資格等の名称と人数を示した。結果、55の多様な職業資格（または準じる身分・検定等も含む）を延べ176人を有していたことが確認できた。介護福祉士、介護職員初任者研修、保育士、小・中・高等学校教諭、社会福祉士と続き、第1号の保健医療福祉分野、第13号の子どもの健全育成分野における資格が続いた。心理カウンセラー、児童支援員、介護支援専門員と続き、活動の中軸となる資格取得がうかがえた。

職業資格等	人数
1 介護福祉士	18
2 介護福祉士初任者研修修了者	14
3 保育士	13
4 小学校教諭	13
5 社会福祉士	11
6 心理カウンセラー ※1	10
7 児童指導員	7
8 介護支援専門員	6
9 精神保健福祉士	6
10 スポーツ指導者資格 ※2	5
11 看護師	5
12 幼稚園教諭	4
13 ガイドヘルパー	4
14 社会福祉主事	4
15 サービス管理責任者	4
16 保育士	3
17 児童発達支援管理責任者	2
18 CAPスペシャリスト	2
19 キャリアコンサルタント	2
20 医師	3
21 介護専門員(ケアマネジャー)	2
22 宅地建物取引士	2
23 行政書士	2
24 福祉施設士	2
25 大学教員	2
26 エスペラント学力検定試験1級	1
27 防災士	1
28 自動車大型二種免許	1
29 第二種電気工事士	1
30 農学博士	1
31 福祉有償運送講習修了	1
32 行動援護従業者	1
33 薬剤師	1
34 海外大学修士	1
35 ヴァーチャーズ・プロジェクト・マスターファシリテーター	1
36 同行援護従業者	1
37 旅行業務主任資格	1
38 理学療法士	1
39 応用情報技術者	1
40 子育て支援員	1
41 国土交通省認定講習受講	1
42 建築士	1
43 社会保険労務士	1
44 弁護士	1
45 司法書士	1
46 福祉住環境コーディネーター	1
47 総合防犯設備士	1
48 防犯設備士	1
49 防災士	1
50 危険物取扱者(乙種4壺)	1
51 3級陸上特殊無線技士	1
52 中小企業診断士	1
53 マッサージ師	1
54 認定ファンレイザー	1
55 NLPマスタープラクティショナー	1

問8-5 → 30頁

※1 臨床心理士、産業カウンセラー、メンタルケア心理士、家族支援カウンセラー、心理指導・認知行動療法士を含む。  
※2 日本バスケット指導者ライセンスC級、公認審判資格等を含む。

## 指標9: 職員の属性・活動

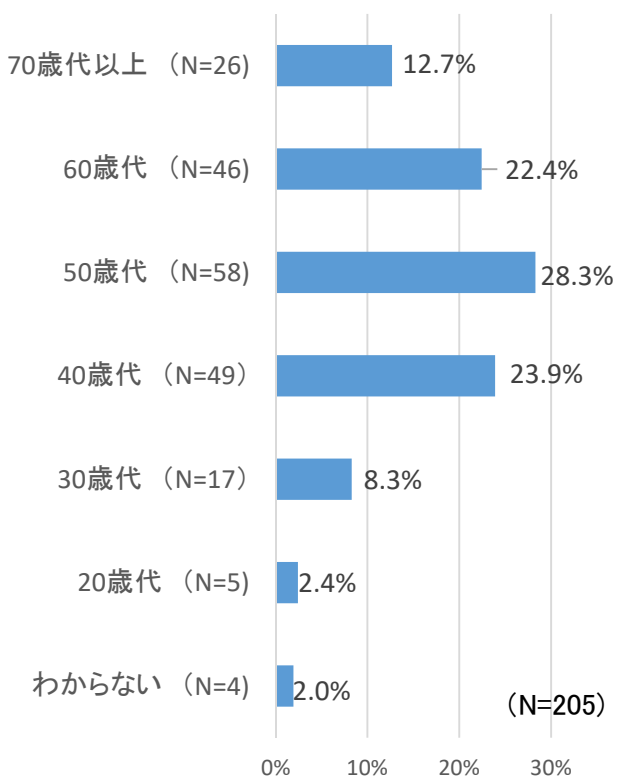
### 問9-1 (自由回答)

職員の実人数について教えてください。(全職員の実人数、有給職員、常勤の有給職員)

	職員総数 (N=211)	有給職員数 (N=177)	常勤職員数 (N=148)
最大値	150	150	48
最小値	0	0	0
平均値	16.4	13.3	4.4
中央値	10	7	2

### 問9-2 (自由回答)

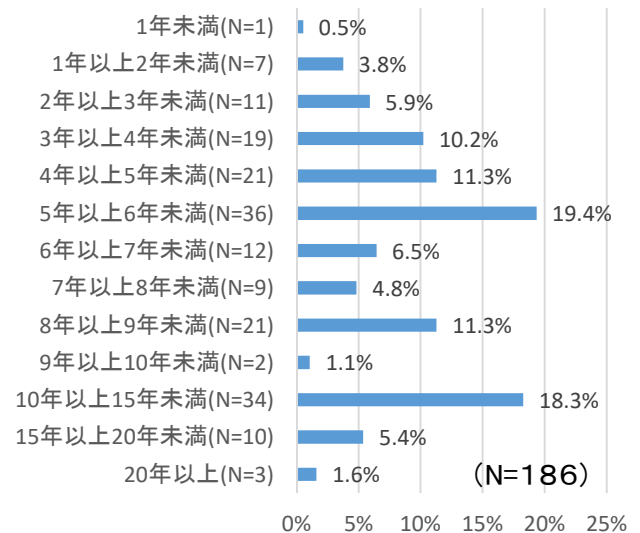
職員の中で最も人数が多いと思われる年代を選択してください。



### 問9-3 (自由回答)

職員のおおよその平均勤続年数と思われる年数について教えてください。

平均継続年数は、6.76年となった。年数別の分布は下の図に示した。5年以上6年未満、10年以上15年未満がそれぞれ20%近い割合を示している。



### 問9-4 a → 30頁

### 問9-4 b (自由回答)

問9-4a「いる」と回答された団体(30頁)差し支えなければ、職業資格等の名称と職業資格等のある職員の数をご記述ください。(N=132)

表では、職員の職業資格等の名称と人数を示した。結果、65の多様な職業資格(または準じる身分・検定等も含む)を延べ1257人が有していたことが確認できた。保育士、介護福祉士、訪問介護員(ヘルパー)、介護職員初任者研修修了者、社会福祉士、看護師と続き、第1号の保健医療福祉分野、第13号の子どもの健全育成分野における資格が続いた。また、調理師や栄養士などの食事にかかわる資格、同行援護従業者などの移動支援や、建築・住宅・不動産関係、防災分野も注目される。

### 問9-5 → 30頁

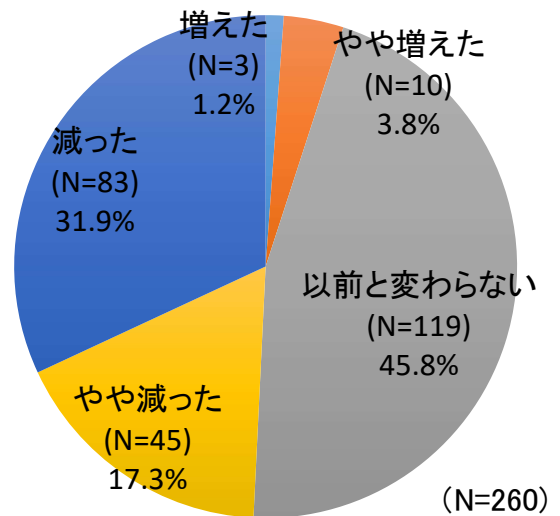
	職業資格	人数
1	保育士	219
2	介護福祉士	190
3	訪問介護員(ヘルパー)	162
4	介護職員初任者研修修了者	140
5	社会福祉士	69
6	看護師	49
7	教員	39
8	心理カウンセラー ※	34
9	ガイドヘルパー	31
10	調理師	29
11	介護支援専門員(ケアマネージャー)	25
12	児童指導員	24
13	同行援護従業者	23
14	児童支援員	19
15	スポーツ指導者資格	18
16	精神保健福祉士	16
17	子育て支援員	16
18	幼稚園教諭	14
19	サービス管理責任者	11
20	社会福祉主事	10
21	キャリアコンサルタント	10
22	PC専門技術者	10
23	医師・医学博士	8
24	理学療法士	8
25	福祉有償運送講習資格修了者	7
26	防犯設備士	5
27	栄養士・管理栄養士	5
28	助産師	4
29	生け花等芸術関係(民間資格)	4
30	宅地建物取引士	4
31	薬剤師	3
32	ソムリエ	3
33	パティシエ	3
34	ピオトップ管理士	3
35	弁護士	2
36	行政書士	2
37	旅行業務主任資格	2
38	消防士	2
39	PC修理士	2
40	美容師	2
41	警察官	2
42	PWBコンサルタント	2
43	食品衛生管理者	2
44	建築士	2
45	総合防犯設備士	2
46	博士号	1
47	養護教諭	1
48	防災士	1
49	調理師	1
50	自然観察指導員	1
51	会計士	1
52	認知症介護指導者	1
53	言語聴覚士	1
54	理容師	1
55	保護司	1
56	刑務所指導員	1
57	相談専門支援員	1
58	健康運動指導士	1
59	健康運動実践指導者	1
60	図書館司書	1
61	作業療法士	1
62	SST普及協会認定講師	1
63	技術士	1
64	CAPスペシャリスト	1
65	税理士	1

※ 臨床心理士、教育カウンセラー、産業カウンセラー、公認心理師、認知行動療法士を含む。

## 指標10: ボランティアの属性・活動

問10-1 (選択 択一)

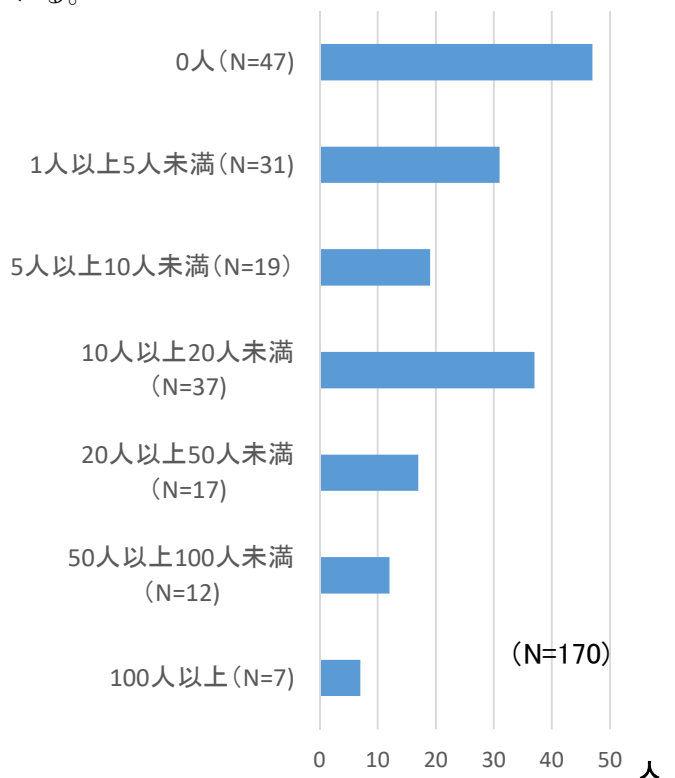
コロナ禍における、ボランティアの稼働状況についてどのように感じていますか。



問10-2 (自由回答)

差し支えなければ、ボランティアの登録人数をご記述ください。

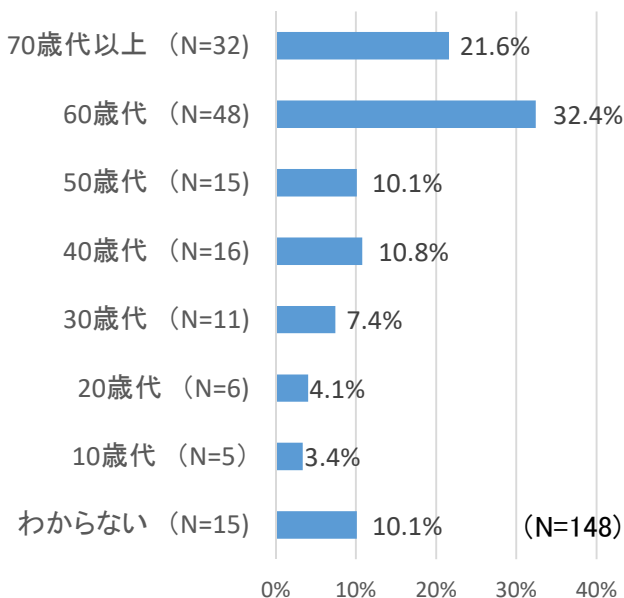
図では、ボランティアの登録人数の分布を示した。登録制度がない、または現在は登録者はいないと回答したのは47法人となっていて、約4分の1を占めている。最大値は550.00人、最小値は0人、平均値は19.36人、中央値は5.00人となっている。



問10-3 (選択・択一)

登録されたボランティアで最も人数が多いと思われる年代を選択ください。

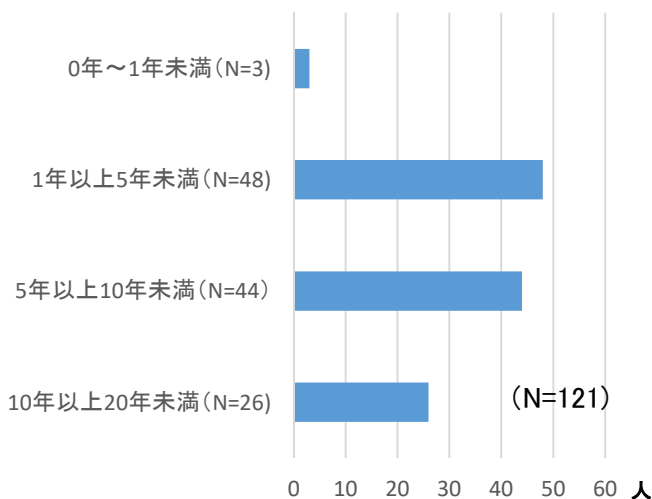
図では、登録ボランティアの年代別の分布を示した。回答者の主観によるものではあるが、70・60歳代で半数を占め、若年・中年層の参加は低調気味で、ボランティアの高齢化がうかがえる。



問10-4 (自由回答)

登録されたボランティアのおおよその平均継続年数と思われる年数を教えてください。

図では、ボランティアの平均継続年数（主観）の分布を示した。最大値は17.00年、最小値は0.50年、平均値は5.60年、中央値は5.00年となっており、回答者の主観によるものであるが、概ね5年が継続年数の傾向とみてとれる。



問10-5a → 30頁

問10-5b (自由回答)

「いる」と回答された団体  
差し支えなければ、職業資格等を持つボランティアの資格等の名称と人数をご記述ください。(N=42)

表では、ボランティアの職業資格等の名称と人数を示した。結果、45の職業資格（または準じる身分・検定等も含む）を述べ495人が有していたことを確認できた。ボランティアでは、訪問介護員（ヘルパー）、調理師、教員、防犯設備士、心理カウンセラー、看護師など、より実務的な性格をもつ資格を持つ方の参画がうかがえる。

	職業資格等	人数
1	幼稚園教諭 ※1	280
2	訪問介護員(ヘルパー)	35
3	調理師	29
4	小・中・高等学校教員	15
5	介護福祉士初任者研修修了者	13
6	防犯設備士	11
7	心理カウンセラー ※2	11
8	看護師(准看護師含む)	9
9	社会福祉士	9
10	保育士	9
11	介護福祉士	8
12	理学療法士	6
13	エスベラント学力検定試験	4
14	介護支援専門員(ケアマネージャー)	4
15	無線技士	4
16	日本語教師	3
17	ソムリエ	3
18	パティシエ	3
19	精神保健福祉士	3
20	総合防犯設備士	3
21	福祉有償運送運転者	2
22	自然観察指導員	2
23	愛玩動物飼養管理士	2
24	キャリアコンサルタント	2
25	建築士	2
26	養護学校教諭	2
27	防災士	2
28	大学教員	2
29	美容師	2
30	外出支援担い手講座修了	1
31	動物看護師	1
32	医師	1
33	保健師	1
34	助産師	1
35	民間心理資格	1
36	作業療法士	1
37	技能士	1
38	マンション管理士	1
39	元海上自衛官	1
40	SST普及協会認定講師	1
41	狩猟免許	1
42	重機免許	1
43	栄養士	1
44	通訳ガイド資格者	1
45	弁護士	1

問10-6 → 30頁

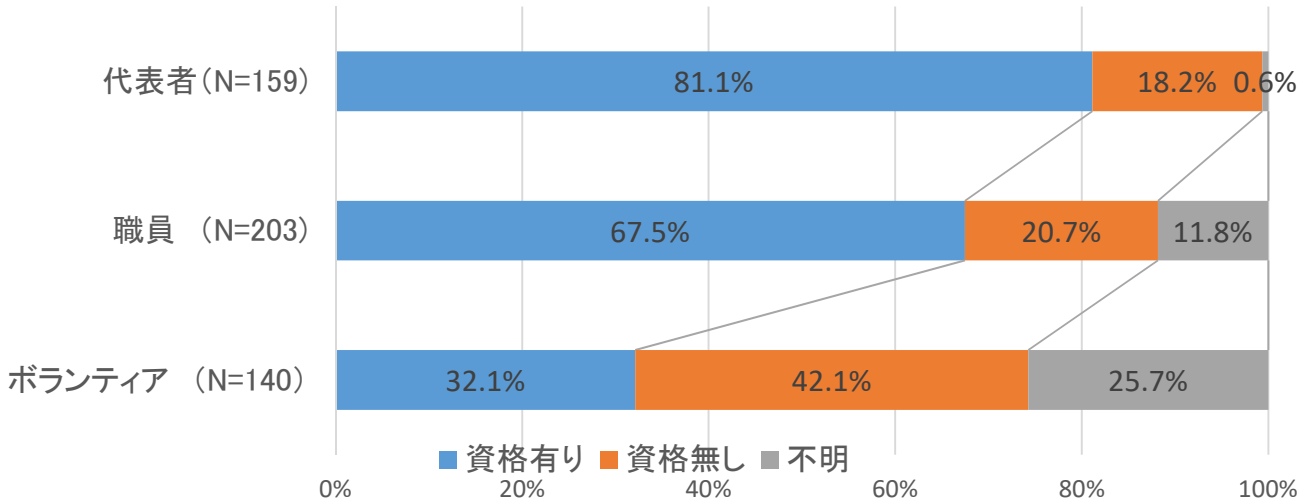
※1 ある市の私立幼稚園協会による回答となっている。  
※2 臨床心理士、産業カウンセラー、メンタルケア心理士、公認心理師を含む。

## 代表者・職員・ボランティアの職業資格等の保有状況

問 8-4 a 活動・業務内容にかかわる職業経験、職業資格等がありましたらご記述ください。

問 9-4 a 職員の中で、業務内容にかかわる職業資格等をお持ちの方はいますか。

問10-5 a 活動にかかわる職業資格等を持つボランティアはいらっしゃいますか？  
の回答から作成（選択 択一）。



## コロナ禍に際して代表者・職員・ボランティアが苦労した点

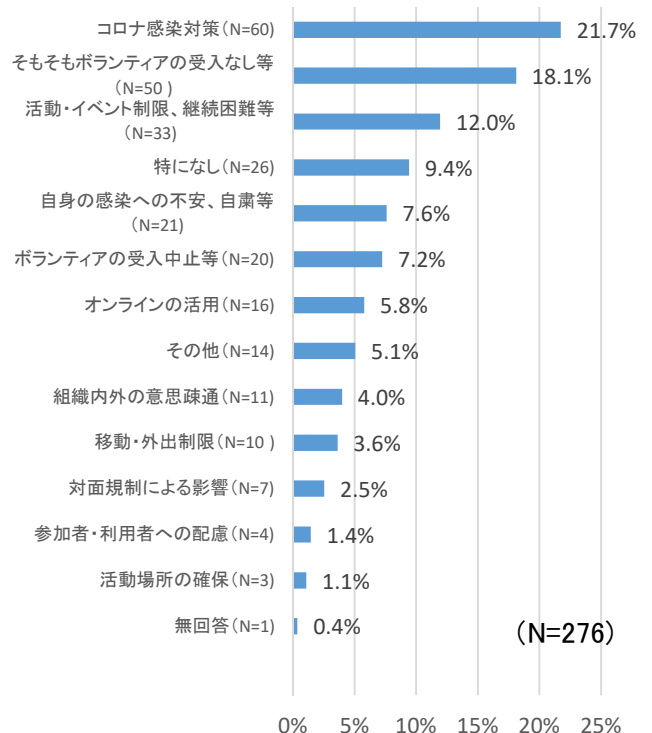
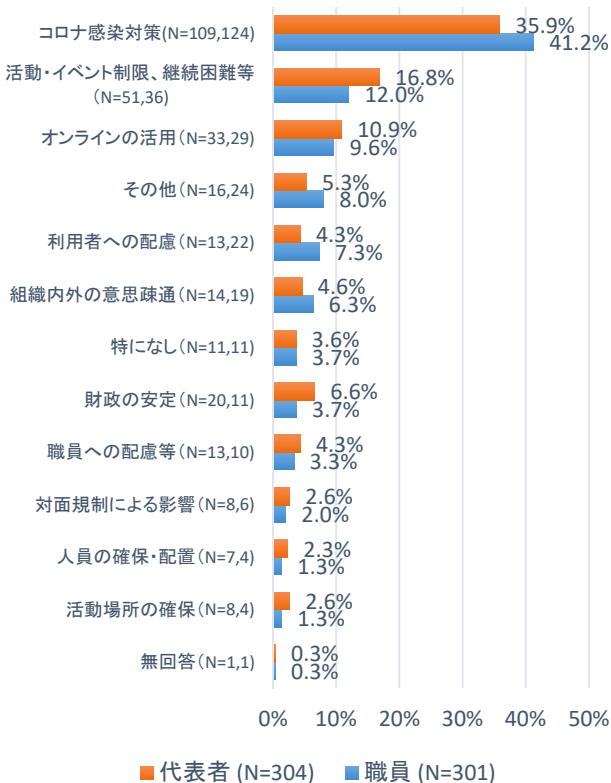
問 8-5 コロナ禍において代表者が最も苦労したと思われる点についてご記述ください。

問 9-5 コロナ禍において職員が最も苦労したと思われる点をご記述ください。

の回答から作成（自由回答、コーディング）。

問10-6 コロナ禍においてボランティアが最も苦労したと思われる点について教えてください。

の回答から作成（自由回答、コーディング）。

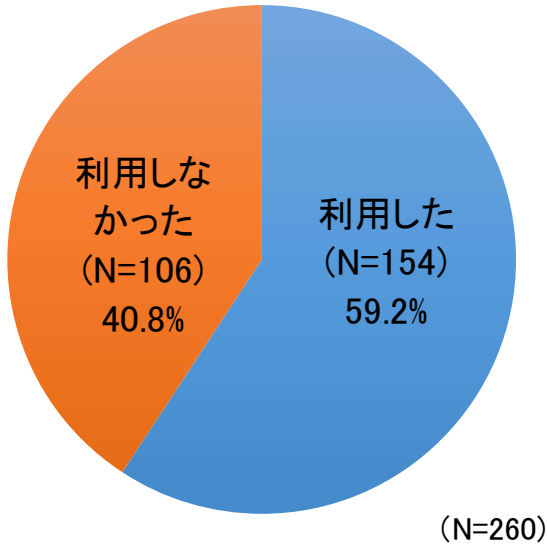


(N=前者が代表者回答数、後者は職員回答数)

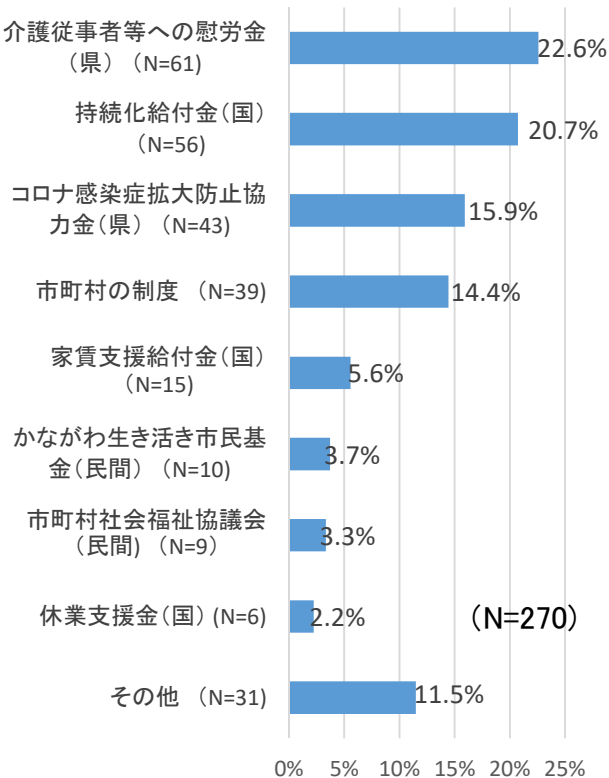
## ④ 財政の状況

### 指標11:コロナ禍での支援制度の活用

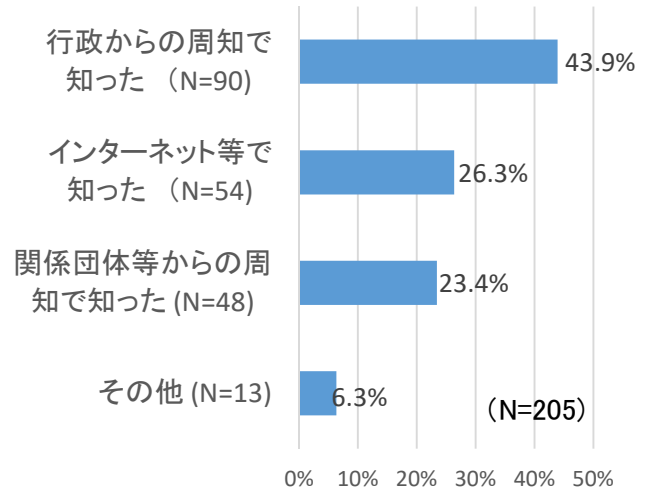
問11-1a (選択 複数)  
 コロナ禍において運営維持や活動のために助成金・給付金・融資等の支援を利用しましたか。



問11-1b (選択 複数)  
 コロナ禍において運営維持や活動のために助成金・給付金・融資等の支援を利用しましたか。



問11-1c (選択 複数)  
 (問11-1aで「利用した」回答者)  
 助成金等の支援制度をどのように知りましたか。



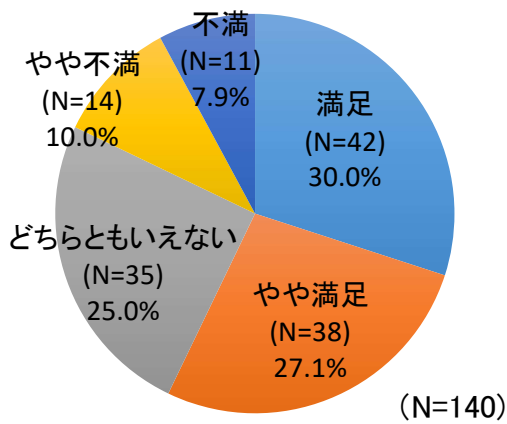
問11-1d (自由回答)  
 (問11-1aで「利用した」回答者)  
 差し支えなければ、どのような用途に使われましたかご記述ください。(N=100)

多くは、感染防止対策のための備品購入、オンライン化導入のための備品購入、人件費の補填、家賃補填、会の運営資金などに使用されていた。以下はその具体的な用途を記した。

- ・会の運営資金。
- ・地区センター管理運営費用の補填。
- ・所内のICT化のためパソコン導入。
- ・生活費、家賃の補填。
- ・事業に必要な備品の購入など。
- ・感染予防用品の調達。
- ・送迎車両のリース(2年間)。
- ・職員への給与補填。
- ・職員への慰労金
- ・感染対策機材の購入。
- ・販売売り上げ減額の補填(利用者の給料)。
- ・新規プロジェクトの立ち上げ。
- ・パートタイマーの休業手当。
- ・メンバー同士の連絡体制の維持(通信経費)。
- ・青パト運行等のガソリン代等経費の負担。
- ・常任講師への事業支援金(謝礼金)。
- ・応援弁当材料費調理費。ほか



問11-1e (選択 択一)  
 (問11-1aで「利用した」回答者)  
 支援制度の利用に満足していますか。



その理由をご記述ください。(自由回答) (N=100)

#### 満足 (N=42)

- ・社会の現状及びニーズに応えるためにNPOとして早急な対応ができました。
- ・適切なタイミングで、当時不足していたマスク、消毒液などを必要量供給いただいた。
- ・必要な備品が購入できた、慰労金により職員のモチベーションがアップした。 ほか

#### やや満足 (N=38)

- ・赤字の上、多くの経費がかかったため助かった。
- ・固定費のある程度の補填になったため。
- ・持続化給付金がなければ、家賃負担などに耐えられなかった。 ほか

#### どちらともいえない (N=35)

- ・緊急時の対応としてありがたかったが、用途の制約、申請期間に品薄で入手困難など実態に応じた対応ができないことも指摘された。
- ・コロナ対策の業務に追われ、調べる時間も無く申込できなかった支援金があった。 ほか

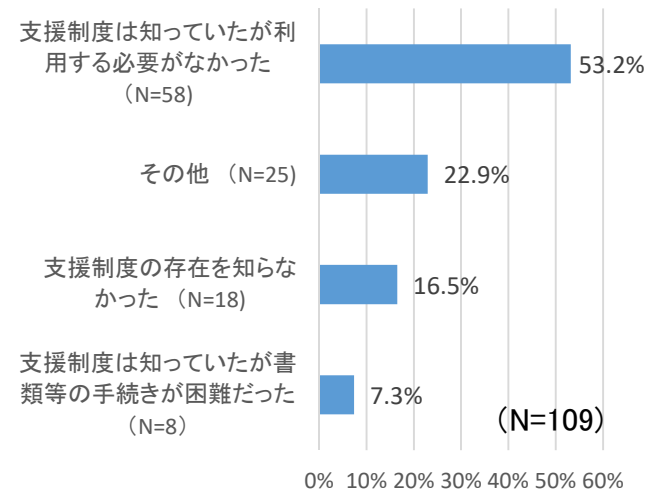
#### やや不満 (N=14)

- ・コロナ禍での立ち上げで昨年実績が無かったため、国の補助をうけることが出来なかった。
- ・認可保育園と認可外保育施設との助成の差には不満がある。 ほか

#### 不満 (N=11)

- ・一時金の要素が強く、コロナ禍が長引いても継続した支援ではないため。 ほか

問11-1f (選択 択一)  
 (問11-1aで「利用しない」回答者)  
 支援制度を利用しなかった理由を選択してください。



問11-2 (自由回答 コーディング)  
 支援制度の活用の際に、お考えがございましたらご記述ください。(N=63)

表は、自由回答内容のコーディング結果である。申請の複雑さから手続きの簡素化を求める声が多く見受けられた。コロナ対応の継続的支援、人件費等の運営支援と続いた。以下はその具体的な用途を記した。

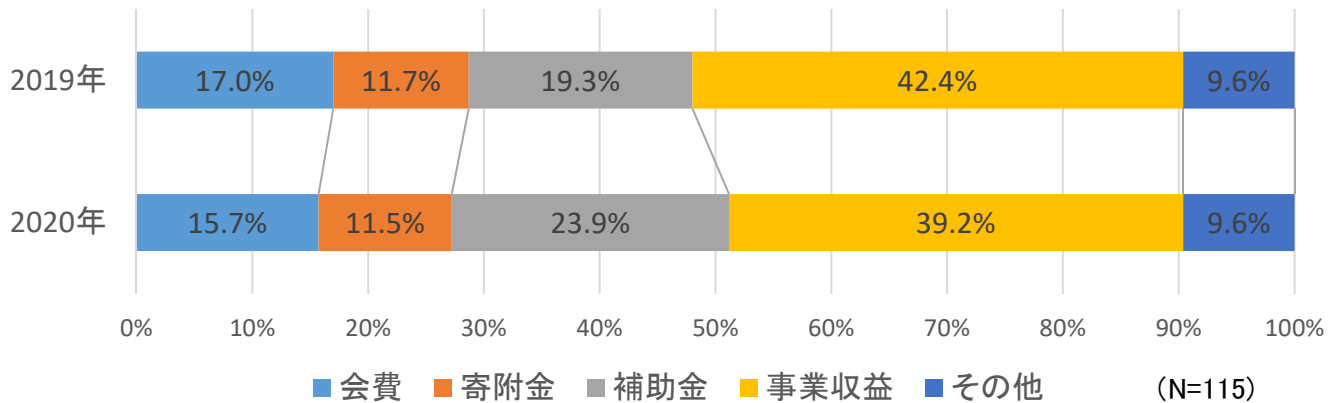
	コーディング項目	回答数
1	申請手続き等の簡素化	9
2	その他	9
3	特になし	9
4	コロナ対応の継続的支援	8
5	人件費等の運営支援	6
6	助かった	5
7	情報支援	4
8	支援制度が薄い分野への支援制度の充実	4
9	自主努力の必要性	4
10	活動状況・規模に応じた支援	3
11	給付条件が厳しい	2

## 指標11: 収益の状況

問12 - 1a (自由回答)

2019年度と2020年度の事業報告書に記載された収益の総額をご記述ください。差し支えなければ、詳細にご記述をお願いします (N=115)。

	2019年	2020年
最大値	439,202,000	464,599,815
最小値	-219,004	-2,875,564
平均値	31,910,725	32,885,197
中央値	10,528,291	9,427,470



問12 - 1b (選択 記述)

2019・2020年度の収益について、それぞれの内訳を選択してください。

選択肢：① 0以上1割未満、② 1割以上2割未満、③ 2割以上3割未満、④ 3割以上4割未満、⑤ 4割以上5割未満、⑥ 5割以上6割未満、⑦ 6割以上7割未満、⑧ 7割以上8割未満、⑨ 8割以上9割未満、⑩ 9割以上10割

回答欄：①会費、②寄附金、③補助金・助成金、④事業収益、⑤その他の内訳 に選択肢を記述。

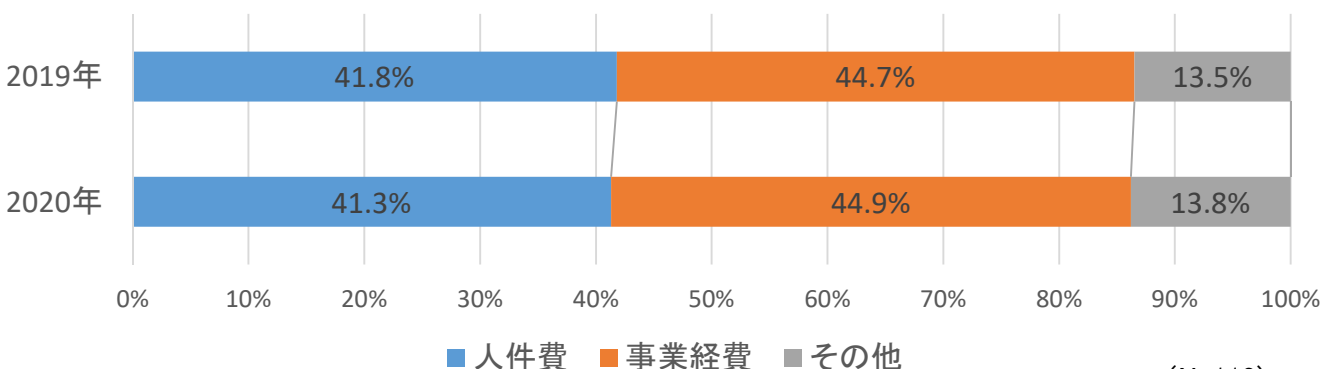
以下のデータは、2019・2020年と活動した団体の回答で割合等が矛盾なく記述された113団体を総計して全体的な比率を推計した。正確な収益額に依拠したものでないため、あくまでも傾向を示すものである。

## 指標12: 支出の状況

問13 - 1a (自由回答)

2019年度と2020年度の事業報告書に記載された支出の総額をご記述ください。差し支えなければ、詳細にご記述をお願いします (N=113)。

	2019年	2020年
最大値	460,615,960	374,464,425
最小値	0	-2,875,564
平均値	33,120,634	28,964,749
中央値	8,577,467	9,030,860



問13 - 1b (選択 記述)

2019・2020年度の支出について、それぞれの内訳を選択してください。

選択肢：① 0以上1割未満、② 1割以上2割未満、③ 2割以上3割未満、④ 3割以上4割未満、⑤ 4割以上5割未満、⑥ 5割以上6割未満、⑦ 6割以上7割未満、⑧ 7割以上8割未満、⑨ 8割以上9割未満、⑩ 9割以上10割

回答欄：①人件費、②事業経費、③その他の内訳 に選択肢を記述。

以下のデータは、2019・2020年と活動した団体の回答で割合等が矛盾なく記述された113団体を総計して全体的な比率を推計した。正確な支出額に依拠したものでないため、あくまでも傾向を示すものである。

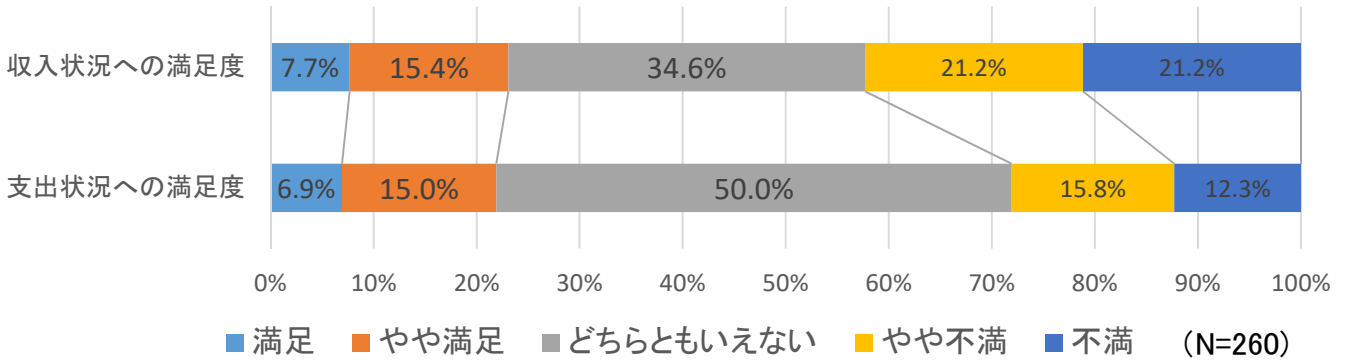
## 財政状況への満足度

問12-2 貴団体の収入状況について満足していますか。

問13-2 貴団体の支出状況について満足していますか。

の回答から作成（選択 択一回答）。

収入状況と支出状況における「満足」「やや満足」の割合はほぼ変わらないが（23%前後）、「どちらでもない」が支出状況において大きく、「不満」「やや不満」の割合は、収入状況の割合が42.4%、支出状況の割合が28.1%となっており、支出状況に対して、収入状況のほうが不満が多いとみられる。



問12-3 (自由回答)

(貴団体の収入状況について)差し支えなければ、その理由をご記述ください。(N=151)

### 満足(N=12)

- ・認定NPO法人となり寄附が募りやすくなった。
- ・市からの補助金と自主事業のバランスが良い。
- ・助成金等の支援金が繰り越しが可能。 ほか

### やや満足(N=24)

- ・地域住民から寄附が多く、地域から期待されている実感を持てる。
- ・オンラインを利用して、収入状況は以前並みに戻ってきている。 ほか

### どちらともいえない(N=40)

- ・委託事業による収益が7割程度なので、受託できなくなると非常に厳しい状況に陥る。
- ・今後の活動内容の拡大によっては、寄附金の募集や補助金・助成金等の申請を視野に入れて検討する。 ほか

### やや不満(N=37)

- ・会員の減少による会費の減少。
- ・助成金はずっと据え置きだが、人件費は年々上昇しているため運営状況は厳しい。 ほか

### 不満(N=38)

- ・人件費が8割を超えていて、処遇改善が困難。
- ・利用者が減少し、損益分岐点を切った。
- ・会費と寄附金を増やしたい。 ほか

問13-3 (自由回答)

(貴団体の支出状況について)差し支えなければ、その理由をご記述ください。(N=117)

### 満足(N=8)

- ・活動に必要な資金が寄附で集まった。
- ・コロナ禍において人件費をあまり削減することなく対応できた。 ほか

### やや満足(N=21)

- ・コロナ禍にあっても、クラウドファンディング事業を行い成果をあげた。
- ・講演会等の参加者からの参加料で賄うため。
- ・代表者自宅が事務所であり固定費も抑えられており、支出も賄われているため。 ほか

### どちらともいえない(N=37)

- ・会報制作・発送、講演会、オンライン機器などは一応賄えた。 ほか

### やや不満(N=26)

- ・適正な人件費、委託費を支払っていない。
- ・家賃補助がないため、運営を圧迫している。
- ・最低賃金の上昇は経営に打撃。 ほか

### 不満(N=25)

- ・収益がなく人件費や家賃がかかる。
- ・2020年度、徹底的なコスト圧縮を図ったため、しわ寄せがスタッフにいった。 ほか

#### 問14 (自由回答 コーディング)

貴団体が今後活動を展開するにあたり支援や環境整備についてお考えがありましたらご記述ください。また、ここまでのアンケートにないことについて、ご意見等ございましたら、こちらにご記述ください。

(N=106)

表では、複数の課題、多様な意見が寄せられたため、主要な支援や環境整備の項目に分類して示した(複数回答により全回答は139)。幅広い意見があったので、それぞれの項目に際しては、広義的にコーディングをしているが、今後の支援や環境整備にかかわる要望に際して、一定程度の傾向は読み取ることができるといえよう。以下、特徴的だと思われる回答を示した。

	主要な支援や環境整備の項目	回答数
1	財源の確保	33
2	コロナ対策・活動制限	18
3	支援のありかた	12
4	アンケート関係	12
5	オンラインの活用	11
6	活動拠点の確保	9
7	行政との連携・要望	7
8	子ども支援	7
9	人材確保・育成	7
10	家賃補助	5
11	特になし	5
12	申請の簡素化	3
13	その他	10

#### 1 財源の確保(33)

- ・助成金・補助金について、スタッフの人件費が担保できるような仕組みにしてほしい。
- ・PPP事業に参入したいが、財力がなく、初期費用の調達が難しいことに課題を感じている。
- ・補助金・助成金によるところが多いが、毎年定額になっていることから、人件費等を増やすことが難しい。人材育成を行う、あるいは、有能な人材を雇用しようとしても、安定的な財源がないことから困難がある。
- ・最低賃金の変更に合わせて、人員配置が定められている福祉サービス報酬を増額するような支援が欲しい。
- ・収入確保のため寄附金控除の対象法人(認定特定非営利活動法人)となることが課題である。

#### 2 コロナ対策・活動制限(18)

- ・継続的に支援を行っていく必要性の高い利用者が多くいるため、活動場所における感染対策の徹底を強化する。
- ・飲食事業及び地域交流活動に数々の制限や中止に追い込まれた出来事があったが、住民との協力協働で工夫した活動が展開できた。
- ・コロナ禍が収束し会場等が取れることに尽きる。

#### 3 アンケート関係(12)

- ・アンケートの結果についてのお知らせ、および貴センターの政策などをご教示いただきたい。
- ・「サービス提供現場における課題」についてのアンケート調査等もあれば良いと思う。
- ・行政や政府など各方面から毎日のように通達やアンケートなどのメールがくるが私たちのような小規模の事業所は全てに対応することができない。

#### 4 オンラインの活用(12)

- ・Zoomなどを活用したオンラインによる支援を併用しながら、従来型の対面的な支援活動もコロナ対策を施しながら実施していく必要がある。
- ・ネット活用がますます必要となる。ネット難民と呼ばれる人達に活用方法を指導支援していくべきである。
- ・ICT化を進めるにあたり設備投資、継続的なランニングコストなどの予算の投入が必要だ。
- ・継続的に支援を行っていく必要性の高い利用者が多くいるため、対面ではないオンラインでの支援に対する環境整備を早急に進めていく。

#### 5 支援のありかた(12)

- ・2019年9月に立ち上がったばかりのため認知度が低い。認知度が広がっていればと考えている。
- ・障がい者の支援を行っているが、コロナ対策のため制限する事が多く、ストレスが溜まっている。少しでも満足いただける活動をしなくてはならないと暗中模索している。
- ・防災に関する指導や物品購入のための支援。

## 6 活動拠点の確保(9)

- ・7年前に活動拠点として一軒家を借りていて活動の充実と安定に結びついているので、コロナ禍でも活動継続が可能となった。
- ・県内全域を活動範囲としているため、拠点（事務所・居場所）が何カ所かあればと、遠出が難しくなったコロナ禍で強く感じました。
- ・建物が古いのでいずれは移転か休業かの選択をする時があると思う。

## 7 行政との連携・要望(7)

- ・行政との共同で高齢者の方々を気兼ねなく安価で外出のサポートや買い物同行などをやっていきたい。
- ・県と基礎自治体との連携をベースに、地縁による任意団体との連携による、新しい協働を目指した活動を拡大していきたい。
- ・国が打ち上げた（支援制度等への）キャンペーンへの参入等について、神奈川県からの情報提供をいただけましたら助かる。

## 8 子ども支援(7)

- ・こどもの社会参画に関するネットワークをつくりたい。
- ・子どもたちの活動の場を継続するためにも子どもたちを対象としている団体に支援をお願いしたい。
- ・放課後の小学生の居場所事業を行っている。誰もが大なり小なりストレスを感じるこのコロナ禍の中で、みんな一緒に楽しい時間を過ごせるよう心がけている。

## 9 人材の確保・育成(7)

- ・人材確保の困難。
- ・NPO等が支えている非営利活動を担う人材育成やネットワークがより強化されてほしい。
- ・事業の継続・拡大、地域のニーズの増加に対応するために優秀な人材の確保（今後の法人を担う若い人材）が必須であるが、雇用条件等が厳しく募集してもほとんど応募がない。

- ・NPO法人で行くべきか、別の法人を考えるべきか慎重に検討する時期に来ている。役員の高齢化による人材不足で組織の継続が危ぶまれている。

## 10 家賃補助(5)

- ・コロナで状況は厳しいので持続化給付金や家賃支援給付金を継続して行ってほしい。
- ・賃貸契約での家賃及び更新料が事業費支出の中で大変大きく負担になっている。活動場所の（確保の）ため、補助事業としての家賃補助を大きくして欲しい。

## 12 申請の簡素化(3)

- ・シンポジウム等で後援をいただく際、一部市町村や諸団体において、まだ捺印した書面にての申請書や報告書を要求されているケースがある。一方で、PDFや捺印無しのWordファイルでも受け付けて貰える組織も有ることから、デジタル化を制度面からも早く進めて欲しい。
- ・申請や報告が複雑で難しいため、私のようにトレーニングしていない人間にはハードルが高い。詳しい人間がいる団体は問題ないのだろうが、そのような団体だけではないと思うので、なるべく簡素にしていけると負担が減り助かる。

## 13 その他(10)

- ・コロナのために国内事業に目が行ってしまうので、国際協力に対しての市民の目が向いていかないように感じる。
- ・スタッフの高い志に支えられているので、なんとか続けられている。
- ・飲食に従事する会員のモチベーションを上げ、街の人々に貢献する活動の場が出来るとともに、飲食に従事する会員を守る協議会なので、これからの活動では後者の役割が大きくなると感じる。
- ・私たちの活動により、多くの市民・国民・そして全世界のみなさんが、共感していただき会員になって、だれもが共にその人らしく過ごせる社会（市・県・国・世界）を創り上げていきたい考える。まさにSDGsの強力推進を私達と一緒に！

## 3. 小括

### ① 調査結果の概要

#### 1) コロナ禍における活動

##### 指標1: 活動量

- ・活動量はコロナ禍にあつて全体的に減少傾向にあると感じている。
- ・活動量が減った団体では「行事・活動等の制限」「コロナ感染対策」が理由に挙げられている。変わらない団体は「活動の継続」があげられ、活動量が増えた団体では「支援のニーズの増加」があげられている。
- ・活動頻度もやや低減している傾向にあった。

##### 指標2: 活動場所

- ・活動場所は公共施設が多く場所の確保に苦労した団体の多くは公共施設の利用がみられた。
- ・事務所は、代表他の自宅が多く、事業を展開している法人は、賃貸または施設等を保有している。

##### 指標3: オンライン活動

- ・約7割がオンライン活動を導入。
- ・導入理由としては「必要に迫られた」が約7割で、定期会合、講演会等で活用されている。
- ・オンライン活動未導入の理由は、「活動理由がない」が約6割となっている。
- ・オンライン活用のための学習をしている団体は過半数を超えず、インターネットなどで各々が習得している様子が見えなかった。

##### 指標4: 今後の展望

- ・約4割が「さらに活動を拡大させたい」、約半数が「現状を維持したい」と回答があり、活動縮小等の声は1割にも満たなかった。
- ・コロナ禍を通して活動意欲はそがれることなく、本来あった活動ニーズを改めて見直したケースが少なからずみられた。

#### 2) 関係機関との連携

##### 指標5: 要支援者への支援

- ・コロナ禍における生活困難などに直面した要支援者への支援を実施したのは約3割である。
- ・支援対象は、障がい者、子ども、高齢者、女性と続き、支援形態については、相談支援、人的支援、情報提供と続く。

##### 指標6: 中間支援

- ・コロナ禍において、NPO法人等への支援を実施したのは約2割である。
- ・支援対象は、NPO法人、任意団体、企業以外の法人と続き、支援形態については、情報提供、相談支援、人的支援と続いている。

##### 指標7: 行政・関係機関との連携

- ・コロナ禍では、行政や関係機関との連携が増えたと答えたのが約半数で、変わらないが約4割、減ったのが1割となっている。
- ・連携先は、市町村が約3割で他より抜きんできて、以下、県、NPO法人、一般企業以外の法人、社協と続く。
- ・連携内容は、情報共有が過半数を超え、財的支援が2割となっている。

#### 3) 人的資源の状況

##### 指標8: 代表者の属性・活動

- ・性別は男性が6割弱、女性が4割強となった。
- ・年代別では、70歳代以上が約4割を占め、60歳代が約3割、50歳代が約2割と続く。
- ・年代による性別比率を見ると、60歳代、50歳代の女性比率が過半数を超えている。
- ・代表者は職業資格等の有資格者が8割を超えている。コロナ禍に際しては、活動・イベントの制約への対応に苦労したことがうかがわれる。

## 指標9: 職員の属性・活動

- ・職員の人数については、平均値が16.4人、中央値が10人となっている。
- ・最も人数が多いと思われる年代では、50歳代が約3割を占め、40・60歳代の約2割、70歳代以上が約1割と続く。
- ・職員の職業資格等の有資格者は全体の3分の2となっている。コロナ禍に際しては、コロナ感染対策に苦労したことがうかがわれる。

## 指標10: ボランティアの活動・属性

- ・コロナ禍における稼働状況について、「減った」「やや減った」で過半数を占め、「以前と変わらない」が約45.8%となっている。
- ・最も人数が多いと思われる年代では、60歳代が約3割を占め、70歳代以上が約2割、他の年代は約1割以下にとどまっている。
- ・ボランティアの職業資格等の有資格者は全体の3分の1となっている。

## 4) 財政の状況

### 指標11: コロナ禍での支援制度の活用

- ・約6割の団体がコロナ禍における支援制度を活用していた。
- ・最も多かったのは、県による介護従事者等への慰労金で、国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、市町村の制度と続く。
- ・支援制度の周知に関しては、約4割が行政からの通知で、インターネット、関係団体からの通知と続く。
- ・支援制度の利用について、満足、やや満足で6割弱となり、やや不満、不満が2割に満たないことから、比較的満足度は高かったといえる。
- ・支援制度を利用しなかった理由としては、利用する必要がなかったが過半数を占め、支援制度を知らなかった団体は約2割となっている。

## 指標12: 収益の状況

- ・2019年度の収益総額の平均値が約3190万円から3290万円に上昇しているのに対して、中央値では約1050万円から約950万円と減少がみられる。
- ・収益比率をみると、コロナ以後、事業収益が微減、補助金の比率が微増した傾向がうかがえる。

## 指標13: 支出の状況

- ・2019年度の支出総額の平均値が約3310万円から約2900万円に減っているのに対して、中央値では約850万円から約900万円と増加がみられる。
- ・支出比率では、コロナ以前以後とほぼ変わらない。

## ② 政策的なインプリケーション

### 1) コロナ禍における活動

#### i 活動量・活動場所の確保

コロナ禍では、行動制限、感染対策等の背景から活動量が減少傾向にあった。とはいえ、活動自体は全体的に継続されている傾向が確認できた。

活動場所については、公共施設の利用が多かったため、公共施設の利用制限があった地域では、その影響を受けていたことがうかがえる。

#### ii オンライン化の導入状況

本調査では、コロナ禍における非営利活動の変化を捉える上で、オンライン化の導入状況を確認するとともに、施策として、導入に際しての支援の必要性があるかを想定して設問を構成した。

本調査の結果からは、オンライン化の導入は7割を超え、導入に際しても「必要に迫られ」、個々に自主的に実施されている様子が見えられた。また、未導入の団体では、オンラインでの「活動理由がない」との返答が半数以上を占め、これらの団体における需要も低い。

### iii コロナ禍を経ての活動意欲

今後の活動について、「現状を維持したい」が約5割、「さらに活動を拡大させたい」が約4割と、活動意欲については前向きな意見が多かったことは注目される。自由回答から、「コロナ禍を通して、新しいニーズを発見した」または「自身の活動を改めて見直す機会になった」など、この機会をポジティブにとらえながら、次の活動につなげていきたいといった意欲がうかがえる。

## 2) 関係機関との連携

### i 生活困窮者等への地域的な支援の広がり

自由回答からは、コロナ禍で顕在化した制度の枠からはみ出た属性を問わない生活困窮者等への支援において、地域社会におけるネットワークによる連携、行政との連携による支援について言及がみられた。後述するヒアリング結果からも、その具体的な事例については多数確認することができた。

### ii 自治体と非営利団体による厚い連携

関係機関との連携において、コロナ禍では半数以上の団体が連携が増えたと回答しており、その内容については、市町村との情報交換を主とした連携がうかがえた。

## 3) 人的資源の状況

### i 人材の高齢化と人材育成の必要性

代表者、職員、ボランティアなど人材の高齢化の問題は本調査でも確認するところとなった。特に、代表者の年代については、70歳代以上が3分の1を占め、人材育成や役員移行などに際しての課題となるであろう。一方で、代表者の50・60歳代の女性比率が半数を超えていることが確認できた。主には福祉関連、子ども支援の団体が多い。

### ii 専門能力のある人材の活用

本調査では非営利団体における人材の専門能力に注目して、職業資格等の保有状況を設問したが、これらの資格、経験等も有する高齢者も相当数確認できた。

## 4) 財政の状況

### i コロナ禍での行政の支援制度の活用

約6割の団体がコロナ禍における支援制度を活用していた。国の持続化給付金のほか、神奈川県による介護従事者等への慰労金等や市町村の制度も活用されていた。支援制度の周知に関しても、行政からの通知による周知が最も多かった。このことから、緊急時における情報把握に際して、日常的な行政との情報交換、連携関係の構築は、一定程度の効果が予想される。

### ii 財政構造の安定化

本調査では、財政構造、特に収益内容、項目による収益のバランスに注目して、設問を設計した。団体の活動内容、団体規模、事業規模によっても収益構造の傾向に違いが見られ、総じて、事業収入が中心か、助成金が中心かの偏りがみられた。また、団体の経験、活動の成熟度によっても自由回答等から収益規模には違いがあることが予想される。

事業や助成金の充実は主要な課題としてあるが、これらは時限的な制約を有することからも、安定的な財政基盤を確立するためには、会費や寄附金等の一定程度の収入確保によって収益バランスを図っていくことの必要性が改めて認識された。



# PART. 4

## ヒアリング調査の概要

### 1. 回答結果

#### ① 回答形式

アンケート調査に準拠した形で質問項目を構成したが、個々の団体・個人の経歴の特性から、回答者によっては、ヒアリング内容にもばらつきが予想されることから、ヒアリング調査項目を設定して（表2-4）半構造化インタビューによる調査を実施した。

#### ② 対象団体・実施日

県内の非営利活動に関わる12の法人・団体と4の地方公共団体（担当部署）、あわせて16団体のヒアリングを実施した（表4-2）。

表4-1 ヒアリング団体概要

	ヒアリング団体	活動内容	主要な活動地域	実施日
1	公益社団法人 フードバンクかながわ	県内外にわたる フードバンク活動 (中間支援団体)	神奈川県	2021/ 6/3
2	公益財団法人 かながわ生き活き市民基金	県内の非営利団体への資金援助 (中間支援団体)	神奈川県	2021/ 6/8
3	一般社団法人 インクルージョンネット かながわ	生活困窮者支援 事業(鎌倉市)	神奈川県	2021/ 6/9
4	特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ	子どもの人権擁護・虐待防止	神奈川県 全国	2021/ 6/15
5	関内イノベーションイニシアティブ株式会社	非営利団体・社会的企業家の育成	神奈川県	2021/ 6/30
6	特定非営利活動法人 子どもと生活文化協会	子どもの野外活動、 若者サポートステーション事業者	神奈川県 県西部	2021/ 7/7 Zoom
7	任意団体 須賀の寺子屋	子どもの学習支援	平塚市 須賀地区	2021/ 7/8
8	相模原市こども・若者支援課	子ども食堂、子どもの学習支援 団体活動への支援	相模原市	2021/ 7/15
9	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	外国籍県民の居住・生活支援、要配慮者への住居支援	神奈川県	2021/ 7/21
10	特定非営利活動法人 STスポットよこはま	文化芸術活動の県民への普及/ 中間支援	横浜市	2021/ 7/29
11	特定非営利活動法人 こまちぶらす	子育て世代の居場所づくり・参加者主体の事業推進	横浜市	2021/ 8/5 Zoom
12	特定非営利活動法人 ワンエイド	支援者の属性にとられない生活や住まいのサポートなど	座間市	2021/ 12/6 Zoom
13	特定非営利活動法人 ふらっとステーション ドリーム	年齢・障がいの有無を問わず、皆が飲食をできるカフェ運営他	横浜市	2021/ 12/6
14	座間市生活援護課・支援調整会議	生活困窮者支援での庁内連携、地域支援ネットワーク活動	座間市	2021/ 12/17
15	かながわボランティア活動推進基金21	ボランティア団体と神奈川県との協働事業等の推進	神奈川県	2022/ 1/18
16	横浜市住宅政策課・住宅供給公社	横浜市居住支援協議会による住まい支援	横浜市	2022/ 1/31

## 2. 調査結果

### ① コロナ禍における活動状況

コロナ禍の活動状況では、大きくは、1)一斉休校の影響(3月)、2)緊急事態宣言(2020年4~6月)下の対応、3)オンライン活動の導入、4)居場所・コミュニティづくり、が特徴的に挙げられていた。

注目されるのは、1)では、一斉休校措置による子どもや家庭のみならず、地域社会への影響がみられたこと、3)では、コロナ禍を契機にオンラインを導入することで活動が広範化したことがうかがえる点である。

コロナ禍への対応の苦勞も語られる中で、その機会を利用して、オンラインの導入や新たなニーズの発見、また改めて対面活動や活動本来の原点等を見直す機会となっていることが本調査で発見できた。

#### 1) 一斉休校への対応

- ・緊急事態宣言、一斉休校措置を受けて、4、5月と子どもたちが孤立していないか心配になった。そこでLINEを活用した相談窓口を作った。
- ・一斉休校が大きなきっかけとなり、給食を頼りにしている貧困家庭がまず影響を受けるだろうと気づいた団体の動きが早かった。
- ・子ども食堂は、食べて、その場でおしゃべりをして、思い出をもって楽しく帰ってもらおうという場であるが、それができない中、希望する団体に市から弁当箱を配布して、団体からお弁当として利用者に配るようにした。
- ・コロナの前年よりタブレット等を利用したオンラインの導入による学習支援を図ろうと考えていた。コロナは逆に良いきっかけとなった。

#### 2) 第1次緊急事態宣言(2020年4~6月)下の対応

- ・助成金の交付に際しては、4月に募集を開始し、5月には締め切った。申請書も1枚のみということで、スピード感を重視した。助成先は新規団体が多かった。高齢者・障がい者支援、相談支援、子どもの居場所、学習支援などの「コロナでも活動を止めることができない団体」が主な対象だった。
- ・子どもの居場所については、対応は両極端で、こういふときこそやろう！と頑張る団体と、活動を休止してしまう団体に分かれているように感じる。
- ・中学生から高校生までを対象とした共同生活活動では農村地域なので野外活動のフィールドがたくさんあり、自力で来られる方を対象に活動を継続した。

- ・神奈川県障がい者芸術文化支援センターの活動も4~5月は完全ストップの状況で、6月からパンフレットを作るなどしたが、福祉施設では小さなおまつりの類が中止になったので発表機会や、旅行、レクリエーションなどの機会が全部中止となった。

#### 3) オンライン活動の導入

- ・助成団体を見ると、オンラインをうまく導入し、オンラインでシンポジウム等を実施することによって活動範囲を広範化した団体が多くみられている。
- ・オンラインでリモート相談員養成講座(7日間)を実施した。全国で20名ほどの相談員を養成した。電話相談についてはリモートで実施した。相談事業については、スタッフが集まることなく、PC上はブラウザ電話、LINEも全てオンラインで実施している。これまでは電話というところに通って、夜遅くに帰るといふパターンであったが、オンライン化してからは画面上で集まることができ、自分たちが想像していた以上の方向転換ができたと思っている。
- ・舞台芸術の映像配信などを続けてきて、いろいろなプラットフォームができて、課金のシステムなどができたのは良かった。研修や学びの機会については、遠方から参加があり、メリットがあった。一方で、現場で見て肌で感じるものを求めて劇場に足を運んでいた人にとっては、劇場での体験をしたいというのを現在実感している。
- ・生活相談や住居相談については一度来てもらうのが基本のやり方だ。コロナ対策を十分に気をつけながら、顔を見ながら、直接やりとりする相談を大事にした。
- ・子育て中の親は、些細なこと(おもちゃ、食事用スタインなど)を聞きたいというニーズがある。オンラインであれば、スマホで子どもにかかわる情報を見せるのが容易である。参加者は自分のペースでおむつ替えや授乳などができ、よそ行きではない服装で参加できる。産前産後、肥立ちの悪い方も参加できるメリットがある。
- ・オンライン環境のデバイスがなかったり、回線が不安定だったり、パートナーが許さないなどのいろいろなケースがあるが、そうした人は参加できない。コロナ以前は、「移動の自由がある」人が繋がっていたが、現在はオンラインで「移動の自由がない」人ともつながることができた。子育てのしんどい人に対しては、両輪で繋がっていく必要がある。
- ・「オンラインが使いこなせなく」、「移動の自由がなく」取り残されているが、PCやスマホ経由で繋がりたいと思っている方に対し、現在、行政との連携で、町内会などと協働し、オンライン使用の支援を実施している。

#### 4) 居場所・コミュニティづくり

・コロナ禍では、心身の健康に影響してくる問題ではある。高齢者だと1年前に普通に歩いていたが、ままならず、精神的にも鬱々としてきて身なりも気にしなくなるようなことがある。そのような人がお金にはならなくとも行ける「居場所」が必要だ。本人のやりがいをもてるようなところがあるといいと思うが、まだまだ地域の中では少ない。

・小さな地域で「居場所」を作っているような団体が学校やコミュニティと繋がっていて、地域の中での「中間支援的機能」を持っている。

・現在、全国の学校では「コミュニティスクール」化を進めているが、当地域では小さい時から、上の子が下の子と一緒に活動する場が非常にたくさんある地域なので、(ここの中学校は)「地域の中に存在している学校」となっている。コミュニティスクールという仕組みをとらなくても、学校評議員や、学習支援グループをはじめ、いろいろな会と連携していて、かなりの部分でコミュニティスクール化している。

・アフリカのことわざで、「一人の子どもを育てるには村中みんなの知恵と力が必要だ」というのがあるが、現代は、まちで子育てをするには困難な状況である。昔は制度は少なかった分、困ったときにはコミュニティがキャッチしてくれていたと思うが、最近はコミュニティが弱体化したことで、(制度の隙間に入ると)どんどん個々の困りごとが落ちてしまう。昔の社会に戻れない分、私たちに何ができるのかといえば、自分たちの周りに小さなコミュニティをつくることだ。それは企業の単位であろうと、自治会であろうと、商店会であろうとどんな単位でもいいと思う。困って落ちてきたときに一度受けとめて、自分たちで対応できない場合は他のコミュニティに対応してもらうことも可能で、つながっていれば何とかなるケースが増えていくと考えているので、連携・協働は欠かせないと感じている。

・NPOが何のためにあるのか、いろいろなNPOがあっていると思うが、今、公的機関が支援すべきNPOが何なのかを定めることが重要だ。生活困窮者支援は分かりやすいが、地域での「居場所」など経済的な支援をしても地域に行く場所がないという問題に対しては、居場所の機能あるいは精神的なケアをするようなNPOが必要かもしれない。そのような「機能」をもつNPOの支援が経済的支援以外で重要かもしれない。社会的に疎外されている人たちへの支援に踏み込んで、支援機能を発揮しようというNPOが、どこまであるだろうか。

## ② 関係機関との連携

関係機関との連携では、現在までの細かな経緯が語られた。大きくは、1)行政との連携・協働、2)企業との連携、3)関係機関・団体との連携に分けられる。

注目されるのは、1)での、基金21との協働事業によって大きく活動が推進されてきたことである。

また、生活困窮者支援や子ども支援の現場での横断的な連携・協働が展開されていることがうかがわれた。

社会的格差や貧困問題がもたらす地域社会の変容に対して、地域の中で様々な活動が芽生え、団体の規模の大小、団体形態に関わらずに、社会課題の解決に向けた社会的ネットワークの展開、地域コミュニティへの意識の高まりにつながっていることが本調査で見えた。

### 1) 行政との連携・協働

#### i 基金21との協働事業

・県との協働事業として、デートDV防止に関する取組みを、基金21の協働事業で実施した。県の関係機関、教育委員会や教育相談センター、警察のストーカー対策室や女性相談所等と検討委員会を年に何回も実施した。

「デートDV110番」も含め、事業終了後も県と事業化したかったという思いが強かったが叶わなかった。現在は国に働きかけている。

・特別支援学校や特別支援学級での取組みはアーティストにとっても面白い現場となり熱を帯び始めている。独自に福祉の取組みとして、モデル事業から始まって、途中、基金21の協働事業としても実施され、現在は厚生労働省の障がい者芸術文化活動支援普及事業の枠組で、神奈川県障がい者文化活動支援センターを運営し始めている。

・基金21から3年間助成をいただき、神奈川県的生活支援課と連携で、ネットワーク会議「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」(以下、かなこんネット)を実施している。

・かなこんネットの活動を通して感じるのが、横に民間の人たちがつながっていきこうとすると、仲良しの人たちだけが集まる傾向があるが、行政がプラットフォームとして呼びかけることで(広範に)集まりやすい。

・県西地域における「かなこんネット」の取組みとして、2017年にポータルサイトを立ち上げて、生活困窮者支援がどのような地域でどのような形で展開されているかについてヒアリング等を開始した。2018年に県と協働して、県央・県西部の担当部署にアンケートを実施し、その結果、他の町村で何をしているのか知らず、横のつながりも作りにくいということが見えた。

2019年には郡部の担当者にも声をおかけして研修会を実施し、横のつながりを作ろうとした。

## ii 政令市・市町村における連携・協働

・横浜市では、市の居住支援協議会に相談窓口を設けて、住宅確保要配慮者が窓口に来た際は、市の住宅政策課と相談窓口を担う市住宅供給公社、非営利団体が連携して、問題解決していく連携体制で住まいの支援を進めている（詳細は59頁）。

・相模原市では、市民協働推進課には「協働事業提案制度」という、市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う協働事業がある。子ども食堂に食品を配送している団体も、この制度を活用して子ども・若者支援課と協働して事業を展開している（詳細は57頁）。

・鎌倉市では、生活困窮者自立支援事業や子どもの支援に関わる任意事業を非営利団体に委託している。また、市ではクラウドファンディングを実施し、その財源を利用して、ひとり親世帯を支援する非営利団体と協定を結び、フードバンク等の活動も委託している。

・座間市では、「チーム座間」と呼ばれる社協や関連団体などが横断的に連携した生活困窮者への支援が実施されている。また、市役所内で「つなぐシート」を用いて、相談を受けた部署に該当するものでない場合、担当となる部署に相談内容を繋げ、そこから相談者が本当に困っていることを探って支援や課題解決にあたる独自の取組みを行っている（詳細は60頁）。

## 2) 企業との連携

・コロナ禍では、支援金等、外国籍県民が知りたい情報が散逸していたので、これらの情報を10言語でまとめて、これさえ見れば全部わかるようにして、ホームページに掲載した。日頃から（非営利団体の相場で）協力いただいている会社だが、コロナ禍では無料で掲載できた。

・横浜市の地元企業が、プログラム実施にあたって、協力していただいている。その他外資企業などからも事業に対して個別に助成金をもらっている。

## 3) 関係機関・団体との連携

・2010年に県の居住支援協議会が立ち上がった。会員である非営利団体の知名度が上がり、また不動産団体ともわからないことがあったら情報交換・相談することもできるようになった。

・活動する同じ市内で、小中高等学校の無料学習支援をしている団体がいくつかあることがわかっていたので、（活動全般の）情報交換、教材等の情報交換を実施している。子どもを対象とした損害保険はみんなで加入している。財源については、みんなで協力してスポンサーを探している。また、リーフレットを作成して、困っている親のところに情報が行くように活動している。ネットワークを作ったほうが援助が受けやすく、声も通りやすい。地元のライオンズクラブがスポンサーになって、学習支援に対する教科書の贈呈があった。

・コロナ禍で若い世代がしんどい思いをしていて、ボランティアの中にも深刻な悩みを持つ人がいた。その時に私たちは相談に乗ろうとしてしまったが、自分たちがやれるところを超えてしまっていると感じた。信頼できる社会福祉士の方につながることで、「雑談」としての場を守ることができた。ご助言いただいた方は、医療、福祉につながっている人だったので、そうした「すみ分け」のなかで、自分たちを位置付けることができれば、「居場所」としてあり続けられると思っている。

・20年前にNPO法ができたときが一番良かった。法人格がなかったので名簿がないという状態から始まったが、そのときは株式会社の人や、それこそ行政マンこそがNPOの担い手であり、サポーターであり、裏の仕掛人だった。現在は行政ががちがちになってしまって、フェジーな領域がなくなっているので、セクターが分けられている状態になっている。行政のことがわかっているなければ行政の壁を打ち破られない。そうしたことが非公式にできないようになっているほど社会が硬直化している。

### ③ 人的資源の状況

人的資源の状況では、非営利団体の最も大きな課題として、スタッフの雇用や人材育成の問題が語られた。大きく、1)スタッフの雇用、2)ボランティアの稼働、3)人材育成、4)担い手の「思い」「情熱」、と分けた。

注目すべきは、1)スタッフの雇用で語られている苦悩とあわせて、4)で示された、非営利活動を志す担い手の「思い」「情熱」の強さであろう。

本調査における発見は、3)人材育成 iii コーディネーター・学習支援員等の育成で示された、自分たちの活動に沿った独自の人材育成がされている点、また、iv 支援される側の人間が支援する側に移行して活躍している点であり、今後の人材育成の方向性を示唆するものといえる。

#### 1) スタッフの雇用

・財源は助成金を中心である。最初は会費と寄附でやってきたが、これだけ仕事が深まってくると、そうはいかない。ちゃんと対価を払っていかないとモチベーションが下がってしまう。また、問題意識をもったインターンからスタッフを雇用したいが、難しく綱渡りで運営している。これだけ社会的責任がある仕事をしている人たちに対する保障はできる限りやりたいと思っている。

・給料を払ってプロフェッショナルな学生を雇うようなことができていない。現在稼働しているスタッフが10人、相談員が20人、そしてボランティアは雇用形態が時給での対応で、社会保険を払っているのは一人だけだ。NPO法制定から20年経って、これらの法人が高齢化して、次世代に渡せないでいる状況で、みな同じようにずっと悩み続けている。これからは若い世代に何とか担ってほしい。制度の狭間を担っているNPOが行政とどう対等に仕事をしていけるかを考えてほしい。

・現在、非常勤を含む16～17名のスタッフがいる。そのうち5人が理事で、それぞれの活動の中での経験の蓄積で対応している。昨年、フルタイムのスタッフが4人増加したが、(市の事業への)補正予算がついたので安堵した。

・中間支援団体になると、あまり人が入れ替わると仕事先との温度感などで齟齬がでてくるので、安定的に働いてもらうようにしたい。一方で、人手を増やしたいと思っても、年ごとでの契約の更新になるので、人事計画の見通しが立てづらい。補助金等は定額なので、昇進に伴う給与をどのようにするのかといった問題も非常に難しい。人事の構造を作るのは大変だ。

#### 2) ボランティアの稼働

・当団体の活動は、ボランティアに支えられていた面が大きい。コロナ禍(2021年3月～7月)の期間は受入れを中止していたが、最近はまだお願いしている。配送にかかわる作業なので機械などの購入で、半分の人数で倍のスピードで作業が進むようになった。また、「体験学習」の機会を実施しているが、その半分は学習、半分がボランティアとして来ている。2019年度は3592名が参加してくれた。ボランティアの延べ人数は増えている。継続してきてくれるボランティアの方は作業に慣れると効率的にやってくれる。学生が来てくれると作業が迅速となり助かる。

・当団体では、ライター講座を実施して、ライター自身の地域で助成団体に取材に行ってもらい、情報発信の術を学んでもらう。もちろん情報発信の面もあるが、自分がどんな団体に寄附をしているのか、活動を知ってもらう、応援団・サポーターになってもらえるようなつながりを作るのが目的だ。継続的に取材に行くことで団体の成長ぶりを確認してもらいたかったが、コロナ禍で中断している。年齢層は30～60代まで幅広い。

### 3) 人材育成

#### i スタッフの研修・教育機会の拡大

・一人一人の学びがしっかりあって、コミュニケーションをしっかりとしないと、どんなにいい構想があっても組織がうまく回らない。毎月1回(運営している)お店を閉めて、1時間ほどの研修を実施するようになった。組織内の部署を超えた協働による行事も実施して、「体験」と「研修」という形で人材育成を行っている。

・スキルに関して、これまで個人の裁量でやってきたが、今後を考え、スタッフ全員での研修を半日以上かけて実施した。現在では、月1回のスタッフ会議の際に、必ずケーススタディを実施することにしている。スタッフ全員で一年間かけてやることとした。成果を感じている。

・学習支援のスキルは必要で、年に3回の学習支援にかかわる研修を実施している。2021年度はICTのスキルアップ研修を実施している。(発達障害のある)特徴を持った子どもたちの支援のための学習も実施している。

・以前、神奈川県自治総合研究センターの研究会が毎週水曜日にあつて、一日議論を重ねて「NPOとの協働の新たな展開」という報告書にまとめることができた。NPOは現場に張り付いてやっていると勉強・研究する機会がない。そうした場をどこかで持つことで、県にも寄与する面があるのではないかと。NPOとしても行き詰ったときに勉強するいい機会となる。

## ii インターンシップ

・インターンに関して、どこの団体も高齢化が進んで、尻つぼみになっている状況を見てきたので多文化共生の心を広げていく、また代を重ねていくということで設立時から意識していた。当団体でもインターンを受入れ、途中、途切れた期間もあったが、今年は6人引き受けた。外国人と仲良くなりたかった、というような入口から入る人もインターンシップで意識が変わっていくことがすごく嬉しい。

・設立から17年経って感じることは、子どもの気持ち、感覚、流行りの言葉使いについていけない部分もでてきた。わからないことを聞くのもコミュニケーションの一つではあるが、やはり、その感覚を分かっている大学生に関わってほしいという思いはある。そこで子どもたちの感覚に近い、大学生2人に対応スタッフをお願いしている。研修を受けてもらって、できそうかを見て、お願いすることにはなるが、子どもに向き合うことをベースにできそうな人を集めていきたい。

## iii コーディネーター、学習支援員等の育成

・子どもの学習支援の学習支援員になってもらう資格は、「子どものお手本」となれる人である。これに尽きる。教員でなくてもいい。いろいろな人がいる。

・ボランティア・コーディネーターの育成に対しては、専門とする中間支援組織に入って研修をした。面談力の育成や報酬の整理をした。報酬の整理とは、関わってくれる方によって、何で私に関わりたいのかという理由が違うので、それは雇用関係におけるお金の報酬とは違う「関わって良かったな」と思える「報酬」を、どのようにしてデザインしていけるか、コミュニケーションをとっていけるかを整理することが非常に大事な点なので時間をかけて学んでもらった。

・コーディネーターの育成には一年間かかるというだけでなく、その人が力を発揮するまでの時間もそれぞれだ。コーディネーターを育成する際の初期費用は民間で持つことは難しい。もっと多くの居場所にコーディネーターが育成できるしくみや支援があればと思っている。それが実現できれば、場がもっと豊かになるし、まちが豊かになると思う。

・自分たちが現場でやることで、外部的な普及ができなかった反省を踏まえて、私たちが企画立案をするのではなく、いろいろな文化施設の方などが間に入って教師とやり取りをする「コーディネーター」という立場での活動で取り込まなければ外部に広がらないのではないのかという方向性に変え、我々は事務局という立場で関わるようになった。

## iv 支援される側から支援する側への移行

・元々は父母の会に参加していた。家族のことで躓きがあるということは、親のほうでも育ち直しが必要で、子どもの問題を通して、大人の育ち直しの種をもらっている。それを一緒に発見し、コミュニティの中で変わっていくという過程で、自分たちも変わっていく。自分自身が社会に対して、今までとは違う考え方やどのような社会にしたいのかという希望をもって、社会へ参加することで成長する機会をいただいているという考え方をいただくようになった。現在は若者支援にかかわる資格を取得し、支援の現場で働いていることで社会に自分がつながっていく道をいただいたというふうに感じている。

・心の病気も含め心の元気を失った人たちが子どもの学習支援員をすることで、社会復帰の足掛かりとなり、何人もの人が社会に飛び立っていった。支えられる側が支える側に回ることで、自分自身がパワーをつけて社会に羽ばたいた。

## 4) 担い手の「思い」「情熱」

・その人の気持ちをどうやって聞いてあげることができるとか。どのように寄り添っていけるかといった気持ちが、当団体のスタッフにとっての一番大事な「資格」だ。「チーム支援」ということを大事にしていて、絶対に一人で抱えずに共有して困難なものはその分野に精通した人間が対応している。

・関わってくれるスタッフ、ボランティア自身が不登校の子供をもっていたり、子どもに障がいがあったりして、「私自身がこういう社会になったら嬉しいな」という思いがあって活動に参加している。そうした強い思いが事業となっている。関わってくれるスタッフ・ボランティアによって、事業のかたちが変わっていく。常に自分たちにとって意味や、やるかやらないか決める時もそれは何のためにやるのか、自分たちの目指しているビジョンに向かってどのような位置付けなのかということを整理して進めている。

・コロナを経て、市民の間では自由に社会貢献をしたい、地域に役に立ちたい、またはスキルは持っていて地域に出ていきたいけれど、どうしたいかわからないといった人たちが出てきた。そうした人たちのほうが、いろいろなことに取り巻かれていないので発想が豊かだし、クリエイティブである。そんな人たちを応援したいと思っている。

## ④ 財政の状況

財政の状況も、依然として、非営利団体の大きな課題である。大きく、1)コロナ禍における支援制度の利活用、2)財政構造の安定化、3)資金調達と分けた。

注目すべきは、やはり、2)財政構造の安定化、で語られている収入項目が偏りがちな財政基盤の不安定性であろう。

3)資金調達で、人材育成として、活動の場を運営する「コーディネーター」の役割・育成が、今後の非営利活動そのものを支えていく可能性であることが本調査で発見できた。また、複層的な収入経路を確保し、自主財源モデルを構築して運営している団体も現れている。

### 1) コロナ禍における支援制度の利活用

・コロナ対策の支援金については、いろんな情報を探して提供するようにしてきた。住宅確保給付金や休業支援金などのコロナ対策の支援制度でいえば、住居確保給付金は最大期間15か月なので、2020年の4月から始めた方は2021年の6月で使い切ってしまう。社会福祉協議会の貸付金も9か月が限度で期限が切れてくる人が心配だ。

・神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金補助事業によって、公演者に携わる者のPCR検査を丁寧に実施できたので大変助かった。

### 2) 財政構造の安定化

・財政構造については課題としてとらえている。補助金、負担金がほとんどの収入になっていて、一部年ごとの更新になるので、財政基盤は安定的ではない。財源の多様性をもつことがNPOの鉄則ではあるが、現在の事業を回すマンパワーで精一杯の状況で会員拡大や寄附金の促進までできない。認定もとっているが活用できていない。

・理想は、会費・寄附金、助成金、事業収入で3分の1ずつがいい。寄附金をもっと増やしていきたい。常に新しいことへのチャレンジで助成金をもらってきた。そんな状況で収益だけは守ってきたのは、助成金を得るために新しいことを続けてきたからだ。

・一般的な市民財団は、寄附財源と運営財源を確保しなければいけないので大変だ。コミュニティ財団は、寄附を集める力とスタッフが支援に専念できるかどうかのポイントである。

・コロナ禍になってから、社会福祉法人や遺族や本人の意思で社会のために使ってほしいといった寄附金を集めている団体から大口の寄附があった。

・コロナ禍で持続化給付金制度が大変助かったというのもあるが、一つの事業だけでは大変リスクが高く、他の事業を多くやっていたことで支えられたこともあった。

## 3) 資金調達

### i 企業・財団

・企業本体はあまり関心がなく、CSRやそこから派生した財団とのやりとりがほとんどだ。企業のテーマ性、関心に合わせていかないと助成金をもらえない。そういう意味では、2020年度は、共通してコロナ禍での子どもたちのケアという流れがあり、大手財団から助成があった。

### ii 事業

・子どもの健全育成が主であるが、2004年に国の事業で合宿型の「若者自立塾」が始まった。全国でも合宿型で若者に指導するという経験のある団体は少なかったため、実施することになった。その後、若者のサポートセッション事業、青少年相談事業の窓口を開設した。

・子どもにもできる護身術を教えるプログラムや、虐待予防のための保育士研修プログラム、学校・企業などの職員向けの人権研修プログラム等、次々とプログラムを開発しながら、助成金をいただき事業化してきた。

・特別支援学校や特別支援学級とアーティストとの関わりはとても面白い現場であった。こだわりの持ち方や、世の中が当たり前だと思っていることに対して、全然違う見え方をするなど、観点の持ち方は芸術分野と障がい者福祉の分野は近いのではないかと考えている。

### iii 自主財源モデル

・大手財団の助成によるプロジェクト（3年間）を受けるなかで居場所コーディネーターの育成をした。コーディネーターの人件費は相当かかるが、自主財源モデルを検討した。一層目は「利用者負担」で、パートナー登録会など各段階におけるキャッシュポイントを設けた。完全無料にせず、それだけの満足度が得られるようにした。利用者負担だけでは難しいので、二層目に地域の方々にコーディネーションの負担をしてもらおうと「地域負担」を設けた。毎月のチラシを配布している中で、地域の事業者にも協賛という形で負担をしてもらっている。3～4社の協賛をもらっている。三層目は、これまでの自分たちのノウハウを、自治体での講座や企業等への外部に発信している。この枠組みで200～300万円稼げれば、コーディネーターを雇うことができる。活動当初から自らの意思で自主財源による運営を目指している。

## ⑤ 今後の非営利活動への支援

本項では、各分野からの非営利活動の支援の方向性に対する主要な意見を提示する。

- ・NPO等の支援には、行政がどのような社会を描いているのかが重要だ。役割的には知事や知事がやることになっているが、官庁が強いようにも感じる。健全な社会セクターがあって、ただ文句を言うだけでないオルタナティブを提示できるように、行政とNPO等の社会セクター間で価値交換ができる仕掛けづくりをぜひやってほしい。そこを上手くつなげていけるような支援策とまではいかなくても仕掛け作りは必要だ。
- ・広報普及活動は大事である。公的なところで行うことで信頼が全然違う。個々がホームページを出して頑張っているが、公が責任をもって活動等を広報してほしい。民間同士でいろいろなことをやっても、信頼性が違う。
- ・これから子ども食堂などの数が増えつつある中で、行政の担当部署や委託先の団体だけでは担いきれない。
- ・例えば、NPO法人格を取っているわけではないが、子ども食堂をやりながら、フードバンクもやっている団体が食料を中継して、ほかの子ども食堂に配付している事例があるが、こうした地域の中間支援団体がもう少し増えていくことを期待している。
- ・学習支援に関して、教科書（国数英理社）を改訂した段階で、市から教科書を学習団体に渡しているが、教科書が結構高価であることと、教えるにあたっての問題集や受験対策のための赤本が欲しい、との要望も出ている。
- ・地域の3つの政令市以外の市町村を回ると、市民活動への支援や特に文化面については助成のシステムが少ないように感じる。県としてやるならば、伝統文化や民族芸能まで幅があって、そうしたものも地域と芸術文化の枠の中に入ってくるかもしれない。障がいのある方やシングルマザーの方も含むかもしれないが、政令市以外でも、芸術文化と地域といったつながりを県域でももつ必要がある。
- ・社会的弱者にだけに焦点を当てると、行政にできるサービスとNPOができるサービスが違って、NPOの方が細かくていいよね、という話になりがちだ。どうしてそのようになっているかといえば、行政の仕組みが古い。それを変えていくことでもっとこうしようとなったときに、途端に介入できるNPOがないし、そうした経験者がいない、その経験も共有されてこなかった。ただし、それは、行政に対して言うことではなく、NPO側で議論しなければいけないことである。そこは市民が頑張るべき点である。

## 3. 小括

### ① 調査結果の概要

本調査は、コロナ禍における非営利活動に注目した実態調査である。コロナ禍で顕在化した新しい社会的リスクをもつ者を支援するNPOや中間支援団体を中心に、生活困窮者支援、子ども支援、フードバンクなどを実施している団体がヒアリングの対象となった。対象となった団体代表者またはスタッフは経験が豊富で見識も高く、非常に含意あふれる豊かな言葉が紡ぎだされ、現在の非営利セクターにおける活動状況をそれぞれの分野の立場で雄弁に語ってくれたといえるだろう。それゆえに、これらの言葉を整理することで、一定程度の非営利活動の現況を見出せるのではないだろうか。

分析結果からの非営利活動の現況、またはそれに伴う政策的含意については次章で詳しく論じた。ここでは、ヒアリング内容から見えた非営利活動の実態について見られた主要な傾向を以下の3つに整理した。

#### 1) 社会課題に応じて地域で「機能」している社会ネットワークが拡大

総じて、コロナ禍にあって顕在化した深刻な生活困窮や貧困等の背景にある困難な状況は、所得、健康、家族関係、社会的関係性など複合的な要素が絡み合っているといえる。そうした複合的課題に対して、各主体が自身の分野の専門性を発揮しながらも他分野で関係する主体とも連携、ネットワーク化しながら対応していることがうかがえた。

また、こうした活動を遂行する専門能力や人的ネットワークをもつ団体は規模の大小、形態に関わらず、個々の社会課題に、各々の立場で関与しながら対応していることが分かった。

加えて、これらの連携のチャンネルを地域やオンライン上でより多く持ち、問題解決にむけたコーディネーション能力が高い団体は、コロナ禍でも状況に適応し、むしろ活動の質を向上している状況が予想される。



## 2) 次世代への活動継承に対する強い危機感

現在の非営利組織の不安定な財政基盤にあって、代表者、幹部スタッフの根底には、目下の運営を維持するだけでなく、これまで自分たちが積み上げてきた活動を継承するため、大きくは次世代のスタッフの雇用を確保したいという強い希望が一様に語られた。代表者からはスタッフの生活を守るための雇用条件確保にはいつも頭を悩ませている様子が聞かれ、特にNPO法成立時の2000年代より活動を継続してきた団体にとっても次世代の人材への活動継承は切実な問題であることがうかがわれた。

一方で、コロナ禍では大学生の学校活動が制限される中で、インターンシップ等でこうした社会的活動に関与しながら自己実現の場として非営利活動が機能してきた面も見られた。彼らがこうした関心を持ち、自らの仕事としたいと思っただとしても、団体側では雇用できないといった厳しい現実も語られた。

今後の社会情勢を鑑みれば、ますます非営利組織の社会的需要、役割が増してくることが予想される。こうした組織の新陳代謝を促す次世代への人材確保を公的、社会的にどう支えていけることができるかは課題といえる。

## 3) 時代に適応した非営利活動へのエンパワーメントの方向性

非営利団体の活動は自発的・自律的な活動で現行制度を最大限に活用して活動を行っていくことが前提にある。その点、神奈川県においては、基金21をはじめとした自律的活動の促進にむけた事業や制度が活用されてきた。

一方で、今回のヒアリング調査では、コロナ禍といった新たな社会的危機にあって迅速かつ創発的な活動をしてきた団体を対象としたため、現代の社会的格差や社会的分断の実態を現場で体感されている団体の切実な現実が語られた。

こうした社会的変動に際して、これらの団体から、1998年のNPO法成立から20年以上が経過し、また異なる法人形態による非営利活動団体が併存する中で、非営利活動の制度的枠組において

もこのような変化に対応しうる包括的な視野が必要ではないかといった問題意識が聞かれた。これらは非営利セクター内だけでは解決できない課題であるとの認識の上で、行政と目指すべき「社会像」といったイメージも共有しながら、時代に適応した非営利活動へのエンパワーメントとは何かについて、現行制度の再確認から議論する時期に来ているのではとの意見も聞かれた。

## ② 政策的なインプリケーション

### 1) コロナ禍における活動

#### 地域で「機能」している草の根レベルからの社会ネットワークへの支援拡充

2010年代以降、生活困窮者増加や社会リスクの個人化など制度で捕捉しえない課題を抱える人々への支援に非営利団体などが取り組む中で、個々の課題に応じた多様な主体による多層的なネットワークが地域社会で形成されている。

例えば、町内会単位の居場所づくりから始まり、活動分野や団体形態に問わず、課題を共有する団体と多層的なつながりが形成されつつある。こうした共通する社会課題に取り組む団体の連携、協働が地域社会に浸透することで、地域コミュニティがもつ一つの共助機能にも厚みが増す。

### 2) 関係機関との連携

#### i 行政と非営利活動の横断的つながりの強化

政令市・市町村における連携・協働でも取り上げた通り、こうした社会的ネットワークの形成と並行しながら、またはその背景として、行政と非営利活動の横断的つながりの実践は、県内各所で確認できた。

#### ii 多様な主体で構成されるプラットフォームづくり

神奈川県生活援護課との連携で、ネットワーク会議「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」が基金21の協働事業により発足した（平成29年度～令和元年度）。

ヒアリングからはこうした取り組みによって、広範な関係機関とつながることができ、かつプロジェクトにおいても広域での情報交換、調査活動等が実現しているという。こうしたプラットフォームが多様な社会課題に応じて重層的に展開されることで、行政サービス、非営利活動の活性化、活動の質の向上に確実に寄与するものといえる。

### 3) 人的資源の状況

#### 人材育成の機会拡大

人材における高齢化の問題も含めて、団体にとって人材育成は大きな課題である。

ヒアリングからは、①スタッフの研修・教育機会の拡大、②大学生ボランティア・インターンシップ、③場づくりのコーディネーター・専門スタッフの育成、④支援される側から支援する側への移行、と注目ポイントを整理した。

①では、社会福祉分野等での行政職員等の研修機会の参加・呼びかけが考えられる。近年、神奈川県や横浜市などが実施している市職員向けの研修等に、NPOの職員にも呼びかけがかかるようになったことは研修機会の確保としてもNPO職員に喜ばれている。

②では、大学生インターンの機会拡充が考えられる。NPO活動を通して社会問題に目覚め、NPO団体の活動に興味をもちながら、就職先としての選択に入ってくる場合も見られた。

③では、人材育成にかかる初期投資の必要性が考えられる。福祉制度等の枠外にある活動分野において、居場所コーディネーター（こまちぷらす）、CAPスペシャリスト（エンパワメントかながわ）など、支援対象者に対して独自の専門能力を身につける機会を提供する際にかかる費用を今後の人材育成の「初期投資」ととらえている。

④では、「支援される」側がエンパワメントされ、「支援する」側へ移行するといったダイナミズムが、非営利団体において展開されることは、単に非営利活動の担い手の育成という意味だけでなく、地域社会そのものの活力を向上させると予想される。非営利団体も支援される側の者が、それらの経験を活かして、支援する側へ移行するに際しての学習や経験機会等の拡充については支援が必要である。教育訓練費用等の支援に際して、各自治体、各助成制度における人材育成への意識も高められることが望まれる。

### 4) 財政

#### i 多様な財源の確保

財政構造については、どの団体も課題としてとらえている。会費・寄附金、助成金、事業収入等のバランスが保たれることで、安定的な財政運営が可能であるが、特に助成金か事業収入かと一方に偏りがちな傾向にあった。ヒアリング団体の中では、寄附者が税制上の優遇を受けられる認定特定非営利活動法人制度に基づく審査を受け、認定を取得している法人もあった。また自主財源モデルとして、事業・活動に付加価値を付けながら、多様な収入源を確保するといった試みも現れている。

#### ii 協働事業の制度を活用

本県では、かながわボランティア活動推進基金21の協働事業をはじめ、相模原市の協働事業提案制度など、非営利団体が行政と協働しながら事業を進めていく制度があり、地域課題の解決に向け、資金面においても大きな役割を果たしてきたことが確認できた。また、その時代時代の社会課題の解決にむけた事業を「協働」といった関係性の中で進めてきた意味も大きい。その後の個々の団体活動の自立化を促す仕組みとしても改めて再認識された。

## 参考図 共起ネットワーク分析からの考察

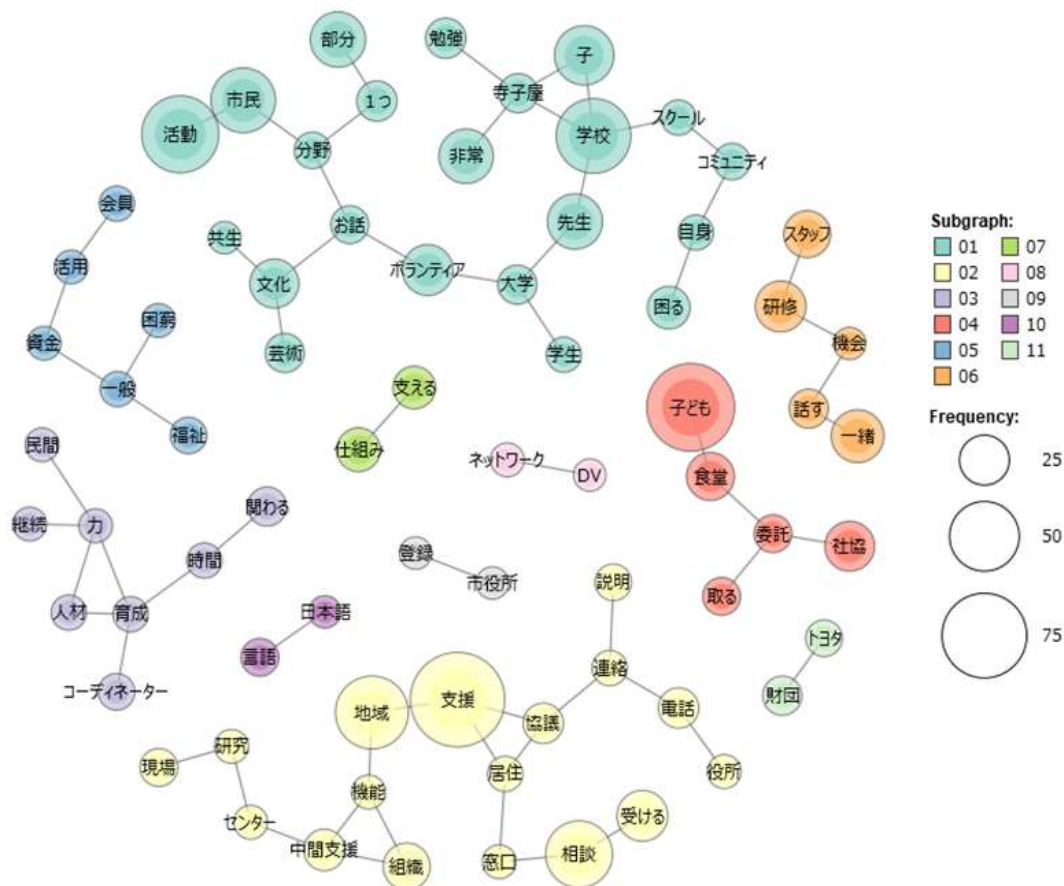
本章では、それぞれの項目に則して、ヒアリング団体からの特徴的な発言を取り上げてきたが、これらの言説を基に、テキストマイニングによる共起ネットワーク分析を試みた。※

図4-1からは、まず上部の水色で表示された語彙が個々に関連性が強く、これらの語彙は多数の団体からの語彙によって広範囲につながっていることが読み取れた。ここから類推されるのは、学校やコミュニティ、大学、文化芸術等の活動が、学生や子ども、ボランティアとつながっていること、「人」と「活動」というのが一体になっていることである。

また、下部の黄色で表示された語彙ネットワークに関しても多数の団体からの語彙によって広範囲につながっていることが読み取れた。「支援」と「地域」の語彙が多い上に極めて関係性が近い形で回答者によって語られている点は大いに注目される。また「支援」が「相談」「役所」「窓口」といった該当機関等に対して相関がみられるのに対して、「地域」が「中間支援」や「センター」、「現場」といった場所などと相関がみられる点も興味深い。

※ヒアリングで聞き取った内容をデータマイニングによってデータ分析（テキストマイニング）する手法。KHコーダー（ソフト）を利用して、似通った出現パターンのある頻出語を頻出数の大きさと距離の近さから測定してネットワーク図に示す。6つのテーマとは、①支援の方向性、②組織の持続可能性、③連携、④ボランティア・スタッフの稼働、⑤生活困窮者の支援、⑥コロナ禍の活動に分けている。同じ条件下で対面でのヒアリングを実施した非営利団体10団体、及び6つのテーマ別の文字情報による処理としたため、限定条件下での分析結果として参考情報として提示する。

図4-1 ヒアリング記録の全体からの共起ネットワーク分析図



# PART. 5

## コロナ禍で顕在化した社会的課題と非営利活動の展開

### 1. コロナ禍での非営利活動における概観

PART 1でも概説したように、NPO法制定以前の市民活動からNPO法制定後20年を経て、その間も社会的動向の変化に対応しながら非営利活動が進展してきた。2010年代に入ると非正規労働者の増加や社会的格差の広がりによって、既存の福祉制度などでは捕捉できない新たな社会的リスクをもつ生活困窮者が拡大した。コロナ禍においても、こうした生活困窮者が顕在化するところとなった。

本調査におけるアンケート結果からも、対応に苦慮しながらも活動を継続、または新たな展開が見られた団体の多くは、高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども、外国籍県民女性などの支援活動が目立つ傾向にあった。ヒアリング調査でも、コロナ禍で顕在化した生活困窮者を支援するNPO法人や団体を中心に、生活困窮者自立支援事業を担う団体、子どもや子育て支援、外国籍県民への支援、住まいの支援、フードバンクなどを実施している団体を対象として実施した。

コロナ禍という社会的危機に際して、それぞれの社会的なミッションに自律的な活動を展開しつつも、行政の制度、サービスの狭間にある社会課題に取り組んできた県内の非営利団体が、既存制度で捕捉しえない新たな社会的リスクをもつ生活困窮者などへの対応、それに伴って多様な地域的展開を発見しえたのは、本調査における大きな成果だったといえる。以下、コロナ禍における非営利活動の文脈で本調査の成果として見えた生活困窮者などへの支援に注目して、その背景や非営利活動における展開について述べたい。なお、非営利活動全般で見れば、他の活動分野等でも、アンケート結果からは、活動の継続等に懸命だった様子や工夫などがうかがえたことは強調したい。

### 2. コロナ禍による生活困窮者の顕在化と非営利活動

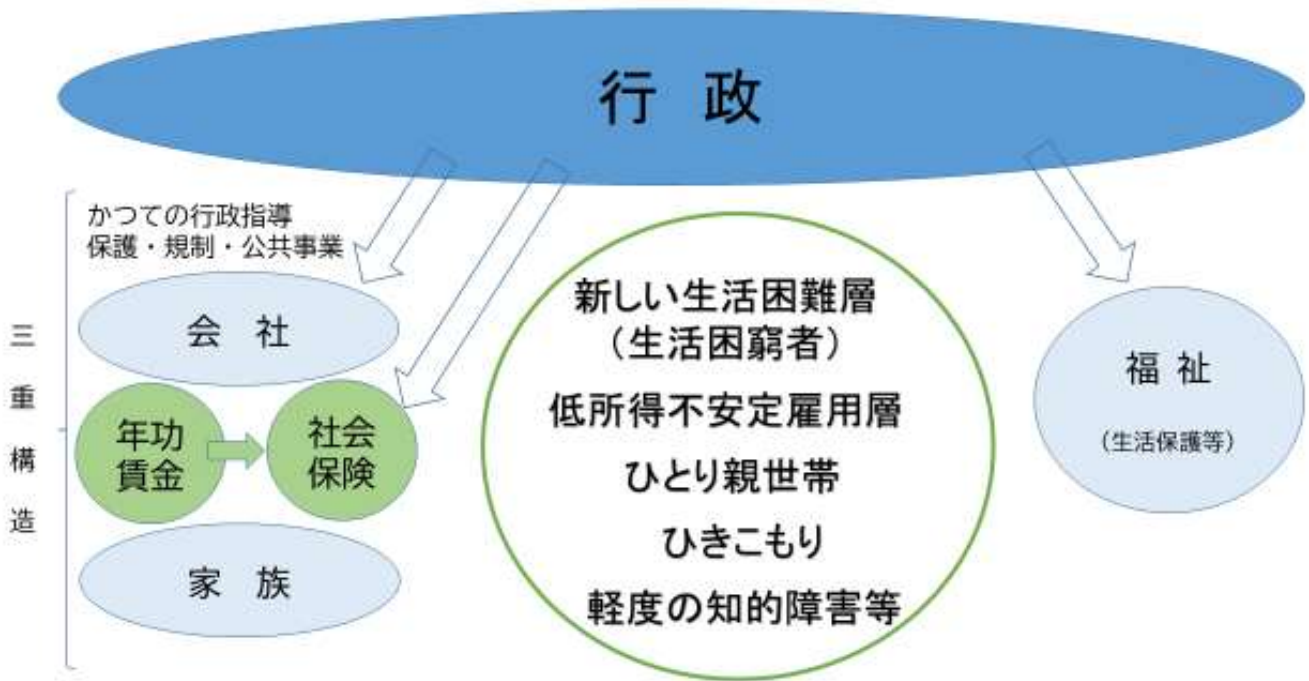
2010年代以降、非正規労働者の増加や社会的格差の広がりによって、新たな社会的リスクをもつ生活困窮者（以下、生活困窮者）が拡大した。宮本（2021）によれば、日本型の生活保障は、男性稼ぎ手の雇用保障による家族扶養が中心で、行政指導や業界の保護、規制、公共事業などによる会社による雇用保障と家族扶養が連関していた。雇用が得られない者は福祉が対応してきたが、近年の雇用環境の変化でこの枠に収まらない「新しい生活困難層」（生活困窮者）が出現した。

生活困窮者は以下の3つの特徴に要約されるという。1つ目は、多様な「複合的困難」を抱えているもので、単に所得が低だけでなく、就労、住居、家族、精神保健の問題など複合的な問題を抱えていることが大きな特徴といえる。例として、老親の介護と就労の両立から、鬱を発症し、就労時間が短くなることで更に所得が減るといったケースが紹介されている。いずれにしても「新しい社会的リスク」に由来する困難が複合的に重なることで、既存の制度では対応できないことがしばしば起きている。

2つ目は、この層の働く現役世代の多くが、ワーキングプアであり、またこの層の中核であることが指摘されている。最も重要な点として、最低賃金の問題があるが、OECD諸国の平均額（中央値）の半分にも達していない。これは男性稼ぎ手の給与を補完する主婦パートが中心となって、家計補助的な就労に落ち着いたといった歴史的経緯があるが、現代の生活困窮者の多くがこの最低賃金で家計を担う状況となっている。

3つ目は、現役世代のみならず高齢世代も含み、世代横断的であるということである。

図5-1 日本型生活保障と新しい生活困難層（生活困窮者）



引用:宮本(2021)p.51 図1-3 より作図

しばしば日本の社会保障は高齢者向けの支出に偏重しがちだといわれるが、そのように見えるのは多額の税を投入して、医療保険や年金保険を成立させていることであって、高齢世代でも現役時代に安定的に年金保険料を支払い続ける条件がなければ生活困難に陥る。また、いわゆる就職氷河期世代はその後の世代より100万人非正規労働者が多く、この世代の高齢化は困窮に直結する可能性が高く、現役世代のリスク対応を雇用と家族に任せてきたツケが世代横断的な生活困難を生み出しているともいえる(1)。

こうした背景から、2013年の生活困窮者自立支援法制定に伴い、2015年からは生活困窮者自立支援制度が開始され、基礎自治体では自立相談支援事業や任意事業等が開始された。コロナ禍の直撃は、生活困窮者の生活困難の側面をより具体的に顕在化させたといえる。特に非正規労働者、女性、飲食・宿泊業等の就労者、自営業者などが市町村の窓口で生活相談、緊急小口資金等の貸付などが急増した (BOX 1 参照)

このような状況下で、本調査からは、収入を減らしている高齢者、就労が困難な若年者、子どもの貧困・学習支援、家庭内暴力（以下DV）、非正規労働者やシングルマザー、メンタルの課題を抱えた人たちなど、既存の制度では支援が十分に行き届かない多様な問題を抱える人々へのケアが個々の領域で活動する団体によって実施されていたことがわかった。

県内でも基礎自治体を実施する生活困窮者事業、関連する任意事業を受託する非営利団体等の事業実施も進んでいる。生活困窮者の相談窓口のほか、任意事業による子どもの学習支援、住まい支援、就労支援など広範に担っている状況もうかがえた。

県内の多くの自治体が直営か社会福祉協議会による受託のなか、川崎市と鎌倉市は民間委託を実施している。

鎌倉市で当事業を受託する一般社団法人インクルージョンネットかながわへのヒアリングでは、支援内容についても、例えば、高齢者で土地と家はあっても生活資金がない場合に不動産の売却や引っ越しなどのお手伝い、またそこに至るまでの心のケアなども含め非営利団体だからこそできるきめ細かな支援活動を確認できた。

ここまで、生活困窮者支援に注目して論述してきたが、アンケート調査でも示されたように（13～39頁）、高齢者、障がいのある人等への支援でも、現場で非営利活動団体等が必死に対応を進めてきたことがうかがえる。

高齢者支援の事例としては、神奈川県川崎市宮前区の野川地区のNPO法人「すずの会」の取組みが注目される。支援対象である高齢者とほぼ同年齢の約60人のボランティアが担い手となって活動してきた。活動拠点は2階建ての民家「すずの家」で、水・土曜日に10人ほどの高齢者が集って、雑談、昼食、入浴などを楽しむ。昼食代、送迎代以外は無料の自主的な「住民デイサービス」である。コロナ禍にあって緊急事態宣言時には閉じたが、30人ほどの利用者への電話で健康チェックなどを実施してきた。宣言終了後は、感染対策に気を配りながら再開した。この勇気ある決断の背景には、社会福祉士や介護福祉士などの資格取得者が22人にもものぼるボランティアの厚みといえる。また、「野川セブン」と呼ばれる、医師、薬剤師、ケアマネジャー、区役所、社協、老人会、介護事業者などが集まって、毎月一回地域ケア会議が開催され情報共有されている点も大きい。活動は、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の一つで、要介護者や要支援者などを対象に市町村が独自に制度を組み立て、住民団体に委託するもので「一般介護予防事業」と呼ばれ、地域の主体が一体となった取組みといえる<sup>(2)</sup>。

#### BOX1:コロナ禍における生活困窮者の実態 ～座間市生活援護課の対応

2020年4月、新型コロナウイルスの第1波が席卷するなか、座間市内で一人暮らしをする女性（37）は、市の相談窓口を訪れた。スーパー銭湯の施設で働いていたが、業務委託契約のため、4月からの休業で収入がなくなり、月6万7千円の家賃の支払いに見通しが立たなかった。対応した市の生活援護課は、無利子で生活費を貸し付ける「緊急小口資金」を紹介したが、家賃支援まではふみこめなかった。2週間後、失業や廃業が条件だった「住居確保給付金」制度に減収も対象に加える制度改正があり、4万1千円の3か月支給が決まった。

座間市では、2015年から生活困窮者支援窓口で「断らない支援」を掲げ、厳しい生活を強いられる人々の相談を受けている。住居確保給付金の制度改正では3月17日に市を訪れた国会議員の視察団に直訴し、国会で取り上げられる契機をつくった。4月20日に省令改正で要件が見直されたものの幾度も押し寄せるコロナウイルスの感染の波に対しては減収と回復を繰り返す人にとっては応急処置にすぎず、そもそも、この措置はリーマンショック時の求職者支援を想定していた制度で、コロナ禍の現況とはズレもある。座間市生活援護課の林課長は、「応急処置ではなく、次に向けた恒久的な支援策が必要だ」と語る。

—2021年1月13日 朝日新聞総合4面より作成

### 3. 既存の支援制度の枠外にある女性、子ども、外国籍県民等の問題の顕在化

コロナ禍では、国際的な視点からも特に幼い子ども、病気や障がいを抱える者、貧困層、高齢者たちに深刻な影響が生じていることが報告されている。こうした社会的不平等が露呈する中で、日本を国際比較からとらえると、第一にジェンダー格差の大きさが指摘される。特に、コロナ禍は対人サービスに大きな影響を与えたとともに、医療・福祉産業への需要も高めた。この分野の就労者の約4分の3が女性で、非正規雇用者も少なくなく、コロナ禍の下で多くの女性が仕事を失ったとされる<sup>(3)</sup>。

日本における貧困率を見ると、圧倒的に高いのはひとり親家庭で、その中心はシングルマザーで非正規雇用の比率が高いため、コロナ禍の影響を直接的に受けていることが予想される。また、こうした非正規労働者の賃金水準の低さに加えて、コロナ禍ではケアを理由とした雇用からの排除も保育園や学校の休校措置・時間短縮によって、女性の休業や離職も促されて、これは正規・非正規労働者問わず、女性の間で生じている(4)。

何よりも2020年3月の一斉休校措置後の経過について、子どもをめぐる家庭状況・社会関係には確実に多くの影響をもたらし、有識者の多くがその懸念を示し続けてきた。DVの増加、子どもの自殺の増加なども伝えられている。また、学校や保育園では、コロナによる自粛があけても教師や保育士が感染症対策で汲々としていることから、子どもの虐待を発見する眼が減っているリスクなど指摘されている(5)。

外国籍を持つ住民の困窮も伝えられている。法務省の「在留外国人統計」によると、日本に3か月以上在住する外国籍者は2020年6月中長期在留者が257万人、在日コリアンなどの特別永住者が約31万人、合計で約288万人となっている。厚生労働省の「外国人雇用状況」によれば、2020年10月で外国人労働者は172万人と過去最高を記録している。1990年の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)の改正で、開発途上国への技能移転を目的とした人材の受け入れを始め、2010年には「技能実習制度」として改編されたが、制度を悪用した受入れ企業によって、低賃金労働の強要、労働災害の多発等の数多くの人権侵害が多発し国際機関からも監視強化などの勧告が複数発せられている。移住労働者の多くは、宿泊・飲食業に従事しており、コロナ禍では、失業等のために困窮状態に陥っていることが伝えられている(6)。

本調査でも、支援制度の枠外にある女性・子ども・外国籍をもつ住民をめぐる困窮に対する支援について実にきめ細かい多様な非営利活動を確認することができた。

コロナ禍におけるシングルマザーなどの貧困世帯への支援、子ども食堂、困窮する大学生、地域のフードパントリーなど実に幅広い活動団体への食料支援に際しては、県内全域に流通網をもつフードバンクかながわの活動の貢献は大きかったといわざるをえない。ひとり親家庭の支援の事例でいえば横浜市のあるフードバンク団体では、ひとり親家庭を中心に約90世帯の支援を毎週、仕分け、配布の活動をしているが、フードバンクかながわから食料供給量の半分を担っていたなどは数多い事例の中の1つだ。

子どもの支援に際しても、非営利団体による実に多彩な活動、工夫が見られたことは特筆に値する。エンパワメントかながわによるLINEによる「子どもしゃべり場」では2020年3月の一斉休校によって不安を抱える子どもに寄り添うために始められ、不安定な心の状態にある子どもの(バーチャルな)居場所づくり、対面では中々つながりにくい子どもに対しての新たな相談体制の開発ともいえる。当団体は、2004年の設立以来、CAPプログラム(子どもへの暴力防止)の開発や、デートDV防止のためのプログラム等、基金21の協働事業などで進めてきており、コロナ禍でも学校等へ子どもの権利をめぐる教育プログラムを実施してきた(BOX 2 参照)。

須賀の寺子屋(平塚市)では、平塚市港地区の地域コミュニティが一体となって学校との連携の下、学習支援を実施しており、まさに「地域の力を利用した支援ネットワーク」の代表的な事例といっていよう。この地区は、大人から子どもまで、同じ中学校の先輩、後輩のつながりなどの人間関係が息づいており、こうした地縁型のコミュニティが活動の基盤にある(BOX 3 参照)。

## BOX2:子どもにより近い感覚を大事にした支援活動 ～NPO法人エンパワメントかながわ

NPO法人エンパワメントかながわでは、コロナ禍を機に活動や団体運営の面でのオンライン化を積極的に進めている。その一つがLINEによる「子どもしゃべり場」だ。2020年3月の一斉休校により子ども達が孤立していないかを危惧し、不安を抱える子どもに寄り添うために始めたという。「子どもしゃべり場」は、18歳までの子どもがLINEの1対1のトークで自分の「気持ち」を思い切り話せるオンライン上の居場所。聞き手は大学生ボランティアを含めた同法人のスタッフが務める。質問はせずにひたすら話を聴く姿勢を大事にしている。

子どもの話を聴くとき、子どもの気持ちや感覚、若者言葉に対する知識があり、会話についていくことは重要な要素となる。設立から17年が経ち、スタッフと支援対象である子どもとの年齢差が広がったことで、子ども達の感覚により近い大学生に関わってほしいという団体としての思いは強まった。

活動への参加に興味がある大学生にはまず研修を実施し、体験をしてもらったうえで学生自身ができそうか判断すること、そして子どもに寄り添う姿勢を大事にする団体の理念に沿った行動ができることを基準にボランティアをお願いしている。その他にも、2021年度の新プロジェクトに関わる大学生の募集や学生を対象とした子どもとのワークショップを含む基礎研修会の実施など、大学生へのアプローチに積極的だ。現在、ボランティアを経験した大学生の有志による「青年部」が立ち上がっている。大学の休みに合わせて短期インターンシップを経験した学生の、「もっと活動を続けたい」という声で発足した。中には「このままここに就職したい」と意欲を見せる大学生もいる。就職先としての魅力を感じてもらえたことに嬉しさを感じつつも、ほとんどのスタッフが手弁当の対応で現状は学生が新卒として就職することは厳しい。それでも、学生の常勤雇用は夢だ、変えていきたいと同法人の代表は語る。

新卒採用が一人でもできれば、団体の持続可能性にも変化が見えるだろう。コロナ禍で思い描いていた学生生活が送れないもどかしさを味わっている大学生にとって、NPO活動に関わることは、自身の活躍の場を見出すきっかけになり、自己実現の一助になっている。大学生がNPO法人等の非営利組織に就職先としての魅力を感じ始めていることは確かだ。

—ヒアリング内容及び「子どもしゃべり場」報告書より作成

## BOX3:学習支援活動とおらが学校 ～須賀の寺子屋

平塚市南東部の海岸地区に位置する港地区。ここで子どもの学習支援活動を展開する「須賀の寺子屋（以下、寺子屋）」を訪ねた。代表である大野文（おおの ふみ）氏の言葉を借りれば、ここは「口もだすけど、助けなくてもくれる」ところ。そんな風土に根付いた活動を、ボランティアによる学習指導員とともに任意団体として行っている。平塚市内において港地区は、経済的に貧しいというわけではないが、それでも本人や家族の事情により家庭学習が十分に行いづらい状況にある小中学生のニーズを知った大野氏が活動を始めた。また、保護司としての経験から、子どもの学習機会を守り、その子どもや家庭を支援する必要性を実感していた。

実際に活動の様子を見学すると、子ども達の笑い声や学習に夢中になっている様子が何え、「勉強しに来させられている」のではなく、「勉強がしたくて来ている」のだと一目でわかった。寺子屋は単なる学習支援だけではなく、子ども達の居場所としての機能も十分に発揮している。しかし、大野氏は、単なる居場所ということでは意味がなく、学習に来るといことが支援を必要とする家庭にとっては大事な名目になることを教えてくれた。

寺子屋が果たす社会的役割は大きい。中学生への学習支援では平塚市立太洋中学校が全面協力をしており、情報共有も緊密に行っている。コロナ禍において一斉休校等子ども達の顔が直接見えない状況が続いたときも、寺子屋に通っている子どもはそれなりに心配の要素のある子が多いため学習の様子を知ることができ、非常に有り難いと同校の校長先生は話す。もともと同校は「地域の中にある学校」として教育を考える懇親会活動等を活発に行ってきたり、教育委員会の制度や事業に頼らずに地域とのネットワーク形成をしてきた学校だ。この地区の住民は、いくつになってもここの学校に通っている子どもは自分たちの子どもと同様という「おらが学校」意識が強い。そのため、寺子屋活動の提案もそうした土壤があったからこそ、円滑に導入でき、今のような協働の形を確立していったのだと考えられる。

非営利活動団体を取り巻く地域内連携の理想の一つを、この寺子屋を通して垣間見た。寺子屋は今後法人化する予定はなく、このままの形を維持するそうだ。その背景には、煩雑な事務手続きがある。本当にやらなくてはいけないことが打ち寄せる波のごとくどんどんやってくる中で、書類作りに時間を割くよりも目の前の子どもたちに対してやれることがもっとあるのではないかと、そうしたことに時間を費やしたいと強く語っていた大野氏の姿が印象的だった。

—ヒアリング内容より作成



#### BOX4:若い世代に「当事者性」を広げる活動 ～NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター

どこの団体も高齢化が進み、若い人たちを巻き込むのに苦労が見える中、アクションポータル横浜が事務局を担うNPOインターンシップ事業をきっかけにNPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターでは、大学生の短期インターンを積極的に受け入れるようになった。相談窓口の運営だけでなく、あーすフェスタをはじめとする多文化共生事業等のイベントへの参加も積極的な同法人は、若い世代が関わる入口を多く持っている。イベントでの出会いから短期インターンを経験し、現在はスタッフとして働いている学生に話を聞いた。

##### —インターンを受けようと思ったきっかけ

ボランティア活動のあっせんに力を入れている大学に在籍。NPO団体と大学生をつなげるイベントを企画するNPOへボランティアに行ったときに、かながわ外国人すまいサポートセンター理事長の話聞く機会があった。同時期にあーすフェスタでもボランティアをしていたこと、そして自分も外国ルーツであることから、外国人や多文化共生社会の現状についてもっと深く知りたいと思ったことがきっかけだった。

##### —インターンを受けて自分が変わったと思うこと

研修や会議に参加する職員に同行したことで、外国人だけでなく住宅を取り巻く課題に対して問題意識を持つようになった。また、区役所でのやさしい日本語についての研修会にも同行し、役所における「やさしい日本語」の大切さがわかった。

##### —「当事者性」について周囲の人間関係で感じること

当事者と関係のある人であれば、悪口などを言われたときにかばうこともできる。自分の利害に関係しないと知らうともしない。友達に1人でも当事者がいれば、考え方や価値観が変わるので、イベントへの参加は当事者意識のきっかけになると思う。

インターンの受入れでは、事務所内での業務体験だけでなく、機会があれば会議や研修、講演会等で外出するスタッフにできるだけ同行させている。そこには同法人のスタッフの心得として大切にしている「当事者性」を大学生にも広げたいという思いが垣間見える。インターンやスタッフとしての経験を通して、物事に対する考え方の変化や多様なバックグラウンドを持った立場の違う人々の視点を知り、良い刺激を受けている大学生の姿に、若い世代との関わりを持つ意味を見出している。しかし、こうして「当事者性」を持った大学生も卒業と同時に活動への関わりを絶たれてしまうことがほとんどで、手放したくないと、同法人の代表は語る。社会問題への関心を持つ学生がNPO活動に関わることは組織にとっても有意義であるが、就職先としてのNPOがまだ一般的ではなく、若い世代との交流はまだ断続的である。

—ヒアリング内容より作成

外国籍を持つ住民の支援に際して、2001年より外国籍を住民の相談支援や居住支援を実施してきたかながわ外国人すまいサポートセンターは、コロナ禍における困窮に対しても、厳重なコロナ対策の下、対面での相談を軸に据えながら丁寧な対応を継続してきた。ヒアリングからは、当センターにおける相談件数の急増に加え、コロナ禍の影響で主に働き先である工場が閉鎖し職を失った外国人を支援する団体が増えていること、県内においては、ブラジル、朝鮮、ミャンマー系住民への支援件数が多い傾向も指摘された。コロナの有無に関わらず、ケースによっては生活保護を薦めるケースも少なくないが、受給すれば永住資格が受け取れず、次の在留期間が短縮させられることなど制度的な問題も指摘された（BOX 4 参照）。

## 4. 地域における行政と非営利活動の連携・協働

緊急支援・給付、支援制度に関しては、国、県、基礎自治体レベルでも様々な支援策を実施してきた。また、財的な支援のみならず、支援、活動等の連携あるいは協働によって、生活困窮者らの包括的な支援が進められた。

本項では、相模原市での子ども食堂、子どもへの学習支援活動への支援・連携に関わる取組み、横浜市における居住支援協議会を軸とした住まいの支援の取組み、座間市における生活困窮者支援に際しての地域的な連携と庁内連携、生活支援、住まいの支援と段階的に生活困窮者支援を進めている包括的支援の取組みについて紹介する。

# 事例 1

## 相模原市の子どもの居場所支援

相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課では、平成28年度より、子ども支援にかかわる食支援、居場所づくり、学習支援などの支援を非営利活動団体と連携しながら実施している。

### 1. 経緯

相模原市では、「さがみはら 子ども応援プラン」における施策の方向として、子どもの居場所の確保を掲げており、平成28年、市内の「子ども食堂」を訪問するなどして、現状把握を進めた。平成28年当時は10数件しかなかったが、市で同じような活動をしているグループ同士で情報交換をすることを呼びかけ、これらのグループが活躍しやすいように支援することとした。平成28年までは子どもに関わる支援は、健康福祉局下の子ども育成部が対応していたが、平成29年から「こども・若者未来局」として、子どもの支援にかかる関係分野の施策を実施することとなった。

平成30年から、市では子どもの居場所創設サポート事業を立ち上げ、市社会福祉協議会に総合相談窓口を設置し、子どもの居場所創設支援、相談支援、運営に関する団体間連携の推進の実施を委託した。2021年7月現在で、子ども食堂は38件、無料学習支援が30件と活動が広がっている。

### 2. 活動の展開

子ども食堂や無料学習支援の活動の多くは、地域のボランティアが主体となっており、38か所の子ども食堂のうち、NPO団体による運営は5か所、30か所の無料学習支援団体うちNPO団体による運営は4か所であり、うち3か所は子ども

食堂と無料学習支援の両方を運営している。地域の公民館などを借りて活動している団体が多い。

子ども食堂に届けられる食料は、各自のルートや寄贈されるなどして調達されるが、市が協働する地域のフードバンク団体が、県内最大規模の供給を担うフードバンクかながわから食料を調達し、各子ども食堂に食料を届けている事例がある。また、市内の子ども食堂への食材の提供に際して、市の後援を受けている団体についてはフードバンクかながわが通常実施している調査を省略して提供するシステムを構築したことで、団体の負担軽減と利用の促進に繋がっている。

年に3回、当市南区、中央区、緑区で1回ずつ、活動に関心のある方を対象に、子どもの居場所づくりセミナーを実施し、活動を希望する人に対しては、市社会福祉協議会が立上げに関するサポートを実施している。自分で活動を立ち上げるのが難しいという人には、既存団体のボランティアへの参加を呼びかけている。既存団体で、一定期間ボランティアをやった後に、自分で活動を立ち上げている人もいる。当市では、地域の非営利団体同士のつながりを生む機運があるようだ。

### 3. コロナ禍での対応

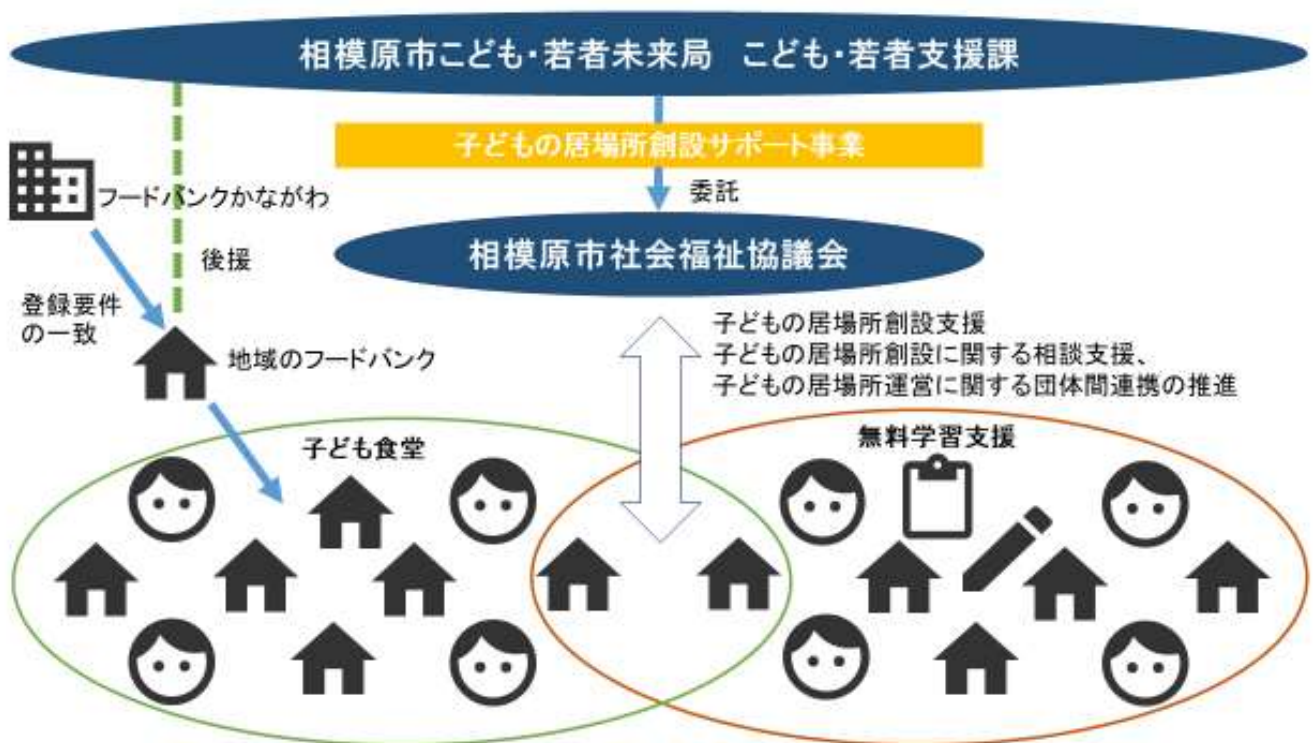
コロナ感染症拡大の第1波による一斉休校の影響等で、活動団体は6団体まで減少した。担当課では、子どもの居場所として大切な場所であるため、活動の継続に必要なものは何か検討した。

本来、こども食堂は、食べて、その場でおしゃべりをして、思い出をもって楽しく帰ってもらおうという場であるが、それができない中、希望する団体に市から弁当箱を配布して、団体からお弁当として利用者に配るようにした。

## 4. 積極的な事業展開の背景

こうした事業や連携が広がった背景には、総合相談窓口の設置により、相談から立上げまで親身に寄り添う形を構築したことが大きい。立上げ後においても、職員間で日々アンテナをめぐらせ、できることを探して実践していくという姿勢を忘れず、日々の相談や情報交換会等を行い、実施団体が活動しやすい環境づくりに努めている。本調査におけるヒアリングに際しても、担当課の担当者から伝わる「熱意」や「温かみ」は印象的で、市内の非営利組織との良好な関係構築に寄与していることが想像できた。

図5-2 相模原市の子どもの居場所支援



# 事例 2

## 横浜市居住支援協議会における居住支援の取組み

### 1. 横浜市居住支援協議会

横浜市居住支援協議会（以下、「協議会」という。）は、2018年10月に、地域の実情に応じた支援を行えるよう横浜市、不動産関係団体及び福祉団体等の連携により設立された。高齢者、障がい者等の住まいの確保にお困りの方（住宅セーフティネット法※上では「住宅確保要配慮者」）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して協議を行い、問題解決に向けた取組みを行っている。

### 2. 窓口相談の設置

協議会は、2019年8月に事務局である横浜市住宅供給公社に相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者や民間住宅を保有しているオーナー、不動産事業者等からの相談を受け付けている。相談の内容に応じて住まいをお探しの方には住宅の紹介を行ったり、利用可能なサービス、制度についての情報提供を行っている。

### 3. かながわ外国人すまいサポートセンターとの連携

協議会相談窓口では、住宅確保要配慮者に対し、住宅の紹介や制度の情報提供などを行っているが、実際に住まいの確保まで結びつけられることが困難な事例もあった。そこで、2020年10月より、同じ居住支援協議会会員である「かながわ外国人すまいサポートセンター」（以下、「すまセン」と連携し、緊急性の高い方からの相談があった場合は、すまセンが長年培ってきた不動産事業者との信頼関係やノウハウを活用して、住まいの掘り起こしなど一歩踏み込んで、住まいの確保を支援するという取組みをモデル的に行っている。

### 4. 今後の展望

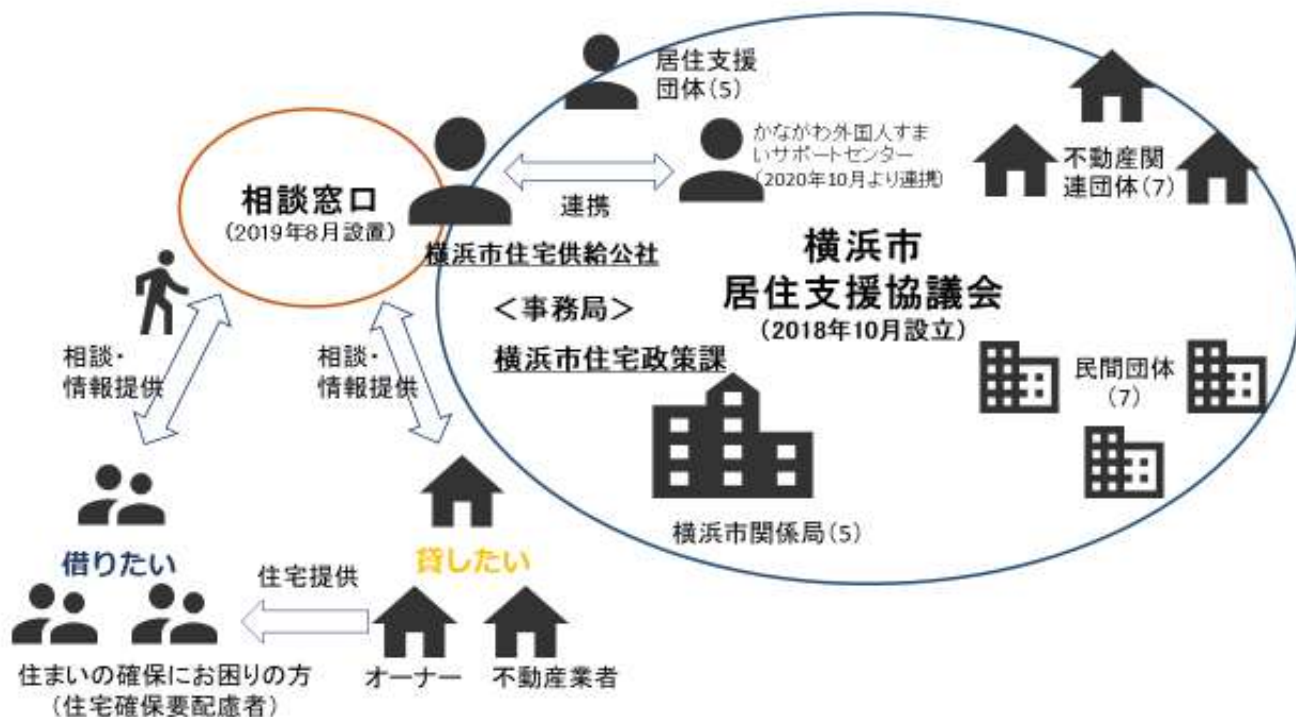
住宅確保要配慮者は複合的な要因を抱えており、すまセンと連携しながらも住居が見つからないという方がいる。

今後は、方向性として、連携できる団体を増やしていくということが考えられる。それはNPO法人であったり、例えば社会福祉法人であったりとか、様々な形態の団体が想定される。居住支援については、住まい探だけでなく、居住後の支援も含め包括的に行っていないと民間住宅のオーナー、不動産事業者の理解につながらない。ひいては住まいの確保につながらないというのが今の状況である。

協議会としては、一番始めの窓口となりつつ、その後の支援については、すまセンも含めて様々な側面から支援ができる団体の連携先を増やしていきたいと考えている。立ち上げて4年目であり、模索しながら居住支援を充実させていきたいとしている。

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

図5-3 横浜市居住支援協議会における居住支援の取組み



## 事例 3

# 座間市生活困窮者支援 ～「チーム座間」の取組み

### 1. 生活困窮者自立支援事業

座間市福祉部生活援護課自立サポート担当では、2015年の生活困窮者自立支援制度の開始から、自立相談支援事業における相談支援、就労支援、住居確保給付金などの業務を実施してきた。直営窓口への弁護士の配置や、アウトリーチ支援の実施に加えて、任意事業として、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業/地域居住支援事業、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業等、市社会福祉協議会他の関連団体に委託して包括的な支援体制を目指している。当課では生活保護制度も所管し、被保護者家計改善支援事業の実施など生活保護制度と生活困窮者支援制度との一体的な実施にも取り組んでいる。

### 2. 断らない相談支援～「チーム座間」による支援体制

現在、座間市では、対象者の属性を問わず、どのような相談も受け止める「断らない相談支援」をモットーに、行政だけでは対応しきれない課題を、「チーム座間」と呼ばれる、個別支援を通じてつながった多くのNPO団体等との地域ネットワークによる体制で対応している。毎月1回定期的に開催される「支援調整会議」での情報共有、意見交換、事例の共有等も含め、個々のケースに行政、NPO団体等が柔軟に連携しながら対応している。

### 3. 市役所内における横断的連携

こうした地域連携によって問題解決能力が高まり、関連部署・機関から新たな相談が増えてきた。早期の支援につなげるためには相談のキャッチアップ体制を全庁横断的な仕組みにしていく必要性が生じた。そこで「包括的支援体制構築ワーキンググループ」を設置して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを検討している。全庁的な取組みの第1弾が「つなぐシート」で、自分が相談したい内容に適した相談窓口がわからない、または自身の状況を気づくことができないなどの相談者を市の窓口業務等で発見した場合、職員が相談者の同意の下で、このシートに相談内容を記載して、関連部署へつなぎ、相談者に必要な行政サービスへ「つなぐ」ために活用している。当グループでは、「つなぐシート」導入後も、職員研修や相談チャートの作成等にも取り組んでいる。

## 4. コロナ禍での対応

コロナ禍に際して、自営業の仕事が減っている、休業等による減収のため家賃が払えないなどといった相談が急増した。まずは社会保険、税務、雇用、商業振興、福祉等でコロナ関連の支援策の情報収集し、相談支援に際しては、そうした多岐の支援策を包括的に市民に届けるとともに、相談現場で気づいた課題からは自治体独自の政策につなげるといった姿勢で、生活困窮者支援自立支援制度を柔軟に活用しながら対応に回った。広報誌やSNSを用いた相談窓口の積極的な周知、フードバンク活動団体への相談補助員の配置、市営住宅を活用した住居喪失者の生活再建、市社会福祉協議会・地域団体共催によるフードドライブなど、ありとあらゆる支援を展開した。これらの活動は「断らない支援」の実践のなかで培われた関係性があったの展開であったといえる。

## 5. 住まいの支援

2020年4月には、住居確保給付金の対象者が、それまでの「離職・廃業後2年以内の者」から「休業等によって収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方」となった。4月時点での申請者数はコロナ禍以前の5倍と、改めて「住まいの支援」の重要性が浮き彫りにされた。

住まいの支援については、ハード面で市の住宅部局、不動産屋との連携で、いかに貸しやすく借りやすくするか、ソフト面で、市の福祉部局や関連団体で家を借りた後の生活をどう支援していくかという課題を解決していくために、大家さんや不動産事業者なども含めてそれぞれの立場を理解し何をやっていけるかを考えるプラットフォームが必要となってくる。こうした背景から、2021年6月に居住、生活支援の関連部署、関係団体で構成される座間市居住支援協議会が立ち上げられた。

## 6. アフターコロナの展望

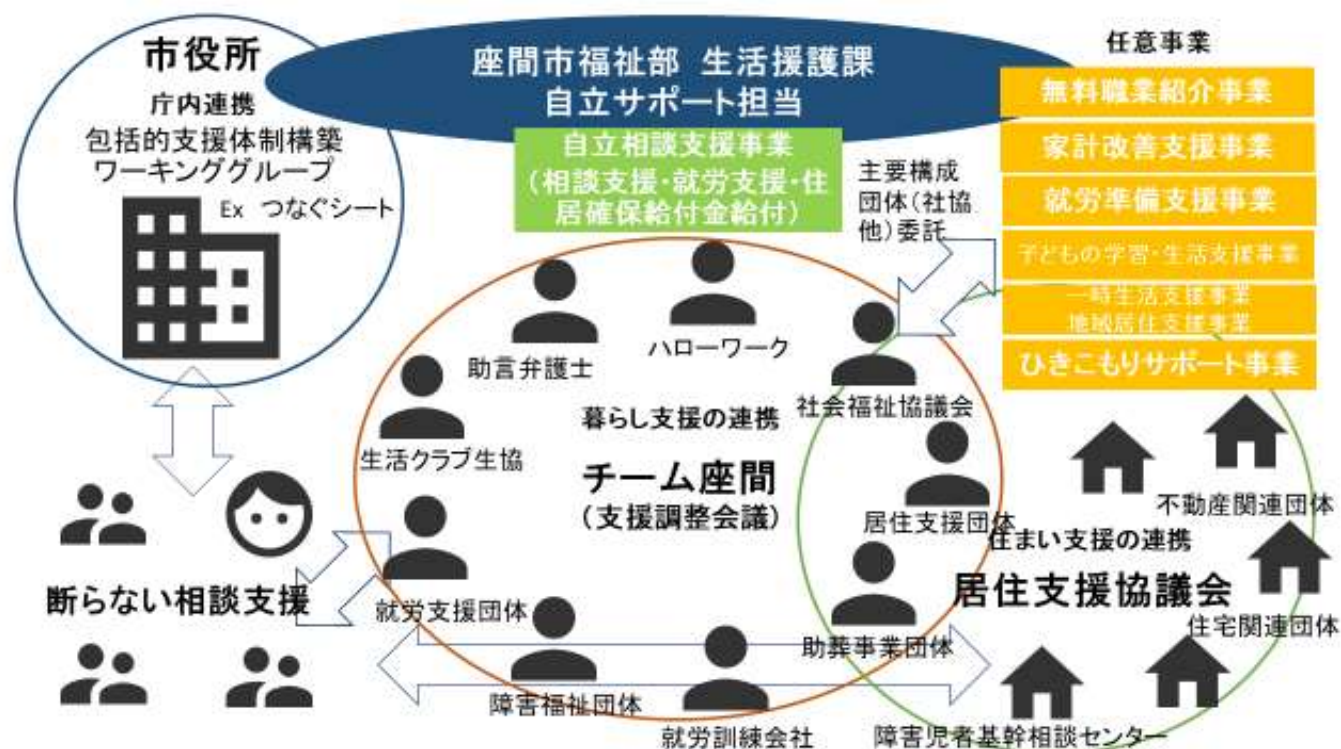
こうして、暮らしの支援（支援調整会議）と住まいの支援（居住支援協議会）のプラットフォームが整った。

今後、生活援護課では、「働く、社会参加」といったテーマも重要になると認識している。コロナ禍を通して、地域で若年者や職のキャリア・チェンジが必要な人が多く存在していることが見えてきた。座間で働きながら住み続けていく人をどう支援していくのか、基礎自治体や地域社会が主体的に取り組み、従来の福祉的な支援や職業紹介等の支援にとどまらず、本人のキャリア支援も含めた地域での人材育成も視野に入れた就労支援への方向性を模索している。

現在、「チーム座間」の支援ネットワークを中心に、多くの領域で連携を重ねながら、支援ネットワークの輪が広がっている。

コロナ禍でのフードドライブ活動等、こんな時だからこそ皆で助け合おうといった気運が始め、新たな市民活動（サロンなど）が多く出てきた。このように地域課題の解決に向けて芽生え始めた活動を、草の根の段階から見出しながら、様々な連携あるいは協働を通じて、市役所内や地域社会に認知されながら個々の領域で生き生きと活躍できる主体に育っていけるか、ということが今後の大きなテーマとして示唆されるだろう。

図5-4 座間市生活困窮者支援 ～「チーム座間」の取組み



## 5. 今後の非営利活動の展望

### ① 横断的な連携による地域社会における「面的な」展開

今回の調査を通じて、コロナ禍におけるNPO等の活動で目立ったのは、子ども支援や生活困窮者支援、居場所づくりなど、コロナ禍によって顕在化した社会課題に対応、またはオンライン化等を通じて「適応」している姿だった。既存の支援制度では捕捉しえない新しい生活貧困層、子ども、子育て世代の問題にNPO等によって地域における「居場所」や、子育て活動における親の「参加」の場などが形成されている。ここでは法人形態に関わりなく多様な主体が重なりながら、地域レベルで「中間支援機能」を果たす団体なども出現している。現在、社会課題（子ども・生活困窮者支援、居場所づくりなど）によって、様々なレベルで多様な主体による社会的ネットワークが形成されているといえる。

図5-5では、1998年NPO法成立時の行政と非営利セクターの関係性のイメージを示した。当時は、NPO法成立時とあって、NPOの設立を促そうといった動きが大きかったといえる。また、行政セクターと市民セクターの間には一定の人的交流や情報交換がみられる中で、2000年代、NPOは、地域の関係団体との活動のネットワークを広げながら、団体数を増加させていったと考えられる。

図5-5 1998年NPO法成立時の行政と非営利セクターの関係性のイメージ

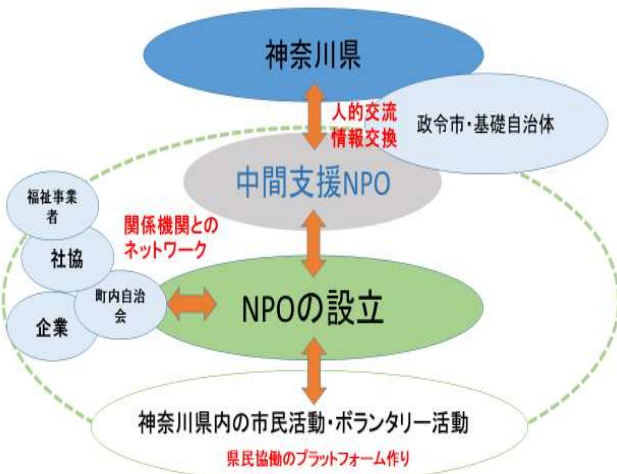
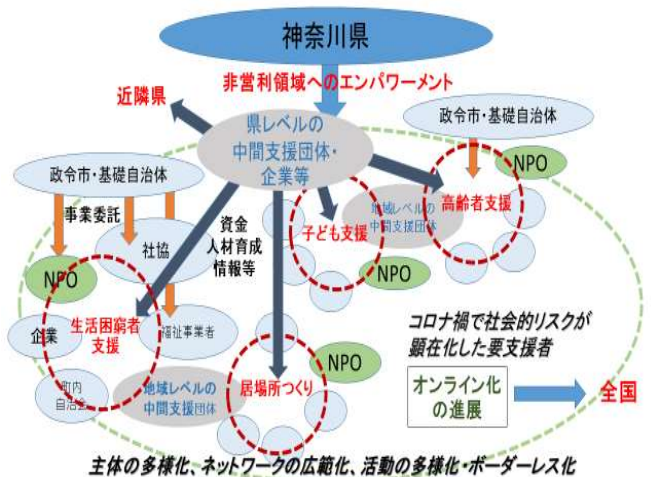


図5-6では、現在の行政と非営利セクターの関係性のイメージを示した。2010年代以降、貧困問題や生活困窮者の増加など新しい生活困難層の問題は前述してきたが、個々の社会課題に応じて、地域では多様な主体によるネットワークが形成され、活動分野や地域課題に沿って活動が展開され、その連携範囲も多層的といえる。

介護福祉制度や生活困窮者自立支援制度など「制度」の枠組みでの事業受託による活動はもちろん、既存制度の枠外にある「子ども支援」や「居場所」づくりなども同様に、地域社会、コミュニティ、助成財団、企業等の多様な主体との「連携」を通して自律的に展開されている。

また、オンライン化の進展はネットワークをより広範化させ、ハイブリッド化による活動形態の多様化がますます進むことが予想される。あわせて、フードバンク等の分野では、県域外へ活動のネットワークを広げているなど、総じて、各主体の多様化、ネットワークの広範化、活動の多様化、活動のボーダーレス化などが現在の動向としてとらえることができる。

図5-6 現在の行政と非営利セクターの関係性のイメージ





こうした「面的な」地域的な支援ネットワークの萌芽を、非営利団体独自の社会的ネットワーク活動によって見出すこともできた。

本調査のヒアリングを実施した横浜市戸塚区のNPO法人「こまちぷらす」は、駅から近い物理的アクセスにあわせて、飲食ができるカフェを提供している。家で孤立して育児をしている母親などが、同じような境遇の人と出会うことで、悩んでいるのは自分だけではないことを実感することで、孤独感を低下させ自己否定感を解消する（BOX 5 参照）。(7)

個々の状況に応じて、段階的に活動に参加するための多彩なメニューを準備することで徐々に社会と接点を持つことで自己肯定感を回復するプロセスが、本活動を浸透させている背景といえるだろう。何よりも重要なのは、「子育てがまちの力で豊かになっている社会」をコンセプトに、子育てを地域社会全体の課題として、地元商店会などとも連携しながら様々な事業を展開し、地域社会への「参加」の場を提供している点である。特筆すべきは、居場所を豊かに運営していくためには「参加」があり、豊かな「参加」ができる場にするには、「コーディネーター」の存在が不可欠の要素であるという認識から、そのための研究、分析、研修をしながらコーディネーターを育成して、こうした居場所の運営を担ってもらっている点である。このことで、近年コミュニティが弱体化したことで、制度の隙間にある個々の困りごとが受け止める場所がない中、子育てに悩む人々を受け止める「居場所」をまちなかで「面的に」展開しているともいえる。

#### BOX5:こまちぷらすの子育て世代の孤立を防ぐ取り組み ～必要なのは「参加」の機会

一人の子どもを育てるには村中みんなの知恵と力が必要だ、という意味の諺がアフリカにあるが、現代の日本では、まちで子育てをするのは困難な状況といえる。

「子育てをまちでプラスに」を合言葉に、子育てが「まちの力」で豊かになる社会を目指し、横浜市戸塚区を拠点として活動している「認定特定非営利活動法人こまちぷらす」。設立のきっかけは代表を務める森氏の実体験にあった。15年前に初産、初めての子育て、そのときに言葉にならない孤独や孤立を感じたという。当時、戸塚区が子育て支援拠点を作るにあたって、意見を出し合うメンバーを募集していた。孤独や孤立から抜け出すきっかけを模索していた森氏は迷わず応募した。そこで、子育て中の方々や行政、支援者との交流と情報交換する中で、子育てについているんな価値観があることや聞いてくれる人の存在に気づき、社会の一員になれている喜びを実感した。孤独や孤立から抜け出すために必要だったのは、「支援」より「参加」だったのだ。

その後、親子サークル等への「参加」を通じて、同じ悩みを抱える母親を多く見てきた。そこで、今まで抱えてきた孤独感・孤立感自分だけの課題ではなく、地域・社会全体の課題であると認識したのが原点となる。ママ友5人に「参加」を呼びかけ、任意団体として2012年にスタートし2013年にNPO法人化した。コロナ禍になる前の主な活動は、子育て中に社会から孤立したり、悩みを抱える子育て世代が、いま困っていることを気軽に「対話」できるカフェ運営や自分の特技を活かしたイベントの企画等「出番」を作っていくことを後押ししてきた。

コロナ禍によって、一時店内飲食は停止したが、同時にオンライン化を進め、食品類のテイクアウトやオンラインイベントに切り替え、子育て世代が家からでも「参加」できる活動を展開した。特に出産直後は、ちょっとしたこと（着せる服や食事についてなど）を気軽に聞ける人がなかなかいかに。カフェであれば持つてくることができないが、オンラインであれば、家で使っている用品や子どもの服などを見せたり、産前産後、肥立ちの悪い方の参加、様々な理由で外出が不自由な方も参加できるなどの利点が見えてきたという。

コロナ禍以前から、こまちぷらすでは、「自分もここで何かしてみたい」と思った人が多く集まり、そういった方々が登録できるボランティア制度が「こまちパートナー」というものがある。こまちパートナーの皆さんは、時には自分自身も悩みを抱えながらも、「こういう社会になったら嬉しいな」という気持ちを持ち寄りながら様々な形で各事業に「参加」している。

近年、コミュニティが弱体化したことで、制度の隙間にある個々の困りごとが受け止める場所がない中、こまちぷらすは子育てに悩む方々等の困りごとやできることを受け止める小さな「居場所」を「参加」を通して、まちで展開している。

—ヒアリング内容及びこまちぷらすHPより作成

## ② 地域共生社会のビジョンと非営利活動

このようにNPOや協同組合を含む非営利団体、社会的企業を含む社会的ネットワークが、包括的な相談支援や地域の場所づくりを徐々に実現している中で、こうした場への自治体による公的補助や事業委託、民間財団による支援が拡充することで、様々な困難を抱える人々への支援の網が広がっていくことが期待される。

コロナ禍では、国の持続化給付金、雇用調整助成金のほかに、神奈川県介護従事者への慰労金や、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、市町村による助成が多く支給されたとの結果が出たが(31頁)、社会福祉協議会を始め、民間財団による助成も見られた。県内にあっては、かながわ生き生き市民基金が、継続的に地域社会で公益性の高い活動を行う小規模な任意団体に対しても助成を実現することで、新たに萌芽した地域課題に挑む活動の芽を育てていることの意義は高い。

近年、国の制度設計でもこうした包括的な相談支援と地域の場合づくりといったことが意識されて始めている。2020年に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律でも、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援が掲げられている。

そもそも、2015年の生活困窮者自立支援制度も、新しい生活困難層に対する雇用と福祉サービスの縦割りを克服することが意図されていたといえる。子ども支援の文脈でいえば、2016年の児童福祉法改正に伴い、すべての子どもの権利を擁護するために、市町村は子ども家庭総合支援拠点の設置に努めることとされている。拠点づくりに際しては、市町村が児童相談所のような「点的」な介入ではなく、「まちづくり」の視点から、子どもと家庭を支えるために地域資源をつなぎ、「面的」に支えることに強みがあるはずだ(8)(9)。相模原市での子ども支援の事例は、こうした「面的な」支援を先取りしたものといえよう。

過去に遡れば、高齢者福祉における地域包括ケアシステム、児童福祉における子育て世代包括支援センター、障がい者福祉における障害児者基幹相談支援センターの立ち上げなど多様な展開があった中で、依然として縦割りの中の包括化にとどまってきた。地域共生社会のビジョンはこうした課題から制度横断的な施策に踏み出そうとも読み取れる。2020年の社会福祉法改正でも「重層的支援体制整備事業」を定めた。1つ目は包括的相談支援事業で、介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立支援事業)の相談支援を一括して実施、個別の補助金は一括して給付され、柔軟に運用できる度が増す。2つ目は地域づくり事業で、多様な人々を地域社会に包摂していくためにその入り口になる居場所や就労の場をつくる。各分野の地域づくり事業と一体的に運用することが可能となる。3つ目は参加支援事業で、包括的相談事業と地域づくり事業をつなぐ、当事者の事情に応じた居場所を確保したり、企業などに多様な働き方を提示することなどである(10)。

本調査で確認してきた非営利活動は、これらの地域共生社会のイメージを先駆けた活動といえ、コロナ禍を通して、新たな包摂型の地域社会のガバナンスの胎動が見られているといってもよいのではないかと。他方、現在胎動しつつある地域共生社会のかたちは個々の地域社会の特徴に合わせて、非営利団体や自治体などの連携、協働によって形成されてきたものであり、国の制度を汎用するのも、地域社会における自律的かつ主体的な活動なしでは成り立たないであろう。非営利活動が今後も制度のはざまにある社会課題をくみ取りながら、主体的な立場での制度活用、或いは制度的提案のみならず、現場からの創発的な活動をすることが期待される。

一方で、行政においては、こうした社会的ネットワークとの「協働」の関係性のなかで、共助のネットワークを財的・人的・情報支援のみならず地域社会への活動や団体の周知など多様な手段でエンパワーすることで、生き生きとした地域共生社会が県内全域で形作られることが期待される。

## 参考文献

- (1) 宮本太郎 (2021) 『貧困・介護・育児の政治』朝日新聞出版, pp. 50-55
- (2) 浅川澄一 (2021) 「住民主導の地域包括ケア」『日経グローバル』No. 411, pp. 120-121
- (3) 白波瀬和子 (2021) 「コロナ下の格差拡大上 不平等の構造 是正急げ (経済教室)」『日本経済新聞』2021年11月21日, 朝刊, p. 30
- (4) 箕輪明子 (2021) 「非正規雇用で働く女性の生活困窮」『都市問題』第112巻 第7号, pp. 19-23
- (5) 奥山真紀子 (2021) 「コロナ禍での子ども虐待予防」『ガバナンス』No. 247, pp. 23-25
- (6) 藤本伸樹 (2021) 「人権の視点から移住労働者の受け入れを検証する」『市政研究』No. 211, pp. 16-27
- (7) 石田光規 (2021) 「子育て期にある母親の居場所としてのNPOの可能性」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』66号, pp. 115-130
- (8) 鈴木秀洋 (2021) 「国と自治体の権限・役割分担の課題考察」『ガバナンス』No. 247, pp. 17-19
- (9) 厚生労働省 (2017) 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日雇児発0331第49号)
- (10) 宮本太郎 (2020) 「地域共生社会への自治体ガバナンス」『ガバナンス』No. 235, pp. 14-16

## 参考サイト

厚生労働省ホームページ「重層的支援体制整備事業について」  
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/> (2022年3月29日閲覧)

PART 6では、これまで報告してきた調査結果から、今後の施策にむけた方向性について考察したい。本調査における発見またはアウトプットの特徴は、コロナ禍における非営利活動の実態から、生活困窮者や貧困、子どもや人権などそれぞれの社会課題に対して非営利活動がどのように展開されていたかを具体的に明らかにした点と考える。

このことから、本章では、具体的な施策の提案（具体的な事業内容や所管等）を提示することを目的とせず、ボランタリー領域における非営利団体とそれにかかわる行政の関係部署に対して現況から導出される「政策的含意」を示したい。アンケート調査の結果とあわせて、ヒアリングでは、今後の施策にむけた示唆についても多くの考えをうかがった。これらを総括した形で、今後の非営利活動における政策的含意について記す。

## 1. 「活動」面からみえた政策的含意

### ① コロナ禍において、地域で「機能」している非営利活動におけるイノベーティブな活動への注目と実態把握

本調査では、法人形態や規模に関わりなく多様な主体が重なりながら、個々の社会課題に関わる団体、中間支援機能を果たす団体（例：全県規模でのフードバンク団体から送られた食品を地域内で配送する中間団体等）などが社会的ネットワークを形成して活動している事例を数多く確認してきた。

特に、バーチャルも含めた居場所やコミュニティ作りを実施している活動が、地域単位、参加規模、またオンラインの進展による空間単位

を超えた活動によって多層的な社会的ネットワークが形成しつつあることが確認できたのは本調査における主要な発見であった。

加えて、コロナ禍での活動を通して、オンライン化の進捗、活動のネットワーク化など、活動におけるイノベーションが急速に進められてきた団体も少なからず確認できた。これらの活動は、社会的孤立や貧困が目に見えない形で深刻化しつつある生活困窮者や子ども、女性、若年者等の支援にあたり、行政サービスのみでは捕捉しえない社会課題に対して、よりきめ細かく柔軟にその解決のために活動が展開されていることがうかがえた。座間市の生活困窮者支援における支援調整会議や相模原市の子どもの居場所支援の事例からも、こうした社会課題にかかわる市町村の関連部署は、地域で実質的な支援活動等を展開している非営利活動に注目し、これらの活動実態を把握することが求められる。このことで、より地域事情に適応した施策立案や、施策または関連事業の実施に際しての主体設定等にも資するものと考えられる。

## 2. 「連携」面からみえた政策的含意

### ① 行政と非営利活動の横断的つながりの強化

#### a 地域事情に適応した公助と共助の連携

本報告書では、相模原市、横浜市、座間市における連携や協働の事例を紹介した。個々の事例からは、行政サービスのみでは捕捉しえない子ども、住宅要配慮者、生活困窮者などの支援に際して、これらの市では非営利活動団体と手を携えながら、支援の領域を拡大していることが見て取れた。

自助、共助、公助といった文脈でこれらの連携をとらえれば、その人らしく生きる「自助」を支える非営利団体等による「共助」が、自治体の施策による「公助」に支えられている、といった構造がみられた。とりわけ、より直接的な支援や現場とのかかわりが密接な市町村の関連部署では、前述した地域的な非営利活動と日常的な連携または協働が、自らの施策を推進していく上でも重要であり、より良いパートナーシップを構築することが求められる。こうした連携・協働のかたちは、社会課題ごとによって、それぞれの関連部署の体制地域で活動している団体の性格や成熟度によっても可変的なものであろう。とはいえ、こうした活動の芽を見出しながら、自らの施策実施における実践的なパートナーとしての視野も見据えながら、これらの関連部署が非営利団体との信頼関係を厚くしていくことが求められる。

## b 行政セクター、非営利セクター間の情報交流の場づくり

ヒアリングから、特定非営利活動法人法成立時から十数年間は、行政職員による非営利活動への注目や参画もみられ、行政職員と非営利セクター間に人的交流があり、様々な情報や知識の交流も図られていたとの声が複数あった。一例として、神奈川県政策研究センターの前身である神奈川県自治総合研究センターの研究プロジェクトに参画することで、知識や情報を交流することができて、また行政の立場も理解できたといった経験も語られた。一方で、近年ではセクター間の関係性が硬直化して交流が少なくなっている傾向について複数の指摘があった。このことから、個々の活動分野で非営利団体が日常的に関係性のある県・市町村の関連部署で、定期、不定期問わず実現可能な範囲で、勉強会や研究会などの雑談的に情報や知識の交流の場があれば、お互いの立場から様々なヒントが得られることが考えられる。こうした場の設定に際しては、配慮と工夫が求められるところではあるが、お互いのセクター間の自己理解や仕事理解につなげ、将来的に実質的な連携や協働に向けた関係性にも資するものと考えられる。

## ② 多様な主体で構成されるプラットフォームづくりの推進

かながわボランティア活動推進基金21（以下、基金21）の協働事業として、「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」では、神奈川県生活支援課との協働の下で県内の生活困窮者自立支援に関連する団体が情報交換や調査プロジェクトなどを実施してきた。引き続き、こうした事例に代表されるような、各々の社会課題に取り組む関係団体のネットワーク化を促進しつつ、県・市町村の関連部署も連携、協働しながら、情報交流、共同プロジェクト等を促すプラットフォームづくりを推進することが重要であろう。

また、非営利活動団体の多くは不安定な財政基盤の上に活動しているが、将来的な経営安定化のための資金集め、人材獲得等に割く人的、時間的余裕が少ない状況にある。こうした状況で、プラットフォームでは、事業内容や資金面等で社会的な公益性に資する事業やプロジェクト等に寄与するように関係機関、企業、大学等も含め柔軟に編成し、個々の活動領域のニーズや社会課題等に応じた形で情報交換をすることも考えられる。

「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」に代表されるような行政の関連部署との協働で非営利団体が進める形もあるが、それは地域事情によって、他の主体が関わっていくこともありうるだろう（BOX 6 参照）。

## ③ 行政と非営利活動団体の「協働」の再認識の上での実践

本調査では、基金21の協働事業をはじめ、相模原市の協働事業提案制度など、非営利団体が行政と協働しながら事業を進めていく制度によって、地域課題の解決に向けた非営利活動の発展に寄与している実態を確認できた。その時代時代の社会課題の解決にむけた事業を「協働」といった関係性の中で進めてきた意味も大きい。協働事業実施後の非営利団体の自立化を促す枠組みとしても改めて再認識された。

1990年代以降に市民活動分野で「協働」概念が出現し、神奈川県では他県に先んじて、基金21による協働事業の推進があったといえる。協働の定義としての「ある程度中長期にわたって共に働くことを目的として、共同の意思決定を伴うこと、単一組織では達成できない付加価値の確保を内容とするもの」※をまさに制度として体現してきたといえる。政府、非営利団体が協力することで双方の強みを引き出し、NPO側は既存制度で捕捉しえない社会課題への問題提起を行い、行政側もそうした提案に対応しながら、社会的に付加価値が高まる部分で協働が進められてきたといえるだろう。

一方で、近年、行政、助成団体双方の協議が不十分なまま事業が進められているのではないかといった認識が、非営利団体側からも自省を含みながら聞こえてきた。本来の「協働」への意識が行政、非営利団体双方に希薄になりつつあるのではないかという問題意識といえるだろう。既に神奈川県では基金21による推進体制ができていの中で、こうした協働にかかわる理念や制度等について庁内での共有を徹底するとともに、さらに周知していくことが引き続き重要である。これらの制度が十全に周知され、活用されることが、現代の社会課題解決にむけた最前線での取組みの実現に資するものと考えられる。

### 3. 「人的資源」面からみえた政策的含意

#### ① 職員の研修・教育の機会拡大

ヒアリングからは、非営利団体職員は日常の活動に埋没しがちで、自身の職能等を向上する研修機会が思うように得られない状況にあることが聞かれた。最近になって、社会福祉分野では、横浜市などが実施している行政職員等も参加している研修会に、非営利団体職員も参加できる機会があり、研修機会の確保となったという。県・市町村の関連部署で実施される研修等に、事業や業務等で関連する非営利団体等にも引き続き参加機会を拡大することが求められる。

#### ② 場づくりのコーディネーター・専門スタッフ等の育成支援

1-1でも前述したが、地域での居場所やバーチャルを含むコミュニティづくりに際して、質の高い活動を展開している団体では、場づくりに際しての独自のコーディネーションの技術を持つ専門スタッフが養成される事例が多く見受けられた（例：こまちぷらす・居場所コーディネーター他）。ここで実施されるコーディネーションとは、参加者の活動動機や活動による自己実現に寄り添った技術であり、参加者の主体性により団体の活動が発展し、場を豊かにしていくといった技術といえる。また、支援者に対する人権や主体性を守るといった専門スタッフ等も養成されている（例：エンパワメントかながわ・CAPスペシャリスト他）。

これらの団体では、参加者・支援対象者に対する独自のノウハウによる専門能力を身につける機会に際して、専門的な見地からの人材育成に取り組み、そうした技術を持つ中間支援団体等へ育成を依頼する場合もあった。その際は、どうしても一定程度の投資が必要となる場合も多い。国、県や市町村、民間財団等が実施する助成に際しては、こうした団体活動独自の専門性のあるスタッフ育成に注目し、積極的な助成が望まれる。

また、例えば家族の問題等で「支援される」側として団体活動に参加していた方が、活動過程で自らが回復、癒され、社会参加への意味を見出し、「支援する」側として、支援にかかわる専門的な職業資格を取得し、団体事業をけん引している事例なども複数確認された。「支援される」側がエンパワーされ、「支援する」側へ移行するといったダイナミズムは、単に非営利活動の担い手の育成という意味だけでなく、こうしたマンパワーの循環が地域社会そのものの活力を向上させることも予想される。非営利団体がこうした人々への支援に注目し、各自治体、各助成制度を活用しながら人材育成を進められることも望まれる。

※原引用：Sullivan,H and Skelcher,C. (2002) Working Across Boundaries, Palgrave. 引用：金川幸司編著(2018)『公共ガバナンス論』晃洋書房, pp.55-61

### ③ 大学生を中心とした若者のボランティアやインターンシップの機会拡充

ヒアリングからは、非営利団体のオンライン活動の場面で大学生のボランティアが活躍している状況がうかがえた。コロナ禍にあって、キャンパスでの学業が制限される中、例えば、子ども支援（相談、学習支援等）の現場での活動を通して、社会問題に目覚め、自己実現の場としても活動していたケースが少なからずうかがえた。こうした活動を通して、非営利活動に興味をもちながら、就職先としての選択に入ってくる場合もあるようだ（PART 5～BOX 2 参照）。

インターンシップでも同様の傾向がみられ、大学生が社会的に公益性の高い仕事に従事することの意義を見出し始めている風潮も見られる。非営利団体の運営者からみれば、学生時代から活動を通じてつながりを持ち、スタッフとして一定程度の経験を経た人間を職員として雇用できる展望がもてれば、それまで積み上げてきた活動の継承、活動そのものの質を向上していく上でも大きな希望といえるだろう（PART 5～BOX 4 参照）。

他方で、学生時代のこうした経験が、社会人になった後の非営利活動への理解につながり、継続的なボランティアとしての関わり、または活動を支える寄附や支援への広がりにも将来的に資することが予想され、大学生を中心とした若者のボランティア、インターンシップの機会拡充は求められる。

大学生のボランティアやインターンシップに関して、大きくは大学側の担当部署と非営利活動団体との日常的な情報交換や、行政からの非営利活動にかかわる情報周知等によって機会が提供されているが、引き続き、これらの働きかけについては広報の多様化等含めて望まれる。大学生をはじめボランティアをしたいという若者は多く、また、非営利団体も若者の参加を求めているが、こうしたマッチングの機会が少ないという意見は、これまでもよく聞かれてきたところだ。

これまで県のNPO施策においても、企業・NPO・大学パートナーシップ支援事業で、将来的な協働のきっかけとして、マッチング機会を提供してきたが、若者と非営利団体とのマッチングの機会の創出については引き続き検討が必要だと考えられる。3-2でも述べたが、本調査からはボランティア機会のマッチングや場づくりで、参加者や支援者主体、またはそれらの自己実現に注目したコーディネーションが意識されている現場では、コロナ禍でも持続的に活動の質を高めながら展開されていた事例を多く確認した。

以下は、本調査からのイメージであるが、県の施策もしくは大学との連携施策として、全県規模で若者のボランティアに注目した大学側のニーズ、NPO団体側のニーズを集約するプラットフォームを設定し、単に、大学やボランティア団体のニーズの調整だけでなく、参加者の活動意欲や自己実現に寄り添ったコーディネーション機能ももてるような場づくりの検討などを視野に入れることも提起したい。

## 4. 「財政」面からみえた政策的含意

### ① 多様な財源の確保のための意識醸成

本調査のアンケートからはNPO団体の活動内容、団体規模、事業規模によっても収益構造の傾向に違いが見られ、総じて、事業収入か助成金かのどちらかに偏りがみられる傾向がうかがえた。県のNPO施策では、県指定・認定NPO法人制度の運用による寄附促進や、「寄附の教室」などの寄附促進事業による寄附意識の醸成を推進してきたが、引き続き、寄附金等における収入拡大による収益バランスの安定化についての意識醸成について施策を進めていく必要がある。また、収益確保にむけては、各団体の自律的な努力が求められるところであるが、事業企画の方向性やノウハウ等で悩む団体などの相談対応などについては継続的に推進されることが求められる。

あわせて、団体活動等に対しては支援者等から共感を得ることが重要であり、そうした団体の情報発信などの取組みが必要となってくる。日本では寄附文化が中々定着しないといわれるなかで、世界的には寄附効果がある場で見られるようなプログラムなどを開発しながら、寄附行動に対して様々な働きかけがなされている。寄附を促進するクリエイティブな工夫も求められるところであろう。

#### BOX6 :NPOと企業等のマッチング創生 ～福島県の例

コロナ禍において、顕在化した地域の課題をNPOだけで対応するには、財源面でも人材面でも十分とは言えない厳しい状況が続いている。本調査からは、企業との連携の面では、寄附やその企業から派生した財団のCSR事業による助成に留まる等、事業を協働で推進していく主体的な連携はまだ活発とは言えない印象だった。また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの取組みが世間に浸透していくにつれ、企業の社会問題に対する意識が高まっていくことは確かだ。今後、NPOと企業の連携はますます需要が高まっていくことが想定される。しかし、今まで企業とのつながりがなかなかなかったNPOにとっては、協働への初めの一歩はとて難しいだろう。

福島県では、「NPO、企業、学生との連携・協力事業 NPOと企業等のマッチング事業」を通して、県内のNPOと企業の多様な社会課題の解決に向けた活動に関するデータを収集し、それらをもとに相互をマッチング、協働事業として実現させることを目的としたマッチング会を実施している。また、マッチング会の前に、NPOと企業それぞれに対する事前準備の支援にも力を入れている。

「NPO事前講座」は、NPOが自身の活動について相手にわかりやすく伝える力を身につけるために実施されるもので、資料作りや実際のマッチング会で想定されるパワーポイントを利用した活動紹介を行う。NPOと企業の連携においては「NPOが一方向的に企業等から支援を受けるという姿勢ではなく、平等な立場で『win-win』の関係を目指しつつ、『公益』を意識した取り組みを行うように心がける」ことが大事だとしている。「企業との情報交換会」は、企業に対して行われるものでNPOとの連携の意義やこれまでの協働事例の紹介を行い、マッチング会に参加予定のNPOの紹介を行い、意見交換を行うものである。

上記のような準備段階を経て、マッチング会が実施される。NPOによる活動紹介、地域課題や連携ニーズについて企業に提案し、プレゼンテーション終了後には参加企業との1対1での対話が可能だ。このように、単にマッチングの場を作るだけではなく、そのマッチングの場が最大限のチャンスとして生かされるように、事前の準備段階から支援をしていくことの必要性を理解していることが分かる好事例と言える。

—「NPO、企業、学生との連携・協力事業 NPOと企業等のマッチング事業」のホームページ  
(<https://fnpo-matching.f-saposen.jp/>)  
及び令和2年度報告書より作成



# おわりに

## 1. 本調査における成果

本調査は、非営利団体を対象として、コロナ禍における活動実態を把握することを目的として実施した。調査の結果、コロナ禍で顕在化している貧困や社会的孤立など様々な地域課題の解決に向けて活動が展開されている実態が浮かび上がってきた。

アンケート調査では、県内全域の特定非営利活動法人を対象としたが、回答法人の主要活動分野では、保健・医療・福祉分野、子どもの健全育成を図る活動で、ほぼ3分の2が占められた。これらの分野では、コロナ禍であっても継続が求められるサービス事業等や、活動の必要性から活動を制限しながらも継続されてきた団体が多くみられた。総じて高齢者や障がい者への支援サービスを提供している法人では、感染対策に追われ、飲食を提供する活動などでは感染対策に加え活動制限を迫られる中対応に苦慮した傾向がみられた。一方で、コロナ禍でリスクが顕在化した生活困窮者や福祉制度の支援の対象から外れる子どもや女性、外国籍のある住民等の問題に対応する非営利団体では、各々の活動領域で多様かつきめ細かな活動が展開されてきたこともうかがえる結果となった。

ヒアリング調査では、県内の主要中間支援団体からの情報も参考にしながら、行政機関も含め団体形態を問わない16団体を選定しヒアリングを実施した。ここでは、アンケート調査でも一定程度把握できた、コロナ禍にあつて居場所を失った高齢者、貧困や社会的な孤立にさらされている子ども、女性や外国籍のある住民、子育て中の親や引きこもりの方たち等への支援の個々の具体的な事例について詳細を確認することができた。

また、こうした人々の主体性や自尊心に寄り添いながらの相談や活動、居場所やバーチャルを含むコミュニティづくりが県内の広範にわたって展開されていたことも明らかとなった。その具体的な内容について本報告書で各分野にまたがって集約して提示できたことは大きな成果であったといえるだろう。

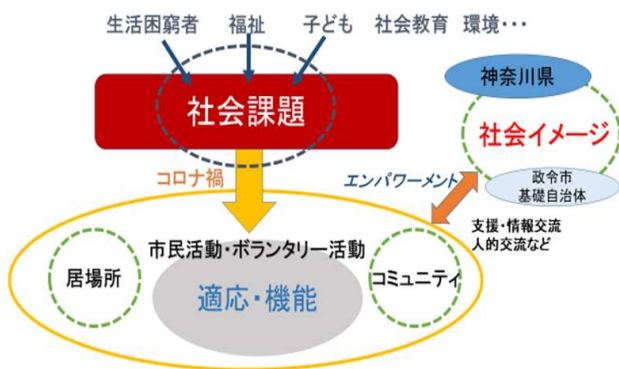
2000年代以降、既存の雇用保障が崩れ、福祉制度等でも対応できない新しい社会的リスクをもつ生活困難層（生活困窮者）が拡大していることは前述したが（50頁）、コロナ禍では、更にこうした困窮状況が顕在化することとなった。この危機にあつて、多様な非営利活動が、厳しい現実に向き合いながら、困窮する人々との「つながり」を作り、支援しながら活動を共有し、さらにコミュニティなどに包摂することで、人々の生活を支えながら活性化している点は、本調査におけるもっとも重要な発見であったと考える。

第1章でも述べたが、市民社会を支えてきた非営利活動の変遷をみれば、その時代時代の社会課題に向き合いながら、非営利活動が、社会における問題意識の醸成、行政にむけて各分野の政策や制度の構築などを牽引してきたといっても過言ではないだろう。そうした意味では、本調査の分析から、コロナ禍で顕在化した新たな社会的リスクを持つ人々への活動が前景化したことは、これまで時代の社会課題に向かつてきた非営利活動の本質を反映するものであったともいえる。

本調査の設問の設計では、コロナ禍にあつてオンライン化などに対応して積極的に活動を前進させる非営利団体がある一方で、感染拡大防止等のために活動を縮小または停止、活動意欲を減退する団体の「二極化」を想定していた。

しかし、アンケート調査（問5-1）やヒアリング結果から見てきたのは、活動を継続している団体の多くはコロナ禍における活動を通して、この状況にむしろ適応しながら、状況下に応じた活動ニーズを見出し、社会ネットワークの構築または行政との連携等も進めていくイノベーティブな展開すら見せている点である。オンラインの導入状況も、全般的には活動の必要性に応じて対応しており、主体的に活動手段を選択している様子が見て取れた。更にこうした動きの中で、行政が今後あるべき社会のイメージを共有しながら非営利活動をエンパワーメントしていくことが重要であるとの問題意識も非営利団体から聞かれた。これは、アフターコロナの社会を見据えた一つの展望とみてよいかもしれない（図6）。

**図6 コロナ禍における非営利活動の適応状況と今後の行政との関係性のイメージ**



これらの調査結果については、2022年2月にヒアリング調査団体を対象に調査報告会という形で集計結果の概要を共有し、報告、検討する機会を設けた。当報告会では、概ね参加団体の方からも実態把握に資するものであるとの反応は得られたが、コロナ禍の影響は、ヒアリング時（2021年4～8月）、アンケート実施時（同年9～10月）からも、刻々と変化していて、生活困窮者や子どもたちの一人ひとりの状況についてはより深刻化しているとの指摘が複数あり、継続しているコロナ禍での生活困窮者等への影響を考える上で注視すべき指摘をいただいた。

一方で、本調査における限界についても大きくは2点あげられる。1点目は、アンケート調査では、回答法人の興味関心や回答動機の面からも、保健・医療・福祉、子どもにかかわる活動分野以外の状況についての把握が限定的となってしまった点である。例えば、里山の保全活動などでは、休日に多くの人が入り出すようになり、その対応に苦慮したなど、コロナ禍であったからこそ生じた社会課題に伴う対応事例も部分的にはうかがえたが、同様の事例のさらなる発掘には及ばなかった。2点目は、同じくアンケート調査から、どのような活動分野または活動形態で収入が減少、増加したのかなど、より実践的な意味での詳細についての分析が限定的だったといえる。飲食を伴う居場所や文化芸術分野は持続化給付金等での助成金、または会費や寄附、事業委託などでの収入があったとしても、売り上げについては減少したことが予想され、詳細な実態が分かれば、よりコロナ禍における活動のインパクトが把握でき、今後のリスクマネジメント等への示唆も得られたことが予想される。ヒアリング調査では対象団体の個々の状況については確認したが、この点については、前述した調査報告会でもご指摘いただいた点である。

## 2. 本調査からみえた非営利活動の未来像

公共政策分野では、概して硬直的で画一的になりやすい傾向にある行政サービスでは実現しえない、個々人の生活ニーズ、地域社会における生活の質を向上させる非営利セクターが提供するサービスの性質については多くの検証がなされてきた。

また公衆衛生分野では主に高齢者の社会的なつながりや地域的な活動は、健康にかかわる予防的な効果が期待でき、このことで社会保障費を抑止するといった政策的示唆も多く検証されてきた。

本調査では、新たな社会的リスクを抱える生活困窮者等への支援についても非営利活動が柔軟かつ多様な対応を期待できることが示唆できたといえるだろう。

PART 5で紹介した相模原市、横浜市、座間市と非営利団体の連携・協働事例からは、その人らしく生きる「自助」を支える、非営利活動等による「共助」が、行政による「公助」によって支えられている構造が見て取れた。このことから、公共セクターが、非営利セクターにおける活動をエンパワーメントすることで、地域社会における公共性または社会的ネットワークの活性化を支えることが展望できるであろう。

また、本調査では、居場所づくり、参加者、支援者の主体性、自尊心に寄り添った場づくりが広範に展開されつつあることが特に注目される点といえる。これは自然環境、ITネットワーク等に代表されるように、誰のものでもないが、誰もが必要として、誰に対しても開かれている資源としての現代の文脈における「commons」の創出とも考えられる。これらの事例では、従来の村落共同体に代表されるような強制的なものではなく、参加者の主体的な参加が重要な点だ。こうしたコミュニティ像は、現代社会における社会的公正とは何かについて20世紀最も大きな影響を与えたといわれる政治哲学者のジョン・ロールズの議論とも並行している。彼が、民主主義を支える倫理的価値源泉を「正義」に求めたその名著『正義論』で、今日もっとも大切な財に「自尊の社会的基盤」を掲げている。自分の存在が認められる他者との関係のなかであって、自己肯定感を保てることは人間の生存にとって決定的に重要だとの指摘だ。本調査で確認できた居場所、コミュニティ空間はまさにロールズも指摘した不可欠の財としてとらえることができるかもしれない。

市民社会における公共性の観点からも、生活困窮者などが制度などから疎外され、私的な領域に埋没して「見えない」存在となっている状況の中で、人々への居場所や活動の提供をより引き出していくコーディネーションは、現代のリスクの個人化、新しいリスクを抱える人々の

複合的な困難ゆえの社会からの排除に対して、個々人の尊厳を前提とした社会的な包摂といった意味からも非常に重要な営みといえる。

こうした文脈からも、人々の生命、生活、人権を守るために活動する市民活動あるいは時代時代の社会課題への対応の担い手として非営利活動が成立していくための社会的な仕組みづくりは引き続き意識されるべき問題といえる。

従来から指摘されてきていることではあるが、本調査でも、非営利団体がより安定的に運営され、その活動が社会に寄与していくために、職員の雇用の充実も含めた人材確保、その背景となる事業等を安定的に継続できるための財政的な基盤の確立は依然として最も重要な課題としてあげられた。事業や助成金の多くが時限的な制約がある中で、地域や社会、オンラインを通じたよりグローバルな視野も入れながら、その必要性をより周知して、寄附や会費による収入や利用者負担の仕組み等にも工夫をしながらの安定的な収入の確保、主体的な参加に基づく人材確保も求められる。

また、1998年の特定非営利活動法人法成立からほぼ四半世紀を経た現在、非営利活動をめぐる環境も様変わりしている。2000年代には高齢者分野で介護保険制度が、障がい者分野では障がい者自立支援法によって、措置制度から準市場的なサービス制度へ移行する中で、社会福祉法人等の法人数も増加した。また、2008年には公益法人改革によって、登録によって簡易に設立できる一般法人制度が実現することで法人形態の多様化が進むこととなった。2020年には労働者協同組合法が成立されるなど、それぞれの法目的を活かした形での組織形態による多様な非営利活動が今後展開されるであろう。本調査でも示唆されたように多様な活動団体が社会課題にむけて多層的に連携していく時代にあって、公共セクターは非営利団体への支援のありかた、制度、プラットフォームづくりといった環境整備等について、こうした時代の変化に応じた問題整理が求められる時期に来ているのかもしれない。

## 【付録】「コロナ禍における特定非営利活動法人に関する実態調査」質問票

### 【基本情報】

- ・法人名・団体名（正式名称）をご記述ください。  
( )
- ・主たる事務所の所在地（市町村まで）をご記述ください。  
( )
- ・電話番号をご記述ください。  
( )
- ・FAX番号をご記述ください。  
( )
- ・電子メールアドレスをご記述ください。  
( )
- ・貴団体の会員数をご記述ください。  
( 人)
- ・記入者氏名をご記述ください。  
( )
- ・記入者の役職等をご記述ください。  
( )
- ・認定状況について選択してください。 **必須**
  - 特定非営利活動法人
  - 認定・特例認定非営利活動法人
  - 上記以外
- ・主たる活動分野一つを選択してください。 **必須（選択・択一）**
  - 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - 社会教育の推進を図る活動
  - まちづくりの推進を図る活動
  - 観光の振興を図る活動
  - 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - 環境の保全を図る活動
  - 災害救援活動
  - 地域安全活動
  - 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - 国際協力の活動
  - 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - 子どもの健全育成を図る活動
  - 情報化社会の発展を図る活動
  - 科学技術の振興を図る活動
  - 経済活動の活性化を図る活動
  - 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - 消費者の保護を図る活動
  - 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
  - 前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動

・それ以外の活動分野を選択してください。(選択・複数回答可)

- 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動
- まちづくりの推進を図る活動
- 観光の振興を図る活動
- 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 災害救援活動
- 地域安全活動
- 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 国際協力の活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 情報化社会の発展を図る活動
- 科学技術の振興を図る活動
- 経済活動の活性化を図る活動
- 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 消費者の保護を図る活動
- 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動

※ 令和2年3月頃から現時点までのコロナ禍の期間（以下、「コロナ禍」とします。）についてお聞きします。

コロナ禍における貴団体の活動状況について（Q1～Q5※1）

Q1-1 コロナ禍の活動量について、コロナ禍以前と比べてどのように変化したと感じていますか。

**必須（選択・択一）**

- 増えた
- やや増えた
- 変わらない
- やや減った
- 減った

Q1-2 Q1-1で回答された理由についてご記述ください。(自由回答)

Q1-3 コロナ禍以前はどのくらいの頻度で活動されてきましたか。 **必須（選択・択一）**

- 毎日
- 週に4～6日
- 週に2～3日
- 週に1日
- 月に2～3日
- 月に1日
- なし

Q1-4 現在はどのくらいの頻度で活動されていますか。 **必須（選択・択一）**

- 毎日
- 週に4～6日
- 週に2～3日
- 週に1日
- 月に2～3日
- 月に1日
- なし

※1 PART3の調査結果では、問1～5と表記しているが、原票に則してQ1～5と表記した。以下、問14まで同様に表記した。

Q2-1 貴団体の通常の活動場所についてすべて選択ください。必須（選択、複数回答可）

差し支えなければ、公共施設、民間施設、野外、その他の場合は具体的な施設名をご記述ください。

- 代表または職員の自宅
- 公共施設 ( )
- 民間施設 ( )
- 野外 ( )
- その他 ( )

Q2-2 貴団体の事務所の場所について選択ください。必須（選択、複数回答可）

差し支えなければ、公共施設、民間施設、その他の場合は具体的な施設名をご記述ください。

- 代表または職員の自宅
- 公共施設 ( )
- 民間施設 ( )
- その他 ( )

Q2-3 コロナ禍において、活動場所の確保ができましたか。（選択・択一）

差し支えなければ、理由もご記述ください。

- 確保できた ( )
- 部分的に確保できた ( )
- 全く確保できなかった ( )

Q2-4 コロナ禍において、事務所の確保ができましたか。（選択・択一）

差し支えなければ、理由もご記述ください。

- 確保できた ( )
- 確保できなかった ( )

Q3-1 ZOOM等を使用してのオンライン活動を導入されていますか。必須（選択・択一）

- はい
- いいえ

※「はい」と回答された団体→

—どのような活動で導入されていますか。必須（選択、複数回答可）

- 定期会合
- 講演会・シンポジウム
- 市民講座
- その他 ( )

—どのような理由で導入されましたか。必須（選択、複数回答可）

- 以前から導入していた
- 活動の内容から必要に迫られ導入した
- 今後を見据えて導入した
- その他 ( )

※「いいえ」と回答された団体→

—どのような理由で導入をしていませんか。必須（選択、複数回答可）

- オンラインの方法がわからない
- オンラインの機材等がない
- オンラインで活動する理由がない
- その他 ( )

Q3-2 オンライン活用のための学習をしましたか。必須（選択・択一）

- はい
- いいえ



－支援形態についてあてはまるものをすべて選択してください。必須（選択、複数回答可）

- 財的支援
- 物的支援
- 人的支援
- 相談支援
- 情報提供
- その他（記入例：子どもの居場所づくり）

（ ）

－差し支えなければ、具体的な支援内容についてご記述ください。（自由回答）

Q6-2 コロナ禍においてNPO団体など関係機関・団体等への支援を実施しましたか。

必須（選択・択一）

- はい
- いいえ

※「はい」と回答された団体 →

－支援先であてはまるものをすべて選択してください。必須（選択、複数回答可）

- NPO団体
- 公益法人や社会福祉法人等の一般企業以外の法人
- 任意団体
- 町内自治会
- その他（記入例：民生委員・児童委員）

（ ）

－支援形態についてあてはまるものをすべて選択してください。必須（選択、複数回答可）

- 財的支援
- 物的支援
- 人的支援
- 相談支援
- 情報提供
- その他（記入例：子どもの居場所づくり）

（ ）

－差し支えなければ、具体的な支援内容についてご記述ください。（自由回答）

Q7-1 コロナ禍において、行政や関係機関等からの受援や情報共有などの連携は増えましたか。

必須（選択・択一）

- 増えた
- やや増えた
- 以前と変わらない
- やや減った
- 減った

Q7-2 連携先の関係機関・団体等であてはまるものと連携内容について主要な3つを選択してください。

（選択、複数回答可）

- 国
- 県
- 市町村
- 小・中学校
- 高等学校・短大・大学等
- 市町村社会福祉協議会
- NPO団体
- 公益法人や社会福祉法人等の一般企業以外の法人
- 一般企業



- 町内自治会
  - 民生委員・児童委員
  - 任意団体
  - 個人
  - その他
- 連携内容
- 情報の共有
  - 財的支援を受ける
  - 物的支援を受ける
  - 人的支援を受ける
  - その他

Q7-3 差し支えなければ、連携内容について具体的内容についてご記述ください。複数選択された場合は、それぞれについて箇条書きでご記述ください。(自由回答)

貴団体の人的資源の状況について (Q8～Q10)

Q8-1 代表者の性別を選択してください。必須(選択・択一)

- 男性
- 女性
- その他

Q8-2 代表者の年代を選択してください。必須(選択・択一)

- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳代以上

Q8-3 代表者に就任してからの活動年数をご記述ください。必須(自由回答)

(記入例) 3年

( )

Q8-4 活動・業務内容にかかわる職業経験、職業資格等がありましたらご記述ください。

**必須(自由回答)**

(記入例) 看護師、社会福祉士 等

( )

Q8-5 コロナ禍において代表者が最も苦勞したと思われる点についてご記述ください。

**必須(自由回答)**

(記入例) 感染防止対策用の消毒液等の入手が困難だった、訪問介護先でご家族から感染対策は大丈夫かと何度も聞かれた、オンラインでのミーティングに慣れていない等

( )

Q9-1 職員の実人数について教えてください。(自由回答)

—全職員の実人数(記入例:〇〇人、把握していない場合は空欄で結構です。)

( ) 人

—有給の職員の実人数(記入例:〇〇人、把握していない場合は空欄で結構です。)

( ) 人

—常勤の有給職員の実人数(記入例:〇〇人、把握していない場合は空欄で結構です。)

( ) 人

Q9-2 職員の中で最も人数が多いと思われる年代を選択してください。(選択・択一)

- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳代以上
- わからない

Q9-3 職員のおおよその平均勤続年数と思われる年数について教えてください。(自由回答)

(記入例) 3年  
(            年)

Q9-4 職員の中で、業務内容にかかわる職業資格等をお持ちの方はいますか。(選択・択一)

- はい
- いいえ
- わからない

※「いる」と回答された団体→

—差し支えなければ、職業資格等の名称と職業資格等のある職員の人数をご記述ください。(自由回答)

(記入例) 看護師、〇〇人  
(            人)

Q9-5 コロナ禍において職員が最も苦勞したと思われる点をご記述ください。必須(自由回答)

(記入例) 感染防止対策用の消毒液等の入手が困難だった、訪問介護先でご家族から感染対策は大丈夫かと何度も聞かれた、オンラインでのミーティングに慣れていない等

Q10-1 コロナ禍における、ボランティアの稼働状況についてどのように感じていますか。

必須(選択・択一)

- 増えた
- やや増えた
- 以前と変わらない
- やや減った
- 減った

Q10-2 差し支えなければ、ボランティアの登録人数をご記述ください。(自由回答)

(記入例) 20人  
(            人)

Q10-3 登録されたボランティアで最も人数が多いと思われる年代を選択ください。(選択・択一)

- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳代以上
- わからない

Q10-4 登録されたボランティアのおおよその平均継続年数と思われる年数を教えてください。

(自由回答)  
(記入例) 〇〇年  
(            年)

※「利用しなかった」と回答された団体→（選択・択一）

－支援制度を利用しなかった理由を選択してください。

- 支援制度の存在を知らなかった
- 支援制度については知っていたが、それを利用する必要がなかった
- 支援制度については知っていたが、書類等の手続きが困難だった
- その他 ( )

Q11 - 2 支援制度の活用に際して、お考えがございましたらご記述ください。（自由回答）

Q12 - 1 2019年度と2020年度の事業報告書に記載された収益の総額をご記述ください。  
差し支えなければ、詳細にご記述をお願いします。（自由回答）

（記入例）12,300,000円

- －2019年度 ( ) 円)
- －2020年度 ( ) 円)

－2019年度の収益について、それぞれの内訳を選択してください。（選択・記述）

（記入例）0以上1割未満

- 1割以上2割未満
- 2割以上3割未満
- 3割以上4割未満
- 4割以上5割未満
- 5割以上6割未満
- 6割以上7割未満
- 7割以上8割未満
- 8割以上9割未満
- 9割以上10割

- 会費 ( )
- 寄附金 ( )
- 補助金・助成金 ( )
- 事業収益 ( )
- その他の内訳 ( )

－2020年度の収益について、それぞれの内訳を選択してください。（選択・記述）

（記入例）0以上1割未満

- 1割以上2割未満
- 2割以上3割未満
- 3割以上4割未満
- 4割以上5割未満
- 5割以上6割未満
- 6割以上7割未満
- 7割以上8割未満
- 8割以上9割未満
- 9割以上10割

- 会費 ( )
- 寄附金 ( )
- 補助金・助成金 ( )
- 事業収益 ( )
- その他の内訳 ( )

Q12 - 2 貴団体の収入状況について満足していますか。必須（選択・択一）

- 満足
- やや満足
- どちらともいえない
- やや不満
- 不満

Q12 - 3 差し支えなければ、その理由をご記述ください。（自由回答）

Q13-1 2019年度と2020年度の事業報告書に記載された支出の総額をご記述ください。

差し支えなければ、詳細にご記述をお願いします。（自由回答）

（記入例）12,300,000円

－2019年度（                      ）円

－2020年度（                      ）円

－2019年度の支出について、それぞれの内訳を選択してください。（選択・記述）

（記入例）

- 0 以上 1 割未満
- 1 割以上 2 割未満
- 2 割以上 3 割未満
- 3 割以上 4 割未満
- 4 割以上 5 割未満
- 5 割以上 6 割未満
- 6 割以上 7 割未満
- 7 割以上 8 割未満
- 8 割以上 9 割未満
- 9 割以上10割

人件費                      （                      ）

事業経費                      （                      ）

その他の内訳                      （                      ）

－2020年度の支出について、それぞれの内訳を選択してください。（選択・記述）

（記入例）

- 0 以上 1 割未満
- 1 割以上 2 割未満
- 2 割以上 3 割未満
- 3 割以上 4 割未満
- 4 割以上 5 割未満
- 5 割以上 6 割未満
- 6 割以上 7 割未満
- 7 割以上 8 割未満
- 8 割以上 9 割未満
- 9 割以上10割

人件費                      （                      ）

事業経費                      （                      ）

その他の内訳                      （                      ）

---

Q13 - 2 貴団体の支出状況について満足していますか。必須（選択・択一）

- 満足
- やや満足
- どちらともいえない
- やや不満
- 不満

Q13 - 3 差し支えなければ、その理由をご記述ください。（自由回答）

Q14 貴団体が今後活動を展開するにあたり支援や環境整備についてお考えがありましたらご記述ください。また、ここまでのアンケートにないことについて、ご意見等ございましたら、こちらにご記述ください。（自由回答）

アンケートにご協力いただきありがとうございますございました。

報告書名	コロナ禍における特定非営利活動法人に関する実態調査 (令和3年度 NPO調査研究チーム)
発行日	2022(令和4)年3月31日
編集・発行	神奈川県政策研究センター 〒231-8588 神奈川県 横浜市中区日本大通1 神奈川県政策局政策部総合政策課内 電話 (045)210-3081(直通) FAX (045)662-0525